WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja 2025 年 1 月号 | No. 01/2025

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

PCT が日常生活に貢献するマルチラテラリズム (多国間主義) の一例に挙げられる

国連 (UN) は、「多国間主義は、私たちが使用するテクノロジーから海外旅行の安全性に至るまで、私たちの日常生活の多くの側面を形成し、向上させる上で極めて重要な役割を果たしている。」と述べ、日常生活に貢献する国連に関連した多国間主義の実例を国連ウェブサイトに列挙しています。

多国間主義が私たちの日常生活にどのような影響を与え、向上させているかを示す一例として、特許協力条約 (PCT) を挙げ、「特許協力条約 (PCT) は 150 か国以上の特許保護を合理化し、発明を保護し、グローバルなイノベーションを促進している。」と言及しています。

PCT は、知的財産の分野における実践的且つ具体的な多国間主義を示す優れた例であり、イノベーターに多大な恩恵をもたらし、世界中のイノベーションを促進していることに私たち WIPO も同感します。

当ページ “Global Issues: Multilateral System” は、以下の国連ウェブサイトのリンクからご利用いただけます。

https://www.un.org/en/global-issues/multilateral-system

PCT 作業部会会合文書

第 18 回 PCT 作業部会会合が、2025 年 2 月 18 日から 20 日までジュネーブにて開催されます。関連文書は、以下のリンクからご利用下さい。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=86208

PCT アップデート

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

CA: カナダ (手数料表の修正)
IL: イスラエル (手数料)
KG: キルギスタン (インターネットアドレス)
KZ: カザフスタン (通知)
RS: セルビア (手数料)
UA: ウクライナ (国際出願の提出に認められる言語、紙形式による写しの部数)
US: 米国 (手数料)

受理官庁としての米国特許商標庁 (USPTO) に支払う、以下の手数料の料金が、2025 年 1 月 19 日から変更になりました (最初の括弧内の料金は「小規模事業体」による出願に適用され、2 つ目の括弧内の料金は「極小規模事業体」による出願に適用されます)。

送付手数料: 285 米国ドル (114) (57)

優先権の回復請求手数料: 2,260 米国ドル (904) (452)

また、同日から、指定 (若しくは選択) 官庁としての当該官庁に支払う、以下の国内手数料の一部料金も変更になりました (最初の括弧内の料金は「小規模事業体」による出願に適用され、2 つ目の括弧内の料金は「極小規模事業体」による出願に適用されます)。

基本国内手数料: 350 米国ドル (140) (70)

調査手数料:

- IPRP (特許性に関する国際予備報告) (第 II 章) が IPEA/US により作成され、又は見解書が ISA/US により作成され、全てのクレームが PCT 第 33 条(1) から (4) までの規定を充足している場合: [変更なし]

- 国際調査手数料が ISA としての USPTO に支払われた場合: 150 米国ドル (60) (30)

- 調査報告が US 以外の ISA により作成され、IB により USPTO に提供される、又は IB により USPTO に事前に通信があった場合: 580 米国ドル (232) (116)

- その他全ての状況: 770 米国ドル (308) (154)

審査手数料:

-IPRP (特許性に関する国際予備報告) (第 II 章) が IPEA/US により作成され、又は見解書が ISA/US により作成され、全てのクレームが PCT 第 33 条(1) から (4) までの規定を充足している場合: [変更なし]

- その他全ての状況: 880 米国ドル (352) (176)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

50 枚あたり、又は明細書と図面が 100 枚を超える
場合の端数 (電子媒体で提出された配列表又はコン
ピュータプログラムリストは除く): 450 米国ドル (180) (90)

3 項を超える独立クレーム、1 項あたりの
追加手数料: 600 米国ドル (240) (120)

20 項を超える独立/従属クレーム、
1 項あたりの追加手数料: 200 米国ドル (80) (40)

加えて、出願に多項従属クレームがある場合、
出願 1 件あたり: 925 米国ドル (370) (185)

国内段階の開始日以降に支払う調査手数料、
審査手数料の超過手数料、又は宣誓書
若しくは宣言書の提出に支払う超過手数料: 170 米国ドル (68) (34)

PCT 第 22 条又は 39 条(1) に基づき適用
する期間の満了後に英語翻訳文を提出する
場合の処理手数料: 150 米国ドル (60) (30)

膨大な配列表の出願手数料:

300MB から 800MB までの配列表の提出: 1,140 米国ドル (456) (228)

800MB 以上の配列表の提出:11,290 米国ドル (4,516) (2,258)

(PCT 出願人の手引 附属書 C (US) 及び国内編、概要 (US) が更新されました)

UY: ウルグアイ (管轄国際調査機関、一般情報、受理官庁としての当該官庁の要件に関する情報、微生物及びその他の生物材料の寄託に関する要件)

取扱手数料 (イスラエル特許庁)

2025 年 2 月 1 日から、国際予備審査機関 (IPEA) としてのイスラエル特許庁に対してイスラエルシェケルで支払う取扱手数料の換算額が変更になります。新料金は 812 イスラエルシェケルです。

(PCT 出願人の手引 附属書 E (IL) が更新されました)

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料 (イスラエル特許庁、国立産業財産機関 (ブラジル))

2025 年 2 月 1 日から、イスラエル特許庁が実施する国際調査について、スイスフランとユーロで支払う換算額が変更になります。新料金は、手数料表 I(b) に表示されています。

2025 年 3 月 1 日から、イスラエル特許庁が実施する国際調査について、イスラエルシェケルで支払う料金が変更になります。新料金は、同じく変更となるその他の手数料とともに、以下に表示します。

調査手数料: 4,101 イスラエルシェケル

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

追加調査手数料: 4,101 イスラエルシェケル

遅延提出手数料: 527 イスラエルシェケル

書類 1 件あたりの写しの手数料: 50 イスラエルシェケル

また、2025 年 3 月 1 日から、国立産業財産機関（ブラジル）が実施する国際調査について、スイスフランとユーロで支払う換算額も変更になります。新料金は、手数料表 I(b) に表示されています。

（PCT 出願人の手引 附属書 D（BR）と（IL）が更新されました）

予備審査手数料及び国際予備審査に関連するその他の手数料（イスラエル特許庁）

2025 年 3 月 1 日から、国際予備審査機関としてのイスラエル特許庁に対して米国ドルで支払う、以下の手数料の料金が変更になります。

予備審査手数料: 1,758 イスラエルシェケル

追加予備審査手数料: 1,758 イスラエルシェケル

遅延提出手数料: 527 イスラエルシェケル

書類 1 件あたりの写しの手数料: 50 イスラエルシェケル

（PCT 出願人の手引 附属書 E（IL）が更新されました）

世界知的財産の日 - 2025 年 4 月 26 日

知財と音楽 - Feel the beat of IP

2025 年の世界知的財産の日（World Intellectual Property Day）では、クリエイティブ活動とイノベーションが、知的財産（IP）権に支えられ、発展を続ける音楽シーンを盛り立てることで、あらゆる場所の全ての人に利益をもたらす側面に焦点を当てる機会です。

2025 年のテーマは「知財と音楽 - Feel the beat of IP」です。

人類共通の言語であると言われる音楽と、音楽の未来を形作り、IP の鼓動を感じさせる新しいサウンドやスタイル、テクノロジーを創り出している才能豊かなクリエイターや発明者、起業家たちを共に称えましょう。

イベントへ参加したい方でさらに内容について知りたい方は、WIPO がお勧めするアクティビティ、リソースやプロモーション資料をチェックして下さい。

https://www.wipo.int/en/web/ipday/2025/index
（訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能）

世界知的財産の日キャンペーンを皆様の啓発目標に合わせて企画・運用し、ターゲット層へのインパクトを最大化する方法など、詳細については 以下の WIPO ウェブサイトのリンクをご利用下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

https://www.wipo.int/en/web/ipday/2025/create-your-campaign
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

WIPO 標準 ST.26 - 最小長要件に関する調査

WIPO 標準 ST.26 は、特許出願におけるヌクレオチド及び/又はアミノ酸配列の提示に関する統一要件を定めています。WIPO 標準委員会により設置された配列表タスクフォースは、同標準の修正案を作成する作業を担っており、現在、同標準の第 8 項に定義されている最小長要件 (minimum length requirement) の修正を検討中です。

当タスクフォースは、最小長要件が与える影響を判断するため、出願人や関係者から直接意見を収集する意向です。出願人、特許代理人、その他の関係者でご関心のある方は、2025 年 3 月 31 日までに以下の調査にご参加下さい。

https://surveys.wipo.int/s3/Short-Sequences-Applicants

当調査についてのご質問は、国際事務局までお問い合わせ下さい。

wiposequence@wipo.int

PCT 関連資料の最新/更新情報

新しいウェビナー動画

英語ウェビナー

以下の英語ウェビナー動画 (下部に表示された日付に配信済み)

– Matering ePCT webinar series: Request for Change under PCT Rule 92bis
(2024 年 12 月 10 日と 12 日)

並びにウェビナーで使用された資料は、アーカイブからご利用下さい。

https://www.wipo.int/pct/ru/seminar/webinars/index.html

実務アドバイス

洪水を理由とした優先権の回復請求

Q: 当方は、報道機関により大々的に報じられた豪雨と洪水により甚大な被害を受けた地域に所在する特許代理人です。その洪水により、優先期間内に PCT 出願をすることができませんでした。「状況において必要とされる相当の注意が払われた」という基準に基づき、受理官庁に対し優先権の回復請求をしたいと思っています。理由の陳述では、洪水のためと言及するだけで十分でしょうか？

A: 先月の PCT ニュースレター (2025 年 12 月号) の実務アドバイスで、優先権の回復請求の手続と適用基準について説明したとおり、PCT 規則 26 の 2.3(a)(ii) に基づく故意ではない基準を満たすためには、優先期間を遵守できなかったのは故意ではなかったことを示すことができれば十分な場合があります。しかしながら、PCT 規則 26 の 2.3(a)(i) に基づく「相当な注意」というより高い基準を満たすために

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

は、出願人は、ある状況において合理的に注意深く行動する出願人であれば取ったであろうあらゆる手段をとっていたという詳細な証拠を提出しなければなりません。これには、出願の遅滞に至った事実や状況、優先期間内に国際出願できるように取られた是正措置又は代替措置を詳細に説明することが含まれます。

受理官庁は、この「相当な注意」基準が満たされたかどうかを判断する際、優先期間が満了した時点までの個別の案件に応じた事実や状況を考慮します。洪水などの自然災害は、その災害が、出願人が期間内に PCT 出願することができないような状況を生じさせた場合には、原則として「相当な注意」基準を満たす「不可抗力」の事象とみなされる可能性がありますが、公衆が認識していた洪水のため期間内の出願ができなかったと述べるだけでは十分ではありません。そのかわり、洪水によって電気やインターネットが使えず、関連ファイルにアクセスできなかったり、クライアントと連絡を取ることができなかったり、道路が冠水して物理的に事務所にたどり着けなかったりするなど、洪水によってどのように優先期間を遵守することができなかったのかについて具体的に説明しなければなりません。また、優先期間が満了した時点でも、これらの状況が存続していたことも証明する必要があります。

出願人が代理人によって代理されている場合、「相当な注意」基準を満たすためには、出願人と代理人の双方が「相当な注意」を払ったことを示す必要があります。出願人に関しては、通常の状況においては、資格のある代理人を選任することで 出願人の立場における「相当な注意」基準を満たすのに十分だと考えられます。代理人に関しては、国際出願できなかったことが代理人自身に関連することであった場合には、代理人が、ある状況において合理的に注意深く行動する出願人であれば取ったであろうあらゆる手段をとっていたことも示す必要があります。

一般に、受理官庁は、問題となっている状況について代理人が十分な情報を提供していないと判断した場合には、受理官庁が定めた期間内に、出願の遅滞に至った特定の事実や状況を説明する追加情報を提出するよう代理人に求めます。従って、受理官庁から最終判断を得るまでの遅延を避けるため、最初の理由の陳述には必要な情報を提供することが望ましいです。

理由の陳述を補足することはできますが、優先期間が満了した日から 2 か月以内、又は出願人が国際公開のための技術的準備が完了する前 (PCT 規則 26 の 2.3(e)) に早期の国際公開を請求している場合で、理由の陳述が全く提出されなかった場合には、通常、受理官庁は、理由の陳述が提出されなかったことを理由に優先権の回復請求を拒否する点にご留意下さい。

各受理官庁は個々の事情に応じた分析を行っており、PCT 受理官庁ガイドラインでは、優先権の回復請求に対処する際に官庁が従うべき一般的な指針を、幾つかの典型的なシナリオや考慮事項とともに説明しています。以下のリンクにてご参照下さい。

www.wipo.int/pct/en/texts/ro/ro166a_166t.html#_166m
(訳者注: 日本国特許庁による日本語仮訳抜粋が、以下のリンクからご参照いただけます。
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/document/yusenken_kaifuku/rogl.pdf)

各国が適用する基準の一覧は、以下のリンクをご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html

また、不適合の規定が有効である官庁の一覧については、 “PCT Reservations, Declarations, Notifications and Incompatibilities” の表をご参照下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

https://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

PCT 規則 26 の 2.3(a)(i) の意味における「相当な注意」を払った基準を満たすことについてのより詳しい情報は、PCT ニュースレター2020 年 2 月号に掲載されています。

https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2020/pct_news_2020_2.pdf
(事務職員による単独の人為的過誤))
(訳者注: 日本語
https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/newslett/2020/newslett_2020.pdf#page=14)

「不可抗力」が生じた状況における優先期間以外の期間の許容については、PCT ニュースレター2020 年 3 月号と 5 月号の実務アドバイスをご参照下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja

2025 年 2 月号 | No. 02/2025

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

WIPO グローバル・アワード応募者募集のお知らせ


Image: WIPO

2025 年の WIPO グローバル・アワードは、2025 年 3 月 31 日まで応募を受け付けています。2022 年に創設されたこのアワードは、知的財産権を自社の成功のためだけでなく、経済成長を促進し、社会貢献を果たす手法として活用している企業を表彰するものです。

コンペティションへの参加は無料で、WIPO の 193 加盟国のあらゆる業種の中小企業 (SMEs)、スタートアップや大学発ベンチャー企業を対象としています。特許保護を求めるため PCT 制度を活用した中小企業やスタートアップの皆様は、ぜひこのアワードへのご応募をご検討ください。。

受賞企業 10 社は専門家からなる独立した審査委員会によって選出され、2025 年 7 月の授賞式にて表彰されます。受賞者には、メンターシップ、WIPO リソースの独占的な利用、功績に対するグローバルな認知、スイス・ジュネーブで開催されるネットワーキングイベントへの参加 (旅費は WIPO が負担) が与えられます。

応募に関する詳細は、プレスリリースをご参照下さい。

https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2025/article_0001.html
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

また、以下のリンク先から WIPO グローバル・アワードのウェブページをご利用下さい。

https://www.wipo.int/en/web/awards/global/index

WIPO 手数料移転サービス (WIPO Fee Transfer Service)

2020 年 7 月 1 日から、受理官庁、国際調査機関、補充調査に指定された機関や国際予備審査機関は、“participating Office” (参加庁) として WIPO 手数料移転サービスに参加できるようになりました。当サービスでは PCT 手数料は、ある官庁 (“collecting Office” (徴収官庁)) から他の官庁 (“beneficiary Office” (受益官庁)) に対し国際事務局 (IB) を介して取り引きされます。詳細は、文書 PCT/WG/12/20 をご参照下さい。

https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=436911

IB は、WIPO 手数料移転サービスに含まれる各参加庁の PCT 手数料移転の一覧 (2024 年 12 月 31 日付) を掲載しました。当一覧は、以下のリンク先から 2025 年 1 月 30 日付の公示 (PCT 公報) (25 ページから) をご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

例外的な閉庁日

米国特許商標庁 (USPTO)

USPTO は、2025 年 1 月 6 日と 7 日は、悪天候のため、通常業務を行う目的で利用者に対して開庁しなかった旨を国際事務局に通知しました。

さらに、当該官庁は、2025 年 1 月 9 日は、国の服喪の日と指定されていたため開庁しませんでした。

官庁により IB に提供される閉庁日の一覧情報は、上述した情報を含めて更新されました。以下のリンク先からご利用下さい。

https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/ClosedDates.xhtml
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連する文書又は手数料が官庁に到達すべき日が、通常業務を行う目的で利用者に対して開庁していない日 (閉庁日) に当たる場合には、その期間は後続の就業日に満了するよう延長されます。

PCT アップデート

米国ドルで支払う国際出願手数料及び取扱手数料 (一部の官庁)

2025 年 4 月 1 日から、PCT 手数料表に表示されている国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、手数料表の項目 4 に記載されている電子出願の減額 (該当する場合) 及び取扱手数料の米国ドルでの換算額が変更になります。PCT 出願人の手引 (https://www.wipo.int/pct/guide/en/ (訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)) の以下の附属書において、これらの変更が反映されました。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

– 附属書 C (受理官庁): AM、AP、AZ、BH、BW、BY、BZ、CL、CR、DJ、DO、EA、EC、EG、GE、GH、HN、IB、IL、IN、IQ、IR、JM、JO、KE、KG、KH、KZ、LR、MD、MW、MX、NI、OM、PA、PE、PG、PH、QA、RU、SC、SV、SY、TJ、TM、TT、UA、UG、US、UY、UZ、WS、ZM、ZW。

– 附属書 E (国際予備審査機関): CL、EA、EG、IN、PH、 RU、US。

CU: キューバ (手数料、委任状に関する情報)
EA: ユーラシア特許機構 (手数料、FAX 機の使用停止、仮保護、国際出願の写しの部数)
IB: 国際事務局 (手数料)

2025 年 4 月 1 日から、以下のとおり、受理官庁としての IB に支払う送付手数料及び優先権書類の手数料の米国ドルでの換算額が変更になります。

送付手数料: 109 米国ドル

優先権書類の手数料: 55 米国ドル

航空便の追加手数料: 11 米国ドル

(PCT 出願人の手引 附属書 C (IB) が更新されました)

IR: イラン (・イスラム共和国) (国際出願の提出に認められる言語)
JP: 日本国 (ISA としての管轄)

日本国特許庁 (JPO) は、2025 年 3 月 1 日から、ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、サウジアラビア、シンガポール、タイ、米国とベトナムに加えて当該官庁が、ウルグアイの国民及び居住者により受理官庁としての国立産業財産局 (DNPI) (ウルグアイ) に対してなされた国際出願の管轄国際調査機関として行動する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

日本国特許庁と世界知的所有権機関の国際事務局間の取決めの附属書 A は、以下のリンク先にて随時更新予定です。

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/agreements/ag-jp.pdf

(PCT 出願人の手引 附属書 D (JP) が更新されました)

UY: ウルグアイ (管轄国際調査機関、指定 (又は選択) 官庁としての当該官庁の要件に関する情報)

国立産業財産局 (DNPI) (ウルグアイ) は、2025 年 3 月 1 日から、国立産業財産機関 (ブラジル)、国立産業財産機関 (チリ) 及びスペイン特許商標庁に加えて日本国特許庁 (JPO) を、ウルグアイの国民及び居住者により受理官庁としての DNPI (ウルグアイ) (又は IB) に対してなされた国際出願の管轄国際調査機関として指定します。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (UY) が更新されました)

また、指定 (又は選択) 官庁として役割を担う当該官庁の要件に関する情報が、PCT ウェブサイトの PCT 出願人の手引 (国内編、概要 (UY)) に掲載されました。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/view-doc.xhtml?doc-code=UY&doc-lang=en#NATIONAL%20CHAPTER

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料（一部の官庁）

2025 年 3 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に特定した通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁..... 米国ドル

ユーラシア特許庁（EAPO）..... 米国ドル

イスラエル特許庁..... スイスフラン、ユーロ、米国ドル

韓国知的財産庁..... 米国ドル

連邦知的財産局（Rospatent）（ロシア連邦）..... 米国ドル

2025 年 4 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に特定された通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストリア特許庁..... 米国ドル

カナダ知的財産庁..... 米国ドル

欧州特許庁（EPO）..... 米国ドル

フィンランド特許登録庁（PRH）..... 米国ドル

日本国特許庁（JPO）..... 米国ドル

北欧特許機構 米国ドル

サウジ知的財産機関（SAIP）..... スイスフラン

スペイン特許商標庁..... 米国ドル

国家機関「ウクライナ国立知的財産イノベーション庁」（UANIPIO）..... 米国ドル

スウェーデン知的財産庁（PRV）..... 米国ドル

トルコ特許商標庁（Turkpatent）..... 米国ドル

ヴィシェグラード特許機構（VPI）..... 米国ドル

新料金は、手数料表 I(b) に表示されています。

（PCT 出願人の手引 附属書 D（AT、AU、CA、EA、ES、FI、IL、JP、KR、RU、SA、SE、TR、UA、XN、XV）が更新されました）

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

メディアで読む PCT

PCT ウェブサイトの “PCT in the Media” に WIPO マガジンの以下の記事のリンクが追加されました。

https://www.wipo.int/pct/en/news/pct-media.html

カメルーンの農村地域に安価ながん医療を提供する医療技術とは？

GIC Med は、世界保健機関 (WHO) の Africa Innovators Network のメンバーである GIC Space の主要プロジェクトであり、独自の医療技術を駆使して、本国カメルーン全土の農村地域の女性たちに手頃な価格で利用しやすい乳がん・子宮頸がん検診を提供しています。GIC Space 立ち上げ責任者である Conrad Tankou 氏は WIPO マガジンのインタビューで、GIC Med モデル、看護師のスキルアップの重要性、そして同社が女性の医療水準を向上させる上で知的財産 (IP) が果たす役割について明らかにしています。

記事全文は、以下のリンク先からご利用下さい。

https://www.wipo.int/web/wipo-magazine/articles/how-medtech-is-bringing-affordable-cancer-care-to-rural-communities-in-cameroon-68206
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

WIPO マガジンは、以下のリンク先からご利用下さい。

https://www.wipo.int/en/web/wipo-magazine
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

WIPO テクノロジートレンド報告書 2025 – 輸送の未来

2025 年 2 月 6 日、WIPO は、輸送の未来に焦点を当てた WIPO テクノロジートレンド報告書 2025 年版 (WIPO Technology Trends Report 2025) を公表しました。本報告書は、特許やその他のデータの分析を通じて技術動向を追跡し、特定分野のイノベーションに関する確かで事実に基づいた証拠を提供する一連の報告書です。

最新報告書では、世界の輸送分野におけるイノベーションでは、エアタクシー、電気自動車用ワイヤレス充電、自動操縦貨物船などの環境により優しい未来型技術にますます注目が集まっていることを明らかにしています。本報告書はまた、中国、日本、米国、韓国、ドイツが輸送分野の発明活動をリードしていることを強調し、今後のエキサイティングな可能性に光を当てています。

詳細は、プレスリリースをご参照下さい。

https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2025/article_0002.html
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

The “WIPO Technology Trends: Future of Transportation” 2025 Report は、以下のリンク先からご利用下さい。

https://www.wipo.int/en/web/technology-trends/future-of-transportation

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

実務アドバイス

手続の期間と延長の可能性

Q: 受理官庁が方式上の欠陥を補正するよう出願人に求める際、通常、2 か月の応答期間を定めますが、出願人の請求に応じてこの期間を延長してくれます。では、なぜ優先権の主張の補正期間など他の期間については延長してもらえないのでしょうか？

A: PCT 規則で定められた期間が延長できるかどうかは、通常、関連する規則自体に記載されています。質問にある方式上の欠陥のケースでは (例えば受理官庁が図面の物理的欠陥を発見し出願人に補正を求める場合がありますが)、PCT 規則 26.2 は、受理官庁は、その件に関する決定を行う前は、いつでも通知に記載された期間を延長することができる旨を規定しています。但し、受理官庁ガイドラインの 155 項 (https://www.wipo.int/pct/en/texts/ro/ro153_159.html#_153) は、受理官庁は、期間を定める際又は期間の延長を認める際に「国際調査に関連する可能性のある補正は、国際調査機関が国際調査報告を作成する前に必要とすること、そして全ての補正は、国際公開のための技術的準備が完了する前に国際事務局に到達しなければならないこと」を考慮する必要がある旨を定めています。

またいくつかの状況において規則は、手数料又は書類は指定された期間内に受領される必要があるものの、たとえ受領が遅れた場合であっても、特定の手続の前に受領されていれば、適時に受領されたものとみなす旨を規定しています。例えば、出願人が送付手数料、国際調査手数料や国際出願手数料を支払うべき期間は 1 か月以内ですが、PCT 規則 16 の 2.1(d) では、受理官庁が、後払手数料 (様式 PCT/RO/133 (訳者注: 手数料の納付の補正命令書)) を伴う支払の求めを発行する前に手数料を受領した場合には、手数料は期間内に受領したものとみなされる旨を規定しています。同じ原則が、出願人が更に 1 か月以内に後払手数料を伴う支払を求められたが、期間内に支払わなかった場合にも適用されます。すなわち受理官庁が出願が取り下げられたものとみなす旨を出願人に通知する前に受領した後払手数料は、適時に受領したものとみなされることになります。留意すべき点として、受理官庁は、特に国際公開のための技術的準備が完了した後に出願が取り下げられたものとみなされることを回避するため、適用される 1 か月の期間が経過した後速やかに決定を行うことが求められている点です。

しかしながら、ほとんどの PCT 規則に定められている PCT 期間は、延長することはできません。例えば、国際調査機関 (ISA) が発明の単一性の要件を満たしていないと判断した場合の追加手数料の支払期間は延長できません。PCT 規則 40.1(ii) は、当該期間はその支払の求めから 1 か月のみと規定しています。この根本的な理由は、ISA は通常、PCT 規則 42 が定める期間内、すなわち、出願人が調査結果を入手して、出願を公開するか国際公開を回避するために出願を取り下げるかを決定する期間内に、国際調査の手続を完了する必要があるためです。

質問にある (期間が延長されない) もう一つの例は、優先権の主張の補正又は追加についてです。この期間は PCT 規則 26 の 2.1 に規定され、補正又は追加された優先権の主張を国際公開に反映することを目的としています。したがって、当該期間は国際公開のための技術的準備が完了する日を超えないことが重要です。但し、優先権の主張の補正の場合、国際事務局又は受理官庁が、期間が経過した後であって、様式 PCT/IB/111 により優先権の主張が無効であるとみなされる旨を宣言する前 (且つ、当該期間が経過した後 1 か月を超えない期間) に補正の通知を受領した場合には、PCT 規則 26 の 2.2(b) に従って、補正の請求は期間内に受領されたものとみなされることに留意すべきです (これは、優先権の主張の補正にのみ適用され、優先権の主張の追加には適用されないことに留意)。とはいえ、必要であれば優先権の主張の補正を行う時間を確保するために、出願人は、出願手続の直後に優先権の主張に関する

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

情報が正しく記載されていることを確認すること、また様式 PCT/IB/301 (Notification of Receipt of Record Copy) (記録原本の受理通知書) の受領時に優先権情報が正しく反映されているかを確認することが重要です。

上述したとおり期間を延長する可能性は限られていますが、PCT は不可抗力など特別な状況では、期間の徒過に関する一般的な救済措置を幾つか提供しています。詳細は、PCT ニュースレター2020 年 3 月号と 2020 年 5 月号の実務アドバイスをご参照下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja

2025 年 3 月号 | No. 03/2025

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

2024 年の PCT 出願

2024 年の PCT 出願は、2023 年比で 0.5%増加し、合計出願件数は 273,900 件でした。中国が引き続き PCT 出願の最大ユーザであり、70,160 件が出願され (2023 年比で 0.9%増)、続いてアメリカ合衆国 (米国) が 54,087 件 (2.8%減) で第 2 位となりました。日本 (48,397 件で 1.2%減)、韓国 (23,851 件で 7.1%増)、ドイツ (16,721 件で 1.3%減) が、2024 年もそれぞれ第 3 位、第 4 位と第 5 位を占めました。出願国上位 10 か国における 2024 年の PCT 全出願件数に対する各国のシェアの割合は、以下の通りです。

1.	中国	70,160	25.6%
2.	アメリカ合衆国	54,087	19.7%
3.	日本	48,397	17.7%
4.	韓国	23,851	8.7%
5.	ドイツ	16,721	6.1%
6.	フランス	8,125	3.0%
7.	英国	5,861	2.1%
8.	スイス	5,324	1.9%
9.	インド	4,552	1.7%
10.	オランダ	4,310	1.6%

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

上位 10 か国以下では、フィンランド (第 14 位) が PCT 出願において著しい成長 (2,004 件で 30.1%増) を見せました。

2023 年の出願件数との比較など、全ての国の出願件数に関する情報は、以下の WIPO プレスリリース PR/2025/934 のアネックス 1 をご参照下さい。

https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2025/article_0003.html
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

なお、上記の合計出願件数と以下に公表されている出願の数値は、国際事務局では 2024 年に国内及び広域官庁に出願された全ての PCT 出願は受理していないため暫定値ですのでご注意下さい。出願の確定した数値は、本年の後半に公表されます。

2024 年の PCT 出願公開件数については、中国に拠点を置く通信会社ファーウェイ・テクノロジーズが 8 年連続で PCT 出願人の首位を維持し、6,600 件の出願が公開され、次いで韓国のサムスン電子 (4,640 件)、米国のクアルコム (3,848 件)、韓国の LG エレクトロニクス (2,083 件) そして中国の寧徳時代新能源科技 (1,993 件) が続きました。上位 10 出願人のうち、サムスン電子が 2024 年に公開された PCT 出願件数において最も顕著な伸び (18.2%増) を記録し、上位 10 出願人以下では米国のハイテク企業大手の Apple (2023 年から 9 ランクアップ) と Google (2023 年から 5 ランクアップ) が上位 20 に入りました。上位 20 社のうち少なくとも 8 社が携帯電話と通信分野の企業となりました。

上位 10 出願人と当該出願人名での 2024 年の PCT 出願公開件数を列挙します。

1.	ファーウェイ・テクノロジーズ (Huawei Technologies Co., Ltd) (中国)	6,600
2.	サムスン電子 (Samsung Electronics Co., Ltd) (韓国)	4,640
3.	クアルコム (Qualcomm Incorporated) (米国)	3,848
4.	LG エレクトロニクス (LG Electronics Inc.) (韓国)	2,083
5.	寧徳時代新能源科技股分有限公司 (Contemporary Amperex Technology Co., Limited) (中国)	1,993
6.	BOE テクノロジーグループ (BOE Technology Group Co., Ltd) (中国)	1,959
7.	三菱電機株式会社 (Mitsubishi Electric Corporation) (日本)	1,956
8.	北京小米移动软件有限公司 (Beijing Xiaomi Mobile Software Co., Ltd) (中国)	1,889
9.	エリクソン (Telefonaktiebolaget LM Ericsson (Publ) (スウェーデン)	1,886
10.	日本電信電話株式会社 (Nippon Telegraph and Telephone Corporation) (日本)	1,877

上位 50 PCT 出願人の一覧は、プレスリリースのアネックス 2 に公表されています。

教育機関からの出願に関しては、カリフォルニア大学が 1993 年以来 PCT 制度の最大ユーザとしての地位を維持し、2024 年の PCT 出願公開件数は 519 件でした。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

教育機関上位 10 では、米国から 6 大学、中国から 2 大学、韓国とシンガポールの各 1 大学が占めています。教育機関による PCT 出願に関するより詳細な情報は、プレスリリースのアネックス 3 をご参照下さい。

技術分野別の PCT 出願公開件数では、デジタル通信が、2019 年以来 PCT 出願公開件数のトップであったコンピュータ技術を上回り、2024 年では全体の 10.5%を占め首位になりました。コンピュータ技術 (9.7%)、 電気機械 (8.6%)、医療技術 (6.5%)、計測 (4.4%) が続きました。2024 年では上位 10 の技術分野のうち 3 分野のみが伸びを記録し、デジタル通信 (9.9%増) が急成長を見せ、電気機械 (7.9%増) と輸送 (0.6%増) が続きました。公開された出願の技術分野別の詳細は、プレスリリースのアネックス 4 をご参照下さい。

2024 年の出願件数の確定値の公表 (特許協力条約年次報告 2025 年版による) は、本年後半の PCT ニュースレターでお知らせします。

優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS)

日本国特許庁 (JPO)

JPO は 2025 年 4 月 1 日から、電子形式で提出される PCT 出願の提供庁としての運用を加え、DAS の参加の範囲を拡張する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。但し、出願人が出願時にその出願を当サービスに提供しないよう要請した場合を除きます。

詳細は、該当する DAS に関する通知をご利用下さい。

https://www.wipo.int/web/das/participating-offices/search-details?territoryId=87

スロバキア共和国産業財産庁

スロバキア共和国産業財産庁は、2025 年 7 月 1 日から、DAS の提供庁及び取得庁の双方として運用を開始する旨を IB に通知しました。DAS 提供庁としては、2025 年 7 月 1 日以降、優先権書類としての特許出願の認証謄本を提供しますが、出願人が当サービスに対して優先権書類を提供するよう明示的に要請した場合となります。DAS 取得庁としては、優先権書類の提出期間が 2025 年 7 月 1 日までに満了していない出願を対象に、当サービスを通じて当該官庁が取得できる優先権書類を受領します。

詳細は、該当する DAS に関する通知をご利用下さい。

https://www.wipo.int/en/web/das/participating-offices/search-details?territoryId=156

(訳者注: DAS に関する一般説明) PCT 出願人は、DAS を利用することで、自ら認証謄本を提供したり又は (受理官庁による) 提供を手配する代わりに、IB に対し優先権書類として使用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう請求することができます。このような請求を行うためのベストプラクティスは、ePCT 出願で DAS オプションを選択し IB に優先権書類を提供するか、出願後に ePCT の専用「アクション」機能を利用することです。ePCT で入力されたアクセスコードが DAS アクセスコードと一致すれば、優先権書類は自動的に IB の内部処理システムに提供されます。

なお、当サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はない点にご留意下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

DAS 参加庁に関する情報は、以下のリンク先に掲載されています。

https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/

ISA 及び IPEA の取決めの最新/更新情報

日本国特許庁 (JPO)

日本国特許庁 (JPO) と 世界知的所有権機関 (WIPO) 国際事務局との間で締結された取決めの改訂版が 2025 年 3 月 1 日から発効しました。当取決めは、特許協力条約に基づき国立産業財産局 (DNPI) (ウルグアイ) の国際調査機関としての JPO の役割に関するもので、以下のリンク先に掲載されています。

https://www.wipo.int/pct/en/docs/agreements/ag-jp.pdf

2025 年 3 月 19 日に発生した ePCT システムの断続的不通について

以下の期間中、ePCT システムに技術的問題が発生しました。

2025 年 3 月 19 日午前 11 時 45 分から 午後 5 時 20 分まで (中央ヨーロッパ時間)

当期間中、不測の事態に備えたサービスである ePCT ビジネス・コンティニュイティ・サービスが利用可能でした。

この不通により PCT 規則に定められた期間を遵守できなかった出願人は、PCT 規則 82 の 4.2(a) に基づき期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を請求することができます。但し、2023 年 11 月 16 日付の公示 (PCT 公報) (217 ページ以下参照) に掲載された IB の通知において公表された適用状況に従っていることが条件となります。

詳細は以下のリンク先をご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/news/2025/news_0004.html
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

新規一方向 PCT-PPH 試行プログラム (国立特許庁対外貿易産業財産局 (バーレーン) – 欧州特許庁 (EPO))

2025 年 3 月 1 日から、国立特許庁対外貿易産業財産局 (バーレーン) と EPO 間で新規一方向 PCT-PPH 試行プログラムが開始しました。当試行プログラムでは、国際調査機関 (ISA) 若しくは国際予備審査機関 (IPEA) としての資格において EPO が作成した肯定的な見解書、又は肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) (すなわち、特許性ありと判断された請求項が少なくとも一つ存在する場合) を得た PCT 出願に基づき、国立特許庁対外貿易産業財産局 (バーレーン) に対し国内段階で早期審査の利用が可能となります。当試行プログラムを定める上記官庁間の取決めは、一方の官庁により特許性ありと判断された請求項に基づき、他方の官庁にて早期審査が可能な二方向 PPH プログラムも含みます。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

上述した PCT-PPH の取決めに関する詳細は、以下のリンク先をご利用下さい。

https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2025/02/a19.html

PCT ウェブサイトの PCT-PPH ページが、上述した情報を追加し更新されました。

https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

PCT アップデート

IB: 国際事務局 (手数料表の修正)

PCT ニュースレター2025 年 1 月号と 2 月号に掲載された PCT 手数料表の表 I(a) において、受理官庁である国際事務局 (IB) に支払う送付手数料の米国ドルでの料金が誤って表示されていました。正しい料金は 117 米国ドルです。

IR: イラン・イスラム共和国 (手数料、国内段階移行の特別な要件)
PT: ポルトガル (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する情報)
SE: スウェーデン (手数料)
UY: ウルグアイ (管轄国際調査機関)

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料 (一部の官庁)

2025 年 4 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に特定した通貨で支払う換算額が変更になります。

ユーラシア特許庁 (EAPO)..... 米国ドル

連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦)..... 米国ドル

2025 年 5 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に特定された通貨で支払う換算額が変更になります。

国立産業財産機関 (ブラジル) スイスフラン、ユーロ

新料金は、手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (BR、EA、RU) が更新されました)

実務アドバイス

PCT ニュースレター2025 年 2 月号の実務アドバイスの修正 (No. 02/2025)

上述した 2 月号 7 頁の実務アドバイス (訳者注: 日本語訳では 6 頁) に掲載された以下の文章の一部に誤りがあったため、削除しました (以下、誤った部分を訂正した形で記載しています)。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

「但し、優先権の主張の補正の場合、国際事務局又は受理官庁が、期間が経過した後であって、様式~~PCT/IB/111 を用いて~~優先権の主張が無効であるとみなされる旨を宣言する前（且つ、当該期間が経過した後 1 か月を超えない期間、 」

実務アドバイスは PCT ユーザにとって貴重な情報源であり、引き続き検索され参照されるため、提供される情報は可能な限り正確であることが重要です。そのため、この訂正を反映させるため原文を修正しました（訳者注: 日本語訳は誤りのあった箇所を削除したものを発行しました）。

法人出願人の署名権者として行為すること

Q: 当法人はスペインに本社を置き、メキシコに子会社を持っています。国際調査機関（ISA）の選択肢が広がることから、メキシコの受理官庁（RO/MX）に子会社名義で出願予定でおり、国際段階における全ての提出書類の管理と署名は社内の実務担当者に任せたいと考えています。PCT 願書（様式 PCT/RO/101）では実務担当者をどのように表示したらいいのでしょうか？また、受理官庁としての WIPO 国際事務局（RO/IB）に出願することに違いはありますか？

A: 資格を有する弁理士が法人の知的財産部に所属している場合、PCT 規則 90.1 に従い、PCT 願書の第 IV 欄（代理人、共通の代表者又は通知のためのあて名）に代理人として記載することにより、その弁理士を特許代理人として表示することができます。但し、代理人として行為するためには、その社内弁理士は出願がなされる受理官庁に対し業として手続をとる権能を有する必要があります。出願を管理する社内弁理士が RO/MX に対し業として手続をとる権能を有しない場合、当弁理士は RO/MX に対し代理人として法人を代理することはできないため（PCT 規則 90.1）、願書の第 IV 欄に代理人として表示されるべきではありません。

RO/MX に対し業として手続をとる権能を有する代理人を選任する代わりに、社内手続により法人を代表する権限を与えられた実務担当者は、同法人の署名権者として行為することが可能です。RO/MX を含むほとんどの受理官庁は、国際段階で出願人が代理人によって代理されることは要求しておらず、署名権者であれば、法人に代わって出願や取下げの通知を含む中間書類に署名することができます。

署名権者は、関係する RO に対し業として手続をとる権能を有する必要はありません。とはいえ、受理官庁、国際調査機関や国内段階移行する可能性のある指定官庁に対する関連手続に詳しい者に出願を管理してもらうことは有益となり得ます。

この場合、PCT 出願の願書に記入する際、第IV欄に署名権者を代理人又は共通の代表者として表示しないで下さい（彼らを通知のためのあて名として記載することは可能ですが、これは法人を代表して署名する権限を与えるものではありません）。同じように、ePCT や他の対応する電子出願システムを使用する場合でも「代理人」オプションを選択しないことです。代わりに第 X 欄の署名の横に署名者の氏名をはっきりと記載し、それが法人を「代表して署名された」ものであることを明確にし、法人名を記載して下さい。RO/IB に出願する場合、ePCT にはドロップダウンボックスがあり、そこに法人出願人を代表して署名する者がその権限を有している旨を記載することができます。代理人の選任とは異なり委任状は不要で、通常の状況下では法人出願人に代わって署名する権限に関する証拠は要求されません（受理官庁ガイドライン 127 項）。

RO/IB に国際出願する場合、RO/IB に対する代理人として行為する権利は、PCT 規則 83.1 の 2 により規定されており、特定の PCT 出願のための代理人として行為する権利を出願人の国籍や居所と結びつけています。これにより国籍や居所が異なる出願人がいれば代理人の選択肢が広がります。例えばこの

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

実務アドバイスのケースで、社内弁理士が RO/MX に対し業として手続をとる権能を有しないが、スペイン受理官庁に対し業として手続をとる権能を有する場合、スペインに本社を置く親会社も出願人であれば、その社内弁理士を RO/IB に対する代理人として表示することができます。

但し、法人出願人が受理官庁に対し業として手続をとる権能を有しない者を「代理人」として表示した場合、受理官庁は職権でその表示を「通知のためのあて名」へ変更することが可能な点にご留意下さい(PCT 規則 4.4(d))。この「通知のためのあて名」として表示された者は、出願人の代わりにあらゆる通信を受け取ることができますが、出願人に代わって行為する権能は有しません。通知のためのあて名として行為する者が作成した出願又は中間書類は、出願人 (若しくは法人出願人の署名権者) による署名が必要となります。詳細は、PCT ニュースレターの以下の号に掲載された実務アドバイスをご参照下さい。

- “Indicating an address for correspondence where a person is not entitled to represent the applicant before the receiving Office” (04/2015)

 https://www.wipo.int/pct/en/newslett/practical_advice/pa_042015.html

 (訳者注: 日本語版「受理官庁に対して出願人を代理する資格がない場合の通知のためのあて名の表示」(2015 年 4 月号)
 https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/newslett/2015/newslett_2015.pdf#page=31)

- “Where an applicant can file a PCT application and who is entitled to act as agent” (02/2024)

 https://www.wipo.int/pct/en/newslett/practical_advice/pa_022024.html

 (訳者注: 日本語版「出願人が PCT 出願を行える出願先と代理人資格者」(2024 年 2 月号)
 https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/newslett/2024/newslett-2024.pdf#page=15)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

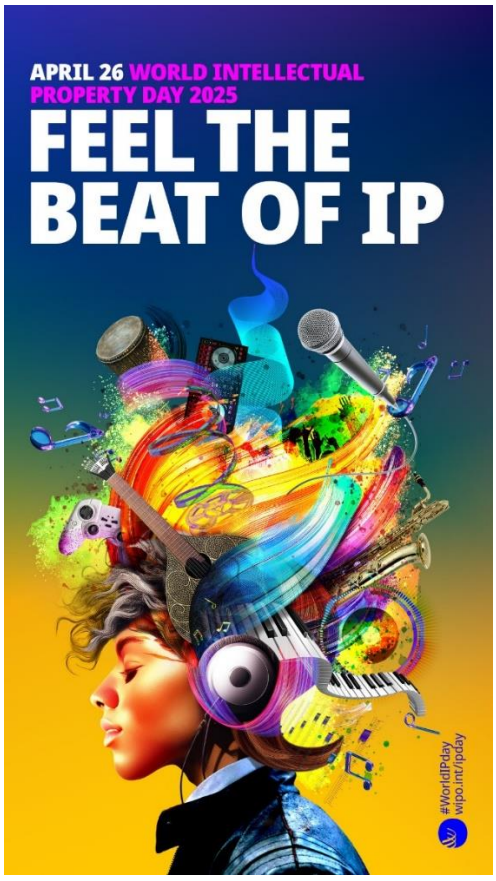
WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja

2025 年 4 月号 | No. 04/2025

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。



「世界知的財産の日」2025 年 4 月 26 日 - リマインダ

PCT ニュースレター2025 年 1 月号でお知らせした通り、世界知的財産の日 (World Intellectual Property Day) が 2025 年 4 月 26 日に開催されます。今年は「知財と音楽 - Feel the beat of IP」というテーマで、知的財産権に裏付けられた創造性とイノベーションが、いかにして音楽シーンを繁栄させ、世界中の全ての人に利益をもたらすかに焦点を当てます。

世界知的財産の日記念イベントを広報するため、ご自身が企画されているイベントの詳細を共有して下さい。

https://www.wipo.int/en/web/ipday/events-calendar
(訳者注: こちらと以下のリンク先のページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

また、ユース動画コンテストとピープルズ・チョイス賞の受賞者の結果発表もどうぞお忘れなく。

https://www.wipo.int/en/web/ipday/2025/video-competition

世界知的財産 2025 についての詳細は、以下のリンク先をご利用下さい。

https://www.wipo.int/en/web/ipday/2025/index

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

公開スケジュールの変更

2025 年 5 月 29 日の公開

2025 年 5 月 29 日 (木) は WIPO の閉庁日に当たるため、通常その日に公開される PCT 出願 (公示 (PCT 公報) も同様) は、2025 年 5 月 30 日 (金) に公開されます。但し、PCT 出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。従って、国際公開に反映させたい変更は、2025 年 5 月 13 日 (火) の午前零時 (中央ヨーロッパ夏時間 (CEST)) までに国際事務局に到達する必要があります。

ePCT 最新情報

ePCT システムの新バージョン (version 4.15) が 2025 年 3 月 19 日に導入されました。この最新バージョンは、新しい通知方法や「アクション」、プロセスの自動化など、出願人と官庁の双方に役立つ多くの新機能を提供します。

出願人向け、受理官庁、指定官庁や国際機関向けの ePCT version 4.15 の新機能に関する詳細は、それぞれ以下のリンク先をご参照下さい。

https://www.wipo.int/en/web/ipportal-support/epct-user-guide/faq?id=7080304

https://www.wipo.int/en/web/ipportal-support/epct-Office-user-guide/faq?id=6985170

出願人向け ePCT 最新機能

- 新しい通知方法 - ePCT

 出願人との通信を目的とした従来の「PDF 添付の電子メール」の通知方法に加え、「ePCT」が国際事務局 (IB) や他の PCT 機関 (該当する場合) からの通知の新たな通信方法として導入されました。新しい「ePCT」の通知方法では、ダイレクトリンクが提供され、ePCT にて関連する様式や書類を閲覧したりダウンロードすることが可能になります。

- PCT 規則 92 の 2 に基づく変更届の「アクション」の自動化

 「規則 92 の 2 の変更届」のオンラインアクションがほぼ完全に自動化されました。手動による確認が必要な一部のケースを除き、変更届の提出後、様式 PCT/IB/306 は速やかに発行されます。このアクションを完了し提出するプロセスに変更はありませんが、唯一の違いは、様式 IB/306 にアクションを介して提出された変更届が添付ファイルとして含まれるようになった点です。

- 発明者である旨の申立てのための新しく独立した「アクション」

 提出済みの IA (国際出願) の「アクション」セクションに、発明者である旨の申立て (米国出願のみ) が独立したオンラインアクションとして追加されました。これにより、発明者である旨の申立ては「規則 4.17 に基づく申立て」のアクションには含まれず、他の 4 種類の申立てのみが含まれるようになりました。

- その他の改良された機能は、以下の通りです。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

- 選択された受理官庁が受け入れる場合には、DOCX 形式が、新規国際出願を作成する際の明細書のデフォルト形式として設定されるようになりました。希望に応じて、別の形式を選択することもできます。
- ePCT にて大容量の TIFF ベースファイルの PDF をダウンロードするのが困難なユーザのためドキュメントダウンロード拡張機能が追加されました。ユーザは「その他」から PDF ファイルと TIFF 画像を含む ZIP ファイルをダウンロードできるようになります。
- XML 形式による ISR/WOSA (国際調査報告と国際調査機関の見解書) の XML 版へのアクセスが、未公開の出願も含め拡張されました。これらの XML 文書へのリンクは、IA ヘッダーセクション (PCT 出願番号から)、「データ 」セクション (「国際調査 」から) と「書類 」セクション (「その他 」から) にて利用可能です。
- 新しい注意事項

 1) 「規則 92 の 2 の変更届」アクション - 国際公開のための技術的準備が完了した後に当変更届のアクションが提出された場合、その変更は、国際公開に反映されないことを知らせる警告が ePCT に表示されます。

 2)「優先権書類の DAS からの取得請求」アクション – 国際公開日以降に当アクションを行うと ePCT に警告が表示され、IB は DAS から優先権書類を取得するが、PCT 規則 17.1(b の 2) に準拠したものとはみなされない旨をユーザに通知します。

官庁向け ePCT 最新機能

ePCT の新バージョンでは、以下の機能が改良されました。

– RO (受理官庁)

- 新しい通知方法 (ePCT) により、出願人は、IB や官庁が発行した PCT 様式を ePCT にてアクセス可能な通知 (発行済みの様式へのリンクを含む) として受け取ることを選択可能
- ePCT にて大容量ファイルの TIFF ベースの PDF をダウンロードするためのアップロード機能の改善
- ISR/WOSA (国際調査報告と国際調査機関の見解書) の XML 版へのアクセスが、未公開の国際出願を含め拡張

– ISA (国際調査機関)

- アップロード IPC (訳者注: International Patent Classification 国際特許分類) 機能の改善により、IPC コードのアップロードに CSV ファイルを添付可能
- ISR で引用された文献に特定のカテゴリー (D、P、O、&) を追加するためのインターフェイスを改善
- ISA のユーザは、国際調査報告、国際調査機関の見解書及び第 17 条(2)(a) に基づく通知の XML 版を IB に対してアップロードすることが可能

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

- ISR/WOSA が IB に受領されると「国際調査を開始」タスクが自動的に終了するように改善。当機能は ePCT で作成された報告のみでなく、ePCT 経由でアップロードされた報告又は EDI (訳者注: Electronic Data Interchange 電子データ交換) 経由で IB に送信された報告も対象

– IPEA (国際予備審査機関)

- IPEA が、様式 PCT/IPEA/407 を作成するための新しい ePCT アクションが利用可能 (現在は英語と中国語のみで、将来的には他の全ての公開言語が利用可能となる予定)
- IPEA が、様式 PCT/IPEA/440 を作成するための新しい ePCT アクションが利用可能 (現在は英語と中国語で、将来的には他の全ての公開言語が利用可能となる予定)
- ePCT で発行された IPEA 様式の提出は、今後、第 I 章の代理人ではなく第 II 章の代理人 (存在する場合) に送付

– DO (指定官庁)

- NPE (訳者注: National Phase Entry 国内段階移行) データの改善 - ePCT、M2M (訳者注: Machine to Machine)、又は特定の IA については EDI 経由で複数の分割出願が IB に送信された場合、今後は全てデータベースに保存。各手続は別々に表示。一貫性を維持するため、ePCT における NPE データの表示も PATENTSCOPE のものと一致。

従来通り、官庁の皆様からのご意見・ご要望は PCT 国際協力部 (pcticd@wipo.int) へお寄せ下さい。

現行の ePCT システムに関するご質問は、“Contact Us” リンクから PCT 電子サービス・ヘルプデスクへお送り下さい。

https://www.wipo.int/en/web/ipportal-support/epct-user-guide/faq

version 4.15 の導入に関連した問題点

ePCT の新バージョンには、PCT プロセスを合理化するために設計された数多くの有用な新機能と改良が加えられていますが、導入後の数日間、技術的な問題が幾つか発生しました。これらの問題はその後解決されましたが、皆様にご迷惑をお掛けしたことを心よりお詫び申し上げます。

期間の徒過が発生した出願人で、この度の技術的な問題により特に優先期間を徒過してしまった出願人は、適用可能な救済措置を検討するため国際事務局にご連絡下さい。ご自身の出願を担当するオペレーションチーム (https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/TeamLookup.xhtml?lang=en (訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)) 又は PCT 電子サービスヘルプデスク (pct.eservices@wipo.int) までご連絡下さい。

欧州特許庁 – 改訂 PCT-EPO ガイドライン

欧州特許庁 (EPO) は、PCT 機関としての EPO 調査及び審査ガイドライン (PCT-EPO ガイドライン) が改訂され、2025 年 4 月 1 日に発効したことを公表しました。当ガイドラインは、国際調査機関と国際予備審査機関としての EPO になされる国際出願の取扱いに関して様々な側面で従うべき実務や手続について説明しています。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

主な変更点は、MyEPO Portfolio service、電子通知やファクシミリと web-form filing の廃止に関するものです。加えて、期間の計算や電子的な手数料支払方法が明確化されました。また、Euro-PCT ガイドの関連内容が当ガイドラインにも含まれました。

詳細は以下のリンク先をご参照下さい。

https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2025/01/a5.html

改訂 PCT-EPO ガイドラインは、2025 年 4 月完全版として発行され、2024 年 3 月版に優先します。改訂版は、英語、仏語、独語で利用可能です。

https://www.epo.org/en/legal/guidelines-pct

最新の改訂は、HTML 版の “show modifications” を選択するか、修正箇所がハイライトされた PDF 版で確認することができます。

ラオス人民民主共和国における欧州特許の有効化

欧州特許機構とラオス人民共和国政府間の欧州特許の有効化に関する新たな取決めが、2025 年 4 月 1 日に発効しました。同日以降、当該国において欧州特許と欧州特許出願（欧州特許指定のある PCT 出願を含む）の有効化が可能となります。ラオス人民共和国で有効化された欧州特許と欧州特許出願は、当該国における国内出願や特許権と同様の権利と法的効果を有します。

詳細は以下のリンク先をご参照下さい。

https://www.epo.org/en/news-events/news/validation-agreement-laos-takes-effect

https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2025/03/a22.html

例外的な閉庁日

韓国知的財産庁

韓国知的財産庁は、2025 年 6 月 3 日は、臨時の祝日に指定されたため、通常業務を行う目的で利用者に対して開庁しない予定である旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

上述の情報を含め、閉庁日の一覧が更新されました。以下のリンク先からご利用下さい。

https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/ClosedDates.xhtml
（訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能）

PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連する文書又は手数料が官庁に到達すべき日が、通常業務を行う目的で利用者に対して開庁していない日（閉庁日）に当たる場合には、その期間は後続の就業日に満了するよう延長されます。

PCT アップデート

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

EP: 欧州特許機構 (所在地、手数料)

欧州特許庁 (EPO) ベルリン事務所の所在地が、以下の通り変更になりました。

所在地: Karl-Liebknecht-Str. 14
10178 Berlin
Germany

さらに、EPO は 2025 年 4 月 1 日から、同日以降に提出される国際出願について指定 (又は選択) 官庁としての EPO に支払う、ラオス人民民主共和国における欧州特許の有効化に伴う手数料を 180 ユーロとする旨を国際事務局に通知しました。

(PCT 出願人の手引、附属書 B (EP) 及び国内編、概要 (EP) が更新されました)

SE: スウェーデン (手数料の修正)

取扱手数料 (スウェーデン知的財産庁 (PRV))

2025 年 6 月 1 日から、国際予備審査機関としてのスウェーデン知的財産庁に対してスウェーデンクローナで支払う取扱手数料の換算額が変更になります。新料金は 2,280 スウェーデンクローナです。

(PCT 出願人の手引、附属書 E (SE) が更新されました)

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料 (一部の官庁)

2025 年 5 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に特定した通貨で支払う換算額が変更になります。

ユーラシア特許庁 (EAPO)..... スイスフラン、ユーロ

連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦)..... スイスフラン、ユーロ

2025 年 6 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に特定された通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁 ユーロ、シンガポールドル

オーストリア特許庁 韓国ウォン

ユーラシア特許庁 (EAPO) 米国ドル

欧州特許庁 (EPO) ニュージーランドドル

連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) 米国ドル

シンガポール知的財産庁 韓国ウォン

日本国特許庁 韓国ウォン

韓国知的財産庁 ユーロ、シンガポールドル

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

新料金は、手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT、AU、EA、EP、JP、KR、RU、SG) が更新されました)

補充調査手数料 (連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦))

2025 年 5 月 1 日から、連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) が実施する補充国際調査について、スイスフランで支払う換算額が変更になります。新料金は、手数料表 I(c) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 SISA (RU) が更新されました)

メディアで読む PCT

PCT ウェブサイトの “PCT in the Media” に WIPO マガジンの以下の記事のリンクが追加されました。

https://www.wipo.int/pct/en/news/pct-media.html

赤ちゃんをご機嫌に: おしゃぶりの特許取得と市場投入を目指す父親と、おしゃぶりを卒業した幼い娘

幼い娘の Amber にインスパイアされた Matt Chiu 氏は、シンガポール工科デザイン大学の博士号の所有者で、美しさと衛生面に配慮して設計した新しい種類のおしゃぶりを製作しました。彼は 2023 年に WIPO 発明者支援プログラム (Inventor Assistance Program: IAP) のシンガポールからの参加者として初めて特許出願をし、PCT 出願も行いました。今後、Kickstarter 社の世界的なクラウドファンディングキャンペーンを開始して製品への注目を集め、国際的なディストリビューターを探す予定です。

記事全文は、以下のリンク先からご利用下さい。

https://www.wipo.int/web/wipo-magazine/articles/tantrum-pending-how-one-father-took-his-pacifier-from-patent-to-market-and-weaned-his-daughter-off-her-dummy-72431
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

知的財産の力を生かしてメドテック分野に活用

トルコのスタートアップ企業 PONS Teknoloji などのメドテック企業が医療に革命を起こしている中、医療技術の発展を市場にもたらす上で知的財産 (IP) が果たす重要な役割に焦点が当てられています。PCT 制度を通じて特許保護を求めることで、医療の新技術が新しい市場に参入する際に国際的に保護されることを保証します。

記事全文は、以下のリンク先からご利用下さい。

https://www.wipo.int/web/wipo-magazine/articles/unlocking-the-power-of-intellectual-property-in-medical-technology-71322
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

WIPO マガジンは、以下のリンク先からご利用下さい。

https://www.wipo.int/en/web/wipo-magazine
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

SME サポートシリーズ

PCT SME (訳者注: Small and Medium-sized Enterprises 中小企業) サポートシリーズ 第 1 回「PCT を利用して国際的に発明の特許保護を求めるプロセスを開始するには？」

Q: 私は、ハイテク分野のスタートアップ企業に勤務するエンジニアで、新製品のアイデアを開発しました。コンセプトを改良し、プロトタイプを製作した結果、発明について、既存の製品よりも技術的且つ商業的な有利性があると考えています。PCT とその制度を利用して世界中に特許保護を求める出願ができる可能性について聞いたことがあります。これからどうすればよいのでしょうか？どこから始め、どのようなステップを踏めばよいのでしょうか？長期的な戦略を立てるため、特許保護を求める選択をした場合の費用、期間や選択肢についてどのように調べればよいのか教えて下さい。

A: 特許協力条約 (PCT) は、国際特許保護を求めるための効率的で柔軟なツールです。一つの官庁に対して一つの言語による一つの出願で、出願人は、最長 30 か月の期間、世界のほぼ全ての国での特許保護を求める可能性と選択肢を検討することができます。3 分間のビデオを視聴され PCT 締約国の一覧を参照し、PCT を利用するメリットをご確認下さい。

また、時間的な猶予に加えて、PCT は国際調査報告と国際調査機関の見解書という形式で、発明の潜在的な特許性を評価するための貴重な情報を提供します。WIPO が通常 18 か月後に PCT 出願を公開すると、公開された情報は発明への投資を誘致するのに役立ちます。

知的財産 (IP) に関する手続の開始

特許出願をする前に知的財産保護の必要性を判断すべきです。WIPO 知財診断ツールは、発明の特許性や潜在的な商業的価値を評価するのに役立ちます。また、特許データベース (例えば PATENTSCOPE など) で基本的な最先端技術の検索を行い、発明が新規なものであるかを判断することも有用です。

同様に、知的財産保護の長期的ビジョンと戦略的な計画を策定することも極めて重要です。アイデアを事業にする: スタートアップ企業のための知的財産ガイド (WIPO 発行) は、知財に関する貴重な洞察とガイダンスを提供しています。多国に所在する Technology and Innovation Support Centers (TISCs) は、出願にさらなる費用がかかる前に出願人に知的財産に関する支援を提供しています。発明の最初の出願をする前には、必要に応じて秘密保持契約を締結し、発明の秘密を保持することが不可欠です。

国内特許出願の準備

費用と戦略的な理由から、大多数のユーザは、PCT 出願をする前に最初に国内又は広域特許出願をします。特許出願をするためには、現地の特許専門家 (弁理士や代理人) からアドバイスを受けるのが最善です。多くの国内官庁が出願人に情報や支援を提供してくれますが、出願後の補正又は補充に伴う面倒な手続や費用を回避するために特許専門家のサービスを利用することをお勧めします。国内・広域官庁の一覧と問い合わせ先は、WIPO ウェブページをご参照下さい。国内官庁は、自国で登録されている知財専門家のリストを出願人に提供したり、出願人を支援可能なプログラム (例えば WIPO 発明者支援プログラムなど) や国内、国際段階で利用可能なその他の無償支援を推薦できる場合があります。政府機関や経済団体も、特許保護のためのさらなる支援や資金を提供できるかもしれません。

PCT 出願を行うための準備が整っているかの確認

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

発明における変更により新規の PCT 出願をしなければならない場合、費用は高額になることがあるため、発明と技術文書は高い品質を確保していることが重要です。出願後の補充や補正は、特定の状況においてのみ可能であり、専門家の支援を必要とする場合があります。

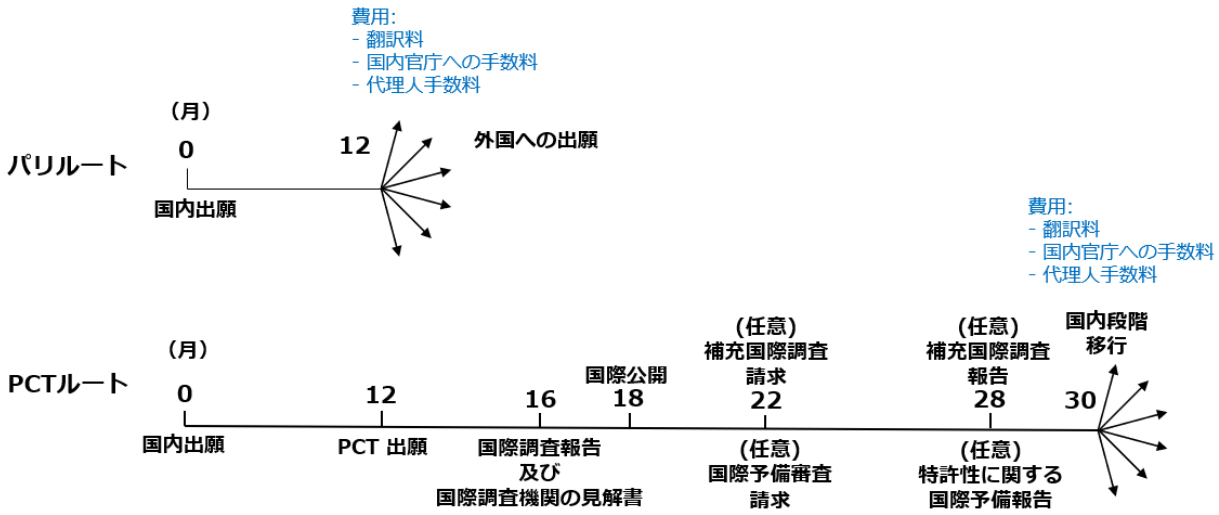
PCT 出願のプロセス

最初の国内又は広域出願がなされると、最先の出願の出願日を優先権の主張日として使用することで(PCT 出願は国内又は広域出願と同日になされたものとして権利を維持)、出願人は PCT 出願をするまで最長 12 か月の期間が与えられます。この期間を過ぎると、同じ優先権を使用してさらなる PCT 出願をすることはできませんし、先になされた PCT 出願に新たな事項を追加することもできません。

PCT 出願のプロセスは、主に 2 つの段階から構成されます。

– 国際段階
出願人は、WIPO の国際事務局 (IB) 又は国内若しくは広域官庁に出願することができます。国際調査機関 (ISA) が、先行技術としても知られる最先端技術に関する調査を行います。この調査により出願人は、発明の特許性の可能性と特許保護範囲の可能性を示す重要な情報が得られます。WIPO は、優先日から 18 か月後に特許出願と調査報告を公開します。

– 国内段階
通常、優先日から 30 か月以内に、出願人は特許保護を希望する特定の国で国内段階を開始しなければなりません。翻訳文を提出し、必要に応じて現地代理人を選任する必要があります。担当する国内官庁が出願を審査し、適切であれば特許を付与します。国際段階からの情報は、国内官庁を拘束するものではありませんが、特許性に関する最良の情報となり得ます。



PCT 出願のメリット

– 一つの出願で、方式上の手続を一元管理
出願書類は一度のみ一つの言語で提出するため、費用と労力を最長 30 か月まで節約可能です。

– 特許の仮保護の適用範囲

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCT 出願は、PCT の全 158 締約国を指定したものとみなされるため、出願人は最大限の選択肢を維持することができます。

- 柔軟性
 特許保護を希望する国や、いつ国内段階に移行するかを決定するのに 30 か月の猶予があります。国によっては特許審査ハイウェイ (PPH) により、早期の国内段階移行が可能です。

- 手数料の減額
 PCT の出願手数料と調査手数料は高額になることがありますが、開発途上国や後発開発途上国からの個人発明者と出願人は手数料の減額が受けられます。PCT 出願の関連手数料に関する詳細は、以下のリンク先に掲載されています。

 https://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html
 (訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

推奨する次のステップ

- 弁理士に相談する: 弁理士は特許出願プロセスについて説明し、PCT の複雑な手続の活用方法を SME に説明することができます。
- 出願を準備する: 技術図面や発明の詳細な明細書など、必要な書類を全て集めます。
- 出願する: 弁理士等専門家の助言に従い、国内特許庁又は PCT 受理官庁に出願します。
- 最初に国内出願する場合: 最初の出願から 12 か月の優先期間を管理することで、PCT 出願する期間を徒過しないようにし、優先日を維持します。

関連文献

- Inventing the Future, An Introduction to Patents for Small and Medium-sized Enterprises
- PCT 制度の概要 (はじめての方向け)

今後の PCT SME サポートシリーズでは、ニーズに合わせた有用な視点とアドバイスをお届けする予定です。ご質問はご遠慮なく PCT インフォメーション・サービスまでお問い合わせ下さい。

実務アドバイス

出願日当日又は出願日以降に国際出願の要素又は部分を補充すること

Q: PCT 出願をしたのですが、提出物を確認したところ、間違った図面一式を提出していたことに気付きました。出願を取り下げて再出願する必要がありますか？また、このような間違いに気付いたのが出願の翌日だった場合、どうすればよいのでしょうか？

A: まだいずれの手数料も支払われていないものと考慮すると、出願当日にまだ時間の余裕がある場合には、新規 PCT 出願の提出を検討することができ、提出済みの PCT 出願は後の段階で取り下げることが可能です。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

或いは、出願当日にまだ時間の余裕がある場合には、PCT 規則 20.5 の 2(b) 又は (c) に従って、出願を完成する又は補充する (誤って提出されたページの差し替えを含む) 可能性を検討することもできます。この実務アドバイスのケースでは、出願人は出願当日に間違いに気付いたため、もし ePCT を利用して PCT 出願をしていた場合には、このような補充を行う特別な機能が ePCT で提供されています。つまり、ePCT の「同日付け補充」機能を用いて、該当する受理官庁のタイムゾーンの午前零時まで、含まれていなかった書類を追加したりすでに提出された書類を差し替えたりすることができ、その際には国際出願日が変わることはありません。但し、この期限 (午前零時) を過ぎると同日付け補充機能は利用できなくなります。

「同日付け補充」機能の詳細は、PCT ニュースレター2019 年 7-8 月号に掲載された「実務アドバイス」をご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/newslett/practical_advice/pa_072019.html (英語)

https://www.wipo.int/pct/ja/newslett/practical_advice/pa_072019.html (日本語)

なお、一部の受理官庁は、当機能を提供していない点に留意することが重要です[1]。

国際出願日を過ぎてから間違いに気付いた場合には、次の選択肢があります。

引用による補充により、誤って提出された要素又は部分を補充する

正しい図面が優先基礎出願に含まれており、出願人が PCT 規則 20.5 の 2(d) と 20.6 に基づく条件を満たしていれば、引用による正しい図面の補充を試みることができます。この場合、元の国際出願日は維持されますが、正しい図面を追加することのみが可能で、誤って提出された図面を削除することはできないため、PCT 出願には 2 組の図面一式が存在することになります。もしも間違いに気付いたのが優先期間経過後である場合には、PCT 規則 20.5 の 2(c) に基づいて受理官庁が国際出願日を当該官庁が正しい要素を受理した日に訂正すると、優先権が喪失される可能性があるため、引用による補充が有用となります。但し、PCT 規則 20.8(b の 2) に基づき、一部の指定官庁は、これらの規定が自国の国内法令と不適合である旨を国際事務局に通知しています。従って、これらの指定官庁に対する国内段階においては、引用により補充された要素又は部分は PCT 出願の一部とはみなされません (不適合を通知している指定官庁の一覧は、WIPO ウェブサイトに掲載されています。

https://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html)。

さらに、一部の受理官庁は、PCT 規則 20.8(a の 2) に基づく不適合の通知を維持しており引用による補充の請求を処理しません。但し、これらの受理官庁については、出願人は、PCT 規則 19.4(a)(iii) に基づき、当該受理官庁に対し引用による補充の請求を処理する国際事務局の受理官庁に国際出願を送付するよう要請することができます。

引用による補充に関する詳細は、以下のリンク先をご参照下さい。

“Correction of incorrectly submitted parts of an international application”

[1] ePCT の同日付け補充機能は、カナダ、イスラエル及び米国の受理官庁では利用できない点にご留意下さい。これらの受理官庁の電子出願システムにアップロードするため ePCT 出願を利用して.zip ファイルを作成することは可能ですが、ePCT を利用してこれらの受理官庁に対しオンラインで出願することはできません。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

https://www.wipo.int/pct/en/newslett/practical_advice/pa_102024.html (英語)

「誤って提出された国際出願の部分の補充」
https://www.wipo.int/pct/ja/newslett/practical_advice/pa_102024.html (日本語)

引用による補充をせずに、誤って提出された要素又は部分を補充する

正しい図面が優先基礎出願に含まれていない、国際出願が優先権を全く主張していない、或いはまだ優先期間内であるなどの理由から出願人が後に繰り下がる国際出願日を受け入れるのであれば、PCT 規則 20.5 の 2(c) に基づき、誤って提出された頁を含む国際出願を補充する手続を行う選択肢があります。これは、全ての出願人が全ての受理官庁に対し利用できる手続で、出願人にとっては正しい図面を追加し誤って提出された図面を削除することができるため、より良い選択肢となる場合があります。この手続を利用する場合には、国際出願日が受理官庁が正しい要素又は部分の全てを受理した日に変更されますが、出願人は出願を取り下げて再出願する必要がなくなります (訳者注: 出願手数料を再度支払う必要がありません)。PCT 規則 20.7 に基づくこの手続を行える期間は、出願が受理官庁に最初に提出された日から 2 か月又は、受理官庁が間違いに気付いて出願人に補充を求める通知を発した場合は、その通知から 2 か月です。

PCT 規則 20.7 の期間がすでに満了している場合、間違いを完全に訂正するためには新規の PCT 出願をしなければなりません。先に出願した PCT 出願を取り下げるべきかどうかの判断は、出願手数料が支払われているか否かと、支払われているのであれば支払った手数料の払い戻しを受けられるか否かによります。規則上では、優先期間を過ぎて間違いに気付いたとしても、優先期間が満了した後 2 か月以内であれば、新規の出願をし、あわせて優先権の回復請求を行うことも考えられます。但し、このような状況下で優先権の回復の肯定的な判断を得られる可能性は低いでしょう[2]。従って、間違いを訂正するため新規の出願をすることを決定する前には、最新の注意を払うことをお勧めします。

[2] 優先権の回復請求に関する詳細は、受理官庁ガイドラインの 166A から 166T 項をご参照下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja

2025 年 5 月号 | No. 05/2025

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

PATENTSCOPE のお知らせ

PCT モニタリング機能

WIPO のグローバル特許データベースである PATENTSCOPE では、公開された PCT 出願に関する重要な変更 (再公開、書誌情報や国内段階データの更新、利用可能な新規書類など) を手動で繰り返し検索することなく、容易にモニターすることが可能な PCT モニタリング機能が利用できます。ユーザは、2022 年 4 月以降に公開された PCT 出願の PCT 書誌情報タブから “Start Watching” 「ウォッチリストに追加」機能を起動することで、最大 20 件の出願を同時に追跡することができます。

詳細は、PATENTSCOPE ユーザガイドに掲載されています。

https://patentscope.wipo.int/search/help/en/users_guide.pdf (英語版)

https://patentscope.wipo.int/search/help/ja/users_guide.pdf (日本語版)

検索可能な標準必須特許 (SEP) の宣言

特許について SEP 宣言が行われた場所を示す専用フィールドも PATENTSCOPE に追加されました。

標準必須特許 (SEP: Standard Essential Patent) とは、特定の技術標準の実施に不可欠な発明を保護する特許です。このような標準は、多様な企業が提供する様々な製品やサービスの安全性、相互運用性、互換性を確保するために非常に重要です。

3 つの標準開発機関 (SDOs: Standard Developing Organizations) で採択された技術標準に必要不可欠であると宣言された特許は、その旨が表示され、PATENTSCOPE の新しいタブ “Declared SEP”「宣言された SEP」で検索可能です。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

詳細は、以下のリンク先の PATENTSCOPE News をご参照下さい。

https://www.wipo.int/web/patentscope/w/news/2025/patentscope-now-includes-standard-essential-patent-declarations

期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容規定 (PCT 規則 82 の 4.1)

PCT 規則 82 の 4.1(d) に基づく通知 (スペイン特許商標庁)

PCT 規則 82 の 4.1(d) に従い、スペイン特許商標庁は、2025 年 4 月 28 日と 29 日に発生した全般的な停電がスペインにおける電子通信サービスの利用に影響を及ぼしたことを受け、上記期間中の停電により PCT 規則が定める期間を遵守できなかった出願人は、PCT 規則 82 の 4.1(a) に基づき、期間遵守できなかったことによる遅滞の許容を当該官庁に対し請求できる旨、及び証拠提出の必要性が放棄される旨を国際事務局に通知しました。

詳細は、当該官庁のウェブサイトに掲載された情報をご参照下さい。

https://www.oepm.es/en/sobre-OEPM/noticias-y-eventos/noticias/noticiap/Ampliacion-plazos-como-consecuencia-de-incidencia-electrica./

PCT アップデート

AU: オーストラリア (手数料)
NZ: ニュージーランド (手数料)
ZA: 南アフリカ (手数料)

米国ドルで支払う国際出願手数料及び取扱手数料 (一部の官庁)

2025 年 7 月 1 日から、PCT 手数料表に表示されている国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、手数料表の項目 4 に記載されている電子出願の減額 (該当する場合) 及び取扱手数料の米国ドルでの換算額が変更になります。PCT 出願人の手引 (https://www.wipo.int/pct/guide/en/ (訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)) の以下の附属書において、これらの変更が反映されました。

- 附属書 C (受理官庁): AM、AP、AZ、BH、BW、BY、BZ、CL、CR、DJ、DO、EA、EC、EG、GE、GH、HN、IB、IL、IN、IQ、IR、JM、JO、KE、KG、KH、KZ、LR、MD、MW、MX、NI、OM、PA、PE、PG、PH、QA、RU、SC、SV、SY、TJ、TM、TT、UA、UG、US、UY、UZ、WS、ZM、ZW。
- 附属書 E (国際予備審査機関): CL、EA、EG、IN、PH、 RU、US。

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料 (一部の官庁)

2025 年 7 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に特定した通貨で支払う換算額が変更になります。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

オーストリア特許庁 南アフリカランド

カナダ知的財産庁 ユーロ

エジプト特許庁 スイスフラン、ユーロ

欧州特許庁 (EPO) 米国ドル、南アフリカランド

イスラエル特許庁 ユーロ

日本国特許庁 米国ドル

韓国知的財産庁 スイスフラン

新料金は、手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT、CA、EG、EP、IL、JP、KR) が更新されました)

取扱手数料 (オーストラリア特許庁、イスラエル特許庁、韓国知的財産庁)

2025 年 7 月 1 日から、国際予備審査機関としてのオーストラリア特許庁に対してオーストラリアドル、イスラエル特許庁に対してイスラエルシェケル、韓国知的財産庁に対して韓国ウォンで支払う取扱手数料の換算額が変更になります。新料金はそれぞれ、377 オーストラリアドル、875 イスラエルシェケル、345,000 韓国ウォンです。

(PCT 出願人の手引、附属書 E (AU、IL、KR) が更新されました)

新しい WIPO 資料

Patent Landscape Report: 労働安全衛生 (OHS: Occupational Health and Safety) 技術



最新の WIPO Patent Landscape Report では、重要な OHS 技術分野における世界的な特許活動の包括的且つデータ主導の概要を提供しています。数千件の特許出願を分析することにより、OHS 関連の技術革新における主要なイノベーションの傾向、大手技術開発者や地理的分布を明らかにしています。

毎年、何百万人もの人々が危険な労働環境による影響を受け、労働災害又は労働関連疾患によって 300 万人の命が失われ、4 億人近くの労働者が非致死的傷害に苦しんでいると推定されています。これらの驚くべき数字は、労働安全衛生におけるイノベーションが、人命を守るだけでなく、世界の GDP の 4%近くを占める労働災害に関連する経済的負担を軽減するためにも緊急に必要とされていることを明確に示しています。

本レポートは、以下の 3 つの主要な技術分野に焦点を当てています。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

- AI、センサー、データ分析を使って職場の事故を予測・防止する事故予測技術
- 危険な状況や労働者の健康をリアルタイムで追跡する検知・監視ツール
- 高度な個人用防護具 (PPE: Personal Protection Equipment) やリスクを軽減するように設計された安全システムなどの保護技術

この新しいレポートは、政策立案者、研究者、企業、イノベーターにとって、職場における安全技術の進化を理解するための貴重な資料となります。また、十分な情報に基づいた意思決定を支援し、世界で最も切迫した労働問題の一つに取り組むための協力関係を促進します。

本レポートの全文は、以下のリンク先に掲載されています。

https://www.wipo.int/web-publications/patent-landscape-report-occupational-health-and-safety-ohs/en/index.html

本レポートの背景として、WIPO は、開発アジェンダプロジェクト “Developing Tools for Access to Patent Information” (特許情報へのアクセスツールの開発) の下、公衆衛生、食糧安全保障、気候変動や環境など、途上国や後発開発途上国が特に関心のある分野の Patent Landscape Reports を作成する使命を担っています。Patent Landscape Reports の詳細は、以下のリンク先をご利用下さい。

https://www.wipo.int/publications/en/series/index.jsp?id=137

日本語の PCT 最新情報ウェビナーのご案内

PCT 最新情報「統計・規則改正と ePCT」 と題する本ウェビナーでは、WIPO 統計部より発表された最新データ、2024 年及び 2025 年 7 月 1 日に発効する PCT 規則の改正点、さらに ePCT の機能に関する最新情報を凝縮してお届けします。ウェビナーの最後には Q&A コーナーもございます。

この日本語のウェビナーは、2025 年 6 月 12 日 (木) 日本時間午後 4 時から 4 時 45 分 (中央ヨーロッパ時間午後 9 時から 9 時 45 分) に開催されます (無料)。是非ご参加下さい。 以下のリンクからご登録下さい。

https://wipo-int.zoom.us/webinar/register/9617476589043/WN_2efFR7OpTmqXM9mslRu3og

PCT 関連資料の最新/更新情報

新しい出願人向け ePCT ビデオチュートリアル

出願人向け ePCT ビデオチュートリアルを提供するウェブページ (以下参照) に、ePCT 出願に関するビデオチュートリアルが収録されました。

https://www.wipo.int/pct/en/epct/tutorials.html

この動画では、直接出願モード又は 2 ステップ出願モード (受理官庁である RO/CA、RO/IL、RO/US に対する出願用) を利用し、ePCT にて PCT 出願を行う方法をステップバイステップで解説しています。以下のリンク先からご利用下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

https://www.wipo.int/pct/en/epct/docx-format.html#wipoModal4

新しいウェビナー動画

英語のウェビナー

以下の英語のウェビナーの録画動画（下記に表示された日に配信済み）と

– Mastering ePCT webinar series: ePCT Filing (2025 年 4 月 15 日と 17 日)

ウェビナーで使用された資料は、次のリンク先からご利用下さい。

https://www.wipo.int/pct/ru/seminar/webinars/index.html

実務アドバイス

停電及びインターネットの通信障害が発生した場合に利用可能な救済措置

Q: 私は今日、国内の受理官庁と他の官庁の両方に、新規の PCT 出願と係属中の PCT 出願に関する書類を幾つか提出する必要があります。私の事務所や国内の受理官庁が所在する地域では、停電やインターネットの通信障害が発生することがあります。これらの状況が発生した場合、どうすればよいのでしょうか？出願や書類を期限内に提出できない場合の代替策を教えて下さい。

A: 可能であれば、まず PCT 出願又は他の書類を提出予定の官庁のウェブサイトにアクセスして、利用可能な選択肢を全て確認することをお勧めします。官庁が、利用可能な提出方法に関する情報を国際事務局に通知している場合には、PCT 出願人の手引や ePCT の官庁プロフィールにもそれらの情報が掲載されています。(新規の PCT 出願に関して) 情報が入手できない場合、又は利用可能な選択肢が実行できない場合には、出願人は、受理官庁としての国際事務局に対し、又は出願を受理可能な異なるタイムゾーンにある他の受理官庁に対し PCT 出願を検討することができます。さらに、係属中の出願に関する書類の多くは、国際事務局又は受理官庁、そして該当する場合には国際調査機関若しくは予備審査機関にも提出可能な場合がありますのでご検討下さい。

出願人が、国際出願又は係属中の出願に関する書類を適時に提出するためにあらゆる妥当な代替手段を尽くしたにもかかわらず、期間の徒過を回避することができず、期間を遵守できなかったことによる遅滞の許容を官庁に請求する場合には、以下の通り状況を区別して下さい。

工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく優先期間内に新規の国際出願を提出する場合

受理官庁が特定の日に閉庁した旨を公表した場合には (https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/ClosedDates.xhtml をご参照下さい)、出願人は「翌就業日規則」(パリ条約第 4 条(C)(3)、PCT 規則 2.4(b) 及び 80.5)) の適用を受けることができます。この規則が適用されるケースでは、官庁が通常業務を行う目的で利用者に対して開庁していなかった日に満了した期間は、官庁が再び開庁する翌就業日に満了します。従って、出願人が翌就業日に新規の国際出願をすれば、優先期間は遵守されたものとみなされます。

期間の徒過を回避するためにあらゆる妥当な努力を尽くしたにもかかわらず、優先期間を遵守できなかったのであれば、出願人は、停電又はインターネットの通信障害が発生したことを「不可抗力」と主張

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

して優先権の回復を請求することができます。受理官庁は、各事案それぞれの特定の状況に基づき認定を行います。但し、一部の官庁は、当該制度が自国の国内法令と不適合である旨を通知しているため、優先権の回復手続を適用していません。これらの官庁は、PCT 規則 26 の 2.3(j) に従い提出された不適合を通知している官庁の一覧 (https://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html) に記載されています。詳細は PCT ニュースレター 2025 年 1 月号と 2020 年 2 月号の実務アドバイスをご参照下さい。

PCT 規則で定められた期間内に係属中の国際出願に関する書類を提出する場合

出願人が、延長ができない期間内 (例えば、優先権主張の補正又は国際予備審査請求の提出など) に係属中の出願に関連する行為を行う必要があるが、関係官庁も停電による影響を受けているため当該官庁にて認められている電子的な通信手段が利用できない場合には、PCT 規則 82 の 4.2(a) の規定を利用する可能性を検討し、期間の徒過の許容を請求することができます。一部の官庁は、この規則を適用する旨を国際事務局に通知しており、それらの官庁において電子的な通信手段の不通が発生した場合には、当該官庁は国際事務局にもその旨を通知することになっています。それらの官庁における適用条件を含む通知は、WIPO PCT のウェブページ (https://www.wipo.int/pct/en/texts/unavailability.html (訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)) に掲載されています。適用条件が出願人のケースに該当すれば、証拠を提出することなく、関係官庁の定める条件に従い期間に遅滞したことの許容を請求することができます。

出願人側に技術的な問題がある場合、PCT 規則 82 の 4.1 では、特定の不可抗力の事由 (出願人が居住する、営業所を有する又は滞在している地域の電子通信サービスの全般的な不通を含む) により、受理官庁、国際機関又は国際事務局に対し行為を行うための規則に定める期間が遵守されなかったことを示す証拠を提出できる旨が規定されています。停電が広範な地域に及んだこと、その停電は予測又は予見不可能であったこと、且つ利用可能な代替通信手段がなかったことを立証する必要があります (PCT 出願人の手引 - 国際段階 11.065A 項参照)。

立証するための証拠は、適用される期間が満了した後 6 か月以内に管轄官庁、機関又は国際事務局に対し関係官庁の条件を満たすよう提出しなければなりません。官庁は、当該官庁が定めて公表した条件に従って、証拠提出の必要性も放棄することができ (PCT 規則 82 の 4.1(d))、国際事務局も同じく条件を公表しています。証拠提出の必要性が放棄された場合には、出願人は、関係官庁が証拠提出に関する要求を放棄した理由を記載した陳述書を提出するだけで十分です。

PCT 規則 82 の 4 は、PCT 規則で定められている期間に言及する規定であり、パリ条約で定められている優先期間、及び PCT 条約で定められている国内段階移行期間 (第 22 条及び第 39 条) には適用されないことにご留意下さい。

「不可抗力」の状況における優先期間以外の期間の許容に関する詳細は、PCT ニュースレター 2020 年 3 月号と 2020 年 5 月号の実務アドバイスをご参照下さい。

国内段階移行期間（第 22 条及び第 39 条）

指定官庁や選択官庁における救済措置は、関連する国内法令に従って利用することができ (PCT 第 48 条(2)、PCT 規則 82 の 2.2)、これらの官庁は、国内法令と PCT 規則 49.6(f) との間に不適合がある旨を通知していない限り、PCT 規則 49.6 に基づき出願に関する権利を回復する可能性を提供することが求

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

められています (www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html をご参照下さい)。詳細は、PCT 出願人の手引の該当する国内編をご利用下さい。

www.wipo.int/pct/en/guide/index.html
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

また、どのような状況においても、関係する国内官庁にお問い合わせされることをお勧めします。

特定の状況において PCT 出願に関する遅滞を許容することを意図した救済措置は存在しますが、当然のことながら、そのような状況を避け可能な限り速やかに出願又は書類を提出することが望ましいといえます。なお、救済措置の手続には追加的な対応が必要であり、全ての締約国において常に受け入れられるとは限らず、利用できるとも限らないことにご留意下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja 2025 年 6 月号 | No. 06/2025

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

エチオピアがパリ条約に参加

エチオピア連邦民主共和国 (国コード: ET) が、2025 年 5 月 15 日に、工業所有権の保護に関するパリ条約の加入書を寄託しました。これによりパリ条約の全同盟国数は 181 となりました。当該国は、2025 年 8 月 15 日よりパリ条約に拘束されます。一覧 “States Party to the PCT and the Paris Convention and Members of the WTO” の更新版は、以下のリンク先に掲載されています。

https://www.wipo.int/pct/en/paris_wto_pct.html

PCT 規則 4.10(a) に従い、優先権の主張は、パリ条約の同盟国において/について、又は同条約の同盟国ではないが世界貿易機関 (WTO) の加盟国である国において/についてされた一つ以上の先の出願に基づく優先権を国際出願において主張することによって行うことができます。

モーリシャス共和国が ARIPO に参加

モーリシャス共和国が、2025 年 5 月 27 日に、アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) の枠組みにおける特許、実用新案、及び意匠に関するハラレ議定書への加入書を寄託しました。これにより、モーリシャス共和国は、2025 年 8 月 27 日より ARIPO の加盟国となります。ハラレ議定書についても当該国に関して当該日から発効し、ARIPO の加盟国数は 22、ハラレ議定書の締約国数は 21 となります。

この加入により、2025 年 8 月 27 日以降に提出される全ての国際出願は、国内特許に加えて、ARIPO の特許はモーリシャス共和国の指定も含むことになります。さらに、当該日より、当該国の国民及び居住者は、モーリシャス産業財産庁 (IPOM) 及び WIPO 国際事務局に加えて、受理官庁としての ARIPO に対しても国際出願ができるようになります。

モーリシャス共和国の加入に関する ARIPO の告知は、以下のリンク先に掲載されています。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

https://www.aripo.org/news/Mauritius+Accedes+to+the+Harare+Protocol-1748463914

(PC T 出願人の手引 附属書 B (MU)、B (AP)、C (AP) が更新されました)

PCT 規則改正 - 2025 年 7 月 1 日発効

2024 年 7 月 9 日から 17 日まで開催された PCT 同盟総会 (PCT 総会) は、2025 年 7 月 1 日発効予定の PCT 規則改正を採択しました。改正内容は以下の通りです。

- PCT 規則 89 の 2.1 の改正により、官庁は紙による出願の受理を停止します (但し、国際出願日を取得する及び/又は期間を遵守するための例外的な状況において紙による出願の提出を認める選択肢が残されます)。紙による出願がされた場合には、2 か月以内に電子形式による出願書類の再提出を出願人に要求することができます。受理官庁としての国際事務局は、引き続き紙による出願を受理する義務があります。
- PCT 規則 92 の改正により、国際事務局は、現下当事務局が求められている英語とフランス語以外の言語でも、官庁や出願人と連絡することができるようになります。
- PCT 規則 26.3 の 3 の改正により、出願人は、図面の要約及び/又は図面の文言が、国際出願の公開言語と異なる言語で提出された場合には、国際調査機関が認める言語での翻訳文の提出が求められます。

PCT 規則改正を解説するパワーポイント資料は、以下のリンク先からご利用下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/texts/rule_changes_archive

2025 年 7 月 1 日に発効する改正版 PCT 規則の全条文は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語の PDF 形式で、以下のリンク先からご利用下さい。

https://www.wipo.int/en/web/pct-system/texts/index

英語とイタリア語以外の言語は、当ページの右上から選択可能です。

PCT 実施細則の改正

PCT 実施細則の第 703 号及び第 705 号が修正され、新たに第 703 号(e の 2)、第 703 号(e の 3)、第 705 号の 4 が追加され、2025 年 7 月 1 日に発効します。

これらの修正を含む実施細則の改正版は、それぞれ英語、フランス語とスペイン語の PDF 形式でご利用いただけます。

https://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html

https://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html

https://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html

英語とフランス語の条文は、 HTML 形式でも提供予定です。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

中国語、日本語とロシア語の改正版は、近日利用可能となります。

上述した変更は、回章 C. PCT 1684 において詳細に説明されており、それぞれ英語、フランス語とスペイン語で以下のリンク先からご利用いただけます。

https://www.wipo.int/en/web/pct-system/circulars/2025/index

https://www.wipo.int/fr/web/pct-system/circulars/2025/index

https://www.wipo.int/es/web/pct-system/circulars/2025/index

PCT 受理官庁ガイドライン、PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの改訂

PCT 受理官庁ガイドライン、PCT 国際調査及び予備審査 (ISPE) ガイドラインが改訂され、2025 年 7 月 1 日に発効予定です。詳細は、回章 C. PCT 1684 をご参照下さい。それぞれ英語、フランス語とスペイン語で、以下のリンク先からご利用いただけます。

https://www.wipo.int/en/web/pct-system/circulars/2025/index

https://www.wipo.int/fr/web/pct-system/circulars/2025/index

https://www.wipo.int/es/web/pct-system/circulars/2025/index

WIPO ウェブサイト PCT 関連ページのデザインが一新

PCT ユーザ満足度調査を通じて寄せられたフィードバックを受け、WIPO ウェブサイト上の PCT 関連ページが 2025 年 6 月 16 日付で一新されました。変更内容には、PCT トップページのデザイン変更、新規ページの追加、ナビゲーションの改善を目的としたコンテンツの再編成が含まれます。

PCT ページの全体的なコンテンツは変更されておらず、以前の機能は全て維持されています。但し、当ページは新しいコンテンツ管理システムに移行されたため、既存のブックマークは更新が必要です。

是非デザインが一新された PCT ウェブページをご活用下さい。ご意見やご提案は、以下のアドレスまでお送り下さい。

pct.resources@wipo.int

PCT 統計 2025

PCT 年次報告 2025 年版

PCT 年次報告 2025 年版は、2024 年の PCT の活動や動向をまとめたものです。2024 年の PCT 出願や国際特許制度の実績に関する一連の統計 (上位出願国別、上位出願人別、技術分野別の出願件数、並びに PCT 出願における女性発明者の参加に関する統計を含む) を網羅しており、2023 年 (統計が利用可能な最新年度) の国内段階移行に関する統計も収録しています。また、本報告では、以下に説明する特別テーマに関する情報や、PCT 制度の利点についての概要も紹介しています。

今年の特別テーマは “Five million and counting, but have PCT applications reached a plateau or just a pause?” とし、本報告ではその記述的分析を提供しています。2024 年に WIPO は、韓国の大手企業

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

サムスン電子が電気工学分野で提出した 500 万件目の PCT 出願の公開を記念しました。東北アジア圏と電気工学分野による PCT 出願は、過去 20 年間にわたる PCT 出願の著しい成長を牽引する主要な地域と分野でしたが、2020 年から 2024 年にかけては、COVID-19 パンデミック、サプライチェーンの混乱、インフレ、高金利、政治的緊張、新たな産業政策など、複数の外部要因により出願が停滞しました。この減速は、すでに成熟した PCT 制度の成長ポテンシャルの低下を反映している可能性もありますが、過去 50 年間、経済発展と技術革新が予測不能な形で出願の傾向を再構築してきたことから、最近の出願傾向に関して長期的な予測をする上でも慎重さを要することを示しています。

特別テーマでは、2020 年 から 2024 年までの期間を前期間の 2010 年 から 2020 年と比較し、PCT 出願の傾向を探索しています。

PCT 年次報告は、英語でご利用いただけます。

https://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4740&plang=EN

https://www.wipo.int/pct/en/activity/index

エグゼクティブ・サマリーは、近日 9 言語（アラビア語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、日本語、韓国語、ロシア語とスペイン語）で利用可能となる予定です。

スペイン、ポルトガル、アンドラ、フランスの一部地域において停電の影響を受けた出願人に関連する PCT 規定及び受理官庁の行為

スペイン、ポルトガル、アンドラ、フランスの一部地域における停電を受けて、欧州特許庁（EPO）は国際事務局（IB）に対し、PCT 規則 82 の 4.1(a) に基づき、出願人に遅滞の理由を証明する証拠提出の必要性を免除する旨を通知しました。また、PCT 規則 82 の 4.1(d)に従い、 2025 年 4 月 28 日から 29 日までの期間に停電の影響を受けた地域に居住する又は営業所を有する関係者が、PCT 規則で定められた期間内に EPO に対して行うべき手続を履行できなかった場合には、遅滞の理由を証明する証拠提出の必要性を免除する旨を通知しました。

詳細については、EPO が公表した通知及び EPO 官報 2025 年 5 月号をご参照下さい。

https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2025/05.html

さらに、PCT 規則 82 の 4.1(d) に従い、IB（受理官庁としての役割を含む）も、遅滞が 2025 年 4 月 28 日と 29 日に発生したスペイン、ポルトガル、アンドラ、フランスの一部地域における停電に起因する旨が明記されている場合には、PCT 規則 82 の 4.1(a) に基づく期間が遵守できなかったことによる遅滞の許容を請求する際の証拠提出の必要性を免除します。

影響を受けた PCT 出願人で、停電のため優先期間内に PCT 出願を提出できなかったが、2 か月の期間が満了した後 2 か月以内に出願できた出願人は、PCT 規則 26 の 2.3 に基づき、この規定を適用する受理官庁に対し優先権の回復を請求することができます。

国際事務局に対する手数料支払用の銀行口座情報が変更

銀行口座への振込による支払（スイスフラン、米国ドル、又はユーロでの支払）に必要な WIPO の銀行口座の銀行名と口座情報が、2025 年 7 月 1 日から変更になります。当該日以降、取引を行う際は、新

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

しい IBAN、SWIFT コードと銀行名をご準備いただきご使用下さい。銀行口座の変更情報は、近日中に WIPO ウェブサイト (https://www.wipo.int/web/paying-for-ip-services/pct-fees) に掲載予定です。移行期間中は、従来の口座への支払が可能です。

オンラインでの支払方法や各支払方法で認められている通貨に変更はありません。

WIPO への PCT 手数料の支払に関する情報は、以下のリンク先をご参照下さい。

https://www.wipo.int/en/web/pct-system/fees/index
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

詳細情報やご質問は、以下へお問い合わせ下さい。

https://www3.wipo.int/contact/en/area.jsp?area=finance

7 - 8 月の合併号

次号の PCT ニュースレターは 7 - 8 月の合併号となり、 8 月初旬の発行を予定しています。今月号と合併号が発行されるまでの期間に PCT ユーザの皆様にお伝えすべきお知らせがある場合には、PCT 最新情報のメール配信サービスを通して、また PCT ウェブページのニュース欄にてご案内いたします。まだメール配信サービスにご登録されていない方は、以下の電子メールプラットフォームにて無料で登録手続が可能です。当サービスは、PCT ユーザの皆様に PCT ニュースレター最新号の発行や臨時のお知らせをご案内いたします。

https://www.wipo.int/en/web/newsletters/#pct_newsletter
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

合併号の発行前に PCT セミナーカレンダーや PCT 手数料表に変更がある場合には、それぞれ以下のリンク先にて情報が更新されます。

https://www.wipo.int/documents/d/pct-system/docs-en-seminar-calendar.pdf

https://www.wipo.int/documents/d/pct-system/docs-en-fees.pdf

PCT アップデート

AT: オーストリア (手数料)
AU: オーストラリア (当該官庁が認める物理媒体の種類)
BH: バーレーン (管轄国際調査及び予備審査機関)
CA: カナダ (手数料)
CN: 中国 (国内手数料の納付期限、手数料)

中国国家知識産権局 (CNIPA) は、国際事務局 (IB) に対し国内手数料の納付期限に関する幾つかの変更を通知しました。指定 (又は選択) 官庁としての当局に支払われる出願公開手数料は、PCT 第 22 条又は第 39 条(1) に定める期間内に支払わなければなりません。優先権主張の手数料と実用新案の手数料は、いずれも国内段階への移行日から 2 か月以内に支払わなければなりません。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

また、2025 年 7 月 1 日から、CNIPA を受理官庁として人民元で支払う、国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料の換算額、並びに手数料表 I(a) に表示される手数料表の項目 4(c) に記載される手数料減額の人民元での換算額が変更になります。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (CN) 及び国内編、概要 (CN) が更新されました)

HU: ハンガリー (手数料)
IB: 国際事務局 (手数料)

2025 年 7 月 1 日から、受理官庁としての IB に支払う送付手数料と優先権書類の手数料の米国ドルでの換算額が変更になります。

送付手数料: 121 米国ドル

優先権書類の手数料: 60 米国ドル

航空便の追加手数料: 12 米国ドル

(PCT 出願人の手引 附属書 C (IB) が更新されました)

RU: ロシア連邦 (PCT ニュースレター2024 年 11 月号から 2025 年 5 月号に掲載された PCT 手数料表 I(b) に関する修正)

SA: サウジアラビア (手数料)

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料 (一部の官庁)

2025 年 7 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に特定した通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁 スイスフラン

オーストリア特許庁 米国ドル

カナダ知的財産庁 スイスフラン

中国国家知識産権局 (CNIPA) スイスフラン

フィンランド特許登録庁 (PRH) 米国ドル

国立産業財産機関 (ブラジル) スイスフラン、ユーロ

イスラエル特許庁 スイスフラン

北欧特許機構 米国ドル

サウジ知的財産機関 (SAIP) スイスフラン

スペイン特許商標庁 米国ドル

国家機関「ウクライナ
国立知的財産イノベーション庁」(UANIPIO) 米国ドル

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

スウェーデン知的財産庁 (PRV) 米国ドル

トルコ特許商標庁 (Turkpatent) 米国ドル

米国特許商標庁 (USPTO) スイスフラン、ユーロ

ヴィシェグラード特許機構 (VPI) 米国ドル

2025 年 8 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に特定した通貨で支払う換算額が変更になります。

ユーラシア特許庁 (EAPO) 米国ドル

連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) ユーロ、米国ドル

国立産業財産機関 (ブラジル) 米国ドル

新料金は、手数料表 I(b) に表示されています。

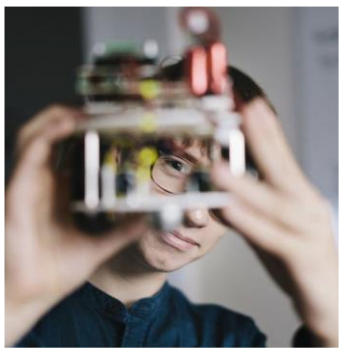
(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT、AU、BR、CA、CN、EA、ES、FI、IL、RU、SA、SE、TR、UA、US、XN、XV) が更新されました)

取扱手数料 (カナダ知的財産庁、CNIPA、サウジ知的財産機関 (SAIP))

2025 年 7 月 1 日から、国際予備審査機関 (IPEA) としてのカナダ知的財産庁に対してカナダドル、CNIPA に対して人民元、SAIP に対してサウジアラビアリアルで支払う取扱手数料の換算額が変更になります。新料金はそれぞれ、335 カナダドル、1,750 人民元、911 サウジアラビアリアルです。

(PCT 出願人の手引、附属書 E (CA、CN、SA) が更新されました)

近日配信予定の PCT Basics に関するウェビナーシリーズ



7 回にわたる PCT ウェビナーの新シリーズが、2025 年 7 月 2 日から開始されます。当ウェビナーは、アイデアの保護に興味があるものの、特許手続に慣れていない方を対象に企画されています。新シリーズでは、特許保護を取得する手続の基本を解説し、特に PCT 制度がどのように発明者を支援できるのかに焦点を当てます。

新シリーズ第 1 回 “It all starts with an invention…” では、国内・国際特許保護、属地主義の原則、パリ条約に基づく出願と比較した PCT 制度の利用メリットなど、主な概要を紹介します。

第 1 回目は、2025 年 7 月 2 日午後 4 時～5 時 (中央ヨーロッパ時間) に英語で開催されます。登録は無料です。以下のリンク先からご登録下さい。

https://wipo-int.zoom.us/webinar/register/4217489551619/WN_x-6IXNbfRU2GAQgbwTuAjg#/registration

同シリーズの他の PCT 公開言語でのセッションについては、近日公表予定です。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCT 関連資料の最新/更新情報

Lean the PCT (PCT を学ぶ) ビデオシリーズ: How to 国際出願の提出

韓国語とロシア語字幕版

“Learn the PCT (PCT を学ぶ)” ビデオシリーズ (「How to 国際出願の提出」) 全 29 本の動画に韓国語とロシア語の字幕が追加されました。このシリーズは、WIPO PCT 法務・ユーザ関連部副部長である Matthias Reischle-Park が解説する 29 本の短編動画 (各約 15 分) で構成され、PCT 手続の国際段階と国内段階における重要な情報と注意点に関する基本的な概要を提供しています。

韓国語とロシア語字幕版は、英語版の動画画面の字幕設定又は YouTube 動画の画面右下の字幕からご選択下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/training/index.html
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

字幕には、動画作成後に施行された新規の言及又は改正された PCT 規則への言及が含まれています。

実務アドバイス

優先権を主張する出願が国際出願日前に譲渡された場合の国内段階の要件

Q: 国内段階の準備をしている際に、指定官庁の国内法令では、出願人が、譲渡により別の出願人が提出した先の出願に対する優先権を主張する場合には、出願人に譲渡証書を要求することに気付きました。私の出願は、国内官庁への直接出願ではなく、PCT 出願の国内段階手続であることを考えると、譲渡証書を提出する必要があるのか教えて下さい。

A:全体として重要なのは、国内官庁への直接出願の要件と PCT 出願の国内段階手続の要件を区別することです。PCT 条約は、指定官庁が国内段階で要求できる内容を明示的に制限しています (第 27 条及び PCT 規則 51 の 2.2 に基づく特定の状況下)。

PCT 条約は、一部のケースにおいて国内法令が特定の書類を要求することを認めていますが、これらのケースは厳格に定義された例外です。

PCT 第 27 条(1)、(5) 及び (6) に従い、指定官庁は、国際段階においてすでに確認された方式要件とは異なり、出願人の権利の実体的な事項に関する証拠を要求することができます。例えば、PCT 出願に記載された出願人が発明の権利を有しているか、又は先に提出された出願からの優先権を主張する権利を有しているかという問題は、国際段階においては確認されない実体的な事項です。

従って、指定官庁は、原則として実体的な事項に関する証拠を請求することができますが、出願人が PCT 規則 4.17 及び 51 の 2.2 に従い国際段階において申立てを提出した場合には、指定官庁は、通常、その状況に関する証拠を要求することはできません。この場合の申立てとは、例えば出願人が、譲渡により異なる出願人が提出した先の出願に対して優先権を主張する状況に該当します。申立ては、PCT 実施細則に定める標準文言(願書の備考に反映されているもの) に準拠する必要があります。

PCT 規則 4.17 及び 51 の 2.2 の規定の趣旨は、指定官庁が証明又は証拠の提出を要求するケースを最小限に抑えることです。但し、指定官庁が記載内容又は申立ての真実性について合理的な疑義を有する場

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

合に限り、PCT 規則 51 の 2.2 に基づき、関連する実体的な事項に関するいずれの証明又は証拠を要求する権限を有します。

また、優先基礎出願の譲渡が国際出願日後に行われた場合には、その状況は PCT 申立ての対象とならず、指定官庁は、当該発明に関する実質的な権利を証明する証拠として、譲渡証書の単純な写しを要求する場合があります。一部の指定官庁は、変更が、IB からの通知（様式 PCT/IB/306「記録の変更通知書」）に反映された記録の変更において請求されている場合には、証拠を要求しないことがあります。

優先権の譲渡に関して国際段階期間中に PCT の申立てが提出されていないのであれば、指定官庁は優先基礎出願に関する譲渡の証拠を要求する場合があります。但し、譲渡に関する証拠は、認証付き又は公証書式ではなく、譲渡書類の単純な写しで認められるべきです。

PCT 規則 51 の 2.1(d) の規定は、PCT が国内法令に単純な写し以外のものを要求できることを認める唯一のケースです。この規定に基づき、指定官庁は、出願人が提出した国際出願の翻訳文が以下の要件を満たすことを要求することができます。

(i) 出願人又は国際出願を翻訳した者が、その知識の及ぶ限りにおいて完全かつ正確である旨の陳述をもって証明すること

(ii) 公の当局又は宣誓した翻訳者が認証すること。ただし、指定官庁が翻訳の正確性について合理的な疑義を有する場合に限る

他の種類の書類に対して認証を要求する同様の規定は存在しません。

申立ての提出とその法的効果に関する追加情報は、PCT ニュースレター2014 年 2 月号（8 頁）に掲載された実務アドバイス（https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2014/pct_news_2014_2.pdf）をご参照下さい。

ePCT を利用した PCT 規則 4.17 に基づく申立ての提出に関する情報は、ePCT ユーザガイドの FAQs（https://www.wipo.int/en/web/ipportal-support/epct-user-guide/faq#）をご参照下さい。

国内段階において認められる国内要件に関する詳細は、PCT ニュースレター2017 年 9 月号（7 頁）（https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2017/pct_news_2017_9.pdf）に掲載されています。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja

2025 年 7-8 月号 | No. 07-08/2025

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

国際事務局に対する手数料支払用の銀行口座情報が変更 (リマインダ)

2025 年 7 月 1 日から、銀行口座への振込による支払い (スイスフラン、米国ドル、又はユーロ建ての支払い) に必要な WIPO 銀行口座の銀行名と振込先口座情報が変更されました。今後は WIPO との全てのお取引において、これまでの振込先口座情報を更新され、新しい IBAN、SWIFT コードと銀行名をご使用下さい。

更新された銀行口座情報は、以下の通りです。

スイスフラン (CHF)

口座名義:	WIPO
住所:	UBS SWITZERLAND AG, ZURICH, SWITZERLAND
IBAN:	CH77 0024 0240 FP10 1035 6
Swift:	UBSWCHZH80A

口座名義:	WIPO / OMPI
銀行名:	SWISS POST/Postfinance, Engelhaldenstrasse 37, CH-3030 Bern
IBAN:	CH03 0900 0000 1200 5000 8
Swift:	POFICHBE

米国ドル (USD)

口座名義:	WIPO
銀行名:	UBS SWITZERLAND AG, ZURICH, SWITZERLAND

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

IBAN: CH24 0024 0240 FP10 2324 1
Swift: UBSWCHZH80A

ユーロ (EUR)

口座名義: WIPO
銀行名: UBS SWITZERLAND AG, ZURICH, SWITZERLAND
IBAN: CH67 0024 0240 FP10 2324 3
Swift: UBSWCHZH80A

当変更に関する詳細な情報は、WIPO ウェブサイトの以下のページにてご確認下さい。

https://www.wipo.int/ja/web/paying-for-ip-services/pct-fees

旧口座への支払いは、移行期間中は引き続き受け付けます。

オンライン決済の方法や各支払方法に対応する通貨に変更はありません。

WIPO に対する PCT 手数料の支払いに関する情報は、以下のリンク先をご参照下さい。

https://www.wipo.int/ja/web/pct-system/fees/index

詳細やお問い合わせは、以下のリンク先までご連絡下さい。

https://www3.wipo.int/contact/en/area.jsp?area=finance

PCT 実施細則の改正

PCT に基づく実施細則の改正が、2025 年 7 月 1 日から発効しました。

実施細則の改正版は、英語、フランス語、スペイン語に加え、日本語とロシア語でも PDF 形式で以下のリンク先から利用可能です。

https://www.wipo.int/ja/web/pct-system/texts/index

ページ右上の言語選択アイコンから、希望の言語を選択できます。

英語とフランス語の条文は、それぞれ以下のリンク先にて HTML 形式でも利用可能です。

https://www.wipo.int/en/web/pct-system/texts/index

https://www.wipo.int/fr/web/pct-system/texts/index

国際出願の電子出願と処理

ボスニア・ヘルツェゴビナ知的財産機関が電子形式による国際出願の受理及び処理を開始

受理官庁としてのボスニア・ヘルツェゴビナ知的財産機関は、PCT 規則 89 の 2.1(d) 及び 89 の 2.2 に基づき、2025 年 10 月 1 日から電子形式による国際出願の受理及び処理を開始する旨を国際事務局 (IB)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

に通知しました。当該官庁は、ePCT 出願を利用して電子形式で提出される国際出願を受理します。適用される手数料表の項目 4 に表示された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件や運用を含む通知は、2025 年 7 月 17 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引 附属書 C (BA) が更新されました)

韓国知的財産庁 (KIPO) - 電子形式による国際出願の提出に関する要件及び運用

韓国知的財産庁 (KIPO) は、ePCT 出願により提出される国際出願をすでに受理しています。当該官庁は、国際出願の提出や関連書類の電子形式による提出に関する当該官庁の要件と運用を含む通知を更新しました。詳細は、2025 年 7 月 17 日付の公示 (PCT 公報) をご参照下さい。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引 附属書 C (KR) が更新されました)

PCT 規則 89 の 2.1(d の 2) に基づく官庁からの通知

2024 年 7 月に開催された PCT 総会において、PCT 規則 89 の 2.1 の改正が採択されました。この改正により、国際事務局 (IB) 以外の官庁は、(出願人に対し) 国際出願又は出願後に提出される中間書類を電子形式のみで提出することを要求したり、紙で提出された中間書類について、2 か月以内に電子形式で再提出することを要求することが可能となりました。2025 年 7 月 1 日に発効した新規則 89 の 2.1(d の 2) は、以下の通り定めています。

> 「(d) 項の規定に基づいて通知を行った国内官庁又は政府間機関であって国際事務局以外のものは、国際事務局に対し、国際出願が電子形式又は電子的手段によって行われる場合にのみ国際出願を受理することを通知することができる。国際事務局は、当該項に基づいて行う通知を公報に掲載する。」

BR (ブラジル)

PCT 規則 89 の 2.1(d の 2) に従い、国立産業財産機関 (ブラジル) は、受理官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関としての役割において、2025 年 9 月 3 日から、国際出願や関連する中間書類が電子形式又は電子的手段により提出される場合にのみ、それらの書類を受理する旨を国際事務局に通知しました。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (BR) が更新されました)

IR (イラン)

PCT 規則 89 の 2.1(d の 2) に従い、知的財産センター (イラン・イスラム共和国) は、受理官庁としての役割において、2025 年 10 月 1 日から、国際出願や関連する中間書類が電子形式又は電子的手段により提出される場合にのみ、それらの書類を受理する旨を国際事務局に通知しました。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

(PCT 出願人の手引 附属書 C (IR) が更新されました)

NZ (ニュージーランド)

PCT 規則 89 の 2.1(d の 2) に従い、ニュージーランド知的財産庁 (IPONZ) は、受理官庁としての役割において、2025 年 9 月 24 日から、国際出願や関連する中間書類が電子形式又は電子的手段により提出される場合にのみ、それらの書類を受理する旨を国際事務局に通知しました。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (NZ) が更新されました)

SA (サウジアラビア)

PCT 規則 89 の 2.1(d の 2) に従い、サウジ知的財産機関 (SAIP)は、受理官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関としての役割において、2025 年 9 月 24 日から、国際出願や関連する中間書類が電子形式又は電子的手段により提出される場合にのみ、それらの書類を受理する旨を国際事務局に通知しました。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (SA) が更新されました)

TR (トルコ)

PCT 規則 89 の 2.1(d の 2) に従い、トルコ特許商標庁 (Turkpatent) は、受理官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関としての役割において、2025 年 9 月 24 日から、国際出願や関連する中間書類が電子形式又は電子的手段により提出される場合にのみ、それらの書類を受理する旨を国際事務局に通知しました。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (TR) が更新されました)

PCT アップデート

AL: アルバニア (電話番号、電子メールとインターネットアドレス、FAX 機の使用停止)
AP: アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) (手数料、FAX 機の使用停止)
AT: オーストリア (手数料)
BR ブラジル (手数料)
HU: ハンガリー (手数料)
MU: モーリシャス (電子メールアドレス)
OM: オマーン (管轄国際調査及び予備審査機関)
PL: ポーランド (国際公開後の仮保護)
SE: スウェーデン (国際型調査に関する規定、国際公開後の仮保護)
SG: シンガポール (国際出願の写しの提出)

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料 (一部の官庁)

2025 年 8 月 1 日から、ユーラシア特許庁 (EAPO) が実施する国際調査について、ユーロで支払う換算額が変更されました。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

2025 年 8 月 7 日から、国立産業財産機関 (ブラジル) が実施する国際調査について、スイスフラン、ユーロ、米国ドルで支払う換算額が変更されました。

同日から、当該機関が実施する国際調査について、ブラジルレアルで支払う料金も変更されました。新料金と同じく変更されたその他の手数料の料金を、以下に表示します。

調査手数料:	2,510 ブラジルレアル (オンライン)
追加調査手数料:	2,010 ブラジルレアル (オンライン)
異議申立て手数料:	1,810 ブラジルレアル (オンライン)
遅延提出手数料:	260 ブラジルレアル (オンライン)
書類 1 件あたりの写しの手数料:	0 ブラジルレアル (オンライン)

2025 年 9 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に特定した通貨で支払う換算額が変更になります。

カナダ知的財産庁	米国ドル
中国国家知識産権局 (CNIPA)	ユーロ
欧州特許庁 (EPO)	中国人民元
インド特許庁	スイスフラン、ユーロ
シンガポール知的財産庁	スイスフラン、ユーロ、日本円、韓国ウオン、米国ドル
イスラエル特許庁	米国ドル
韓国知的財産庁	米国ドル

同日から、国際調査機関 (ISA) としてのシンガポール知的財産庁に対し、シンガポールドルで支払う以下の手数料の料金も変更になります。

調査手数料:	2,350 シンガポールドル
追加調査手数料:	2,350 シンガポールドル
補充調査手数料:	2,350 シンガポールドル

新料金は、手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (BR、CA、CN、EA、EP、IL、IN、KR、SG) が更新されました)

予備審査手数料及び国際予備審査に関連するその他の手数料 (国立産業財産機関 (ブラジル)、シンガポール知的財産庁)

2025 年 8 月 7 日から、国際予備審査機関 (IPEA) としての国立産業財産機関 (ブラジル) に対し、ブラジルレアルで支払う以下の手数料の料金が変更されました。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

予備審査手数料: 930 ブラジルレアル (オンライン)

追加予備審査手数料: 540 ブラジルレアル (オンライン)

異議申立て手数料: 1,810 ブラジルレアル (オンライン)

遅延提出手数料: 260 ブラジルレアル (オンライン)

国際予備審査報告で引用される
文献の写しの手数料: 0 ブラジルレアル (オンライン)

国際出願の一件書類に含まれる
書類の写しの手数料: 0 ブラジルレアル (オンライン)

2025 年 9 月 1 日から、国際予備審査機関 (IPEA) としてのシンガポール知的財産庁に対し、シンガポールドルで支払う以下の手数料の料金が変更になります。

予備審査手数料: 900 シンガポールドル

追加予備審査手数料: 900 シンガポールドル

(PCT 出願人の手引 附属書 E (BR、SG) が更新されました)

補充調査手数料 (シンガポール知的財産庁)

2025 年 9 月 1 日から、シンガポール知的財産庁が実施する補充国際調査について、シンガポールドルで支払う料金が変更になります。新料金は 2,350 シンガポールドルです。

同日から、当該官庁に対し支払う補充調査手数料のスイスフランでの換算額も変更になります。新料金は 1,458 スイスフランです。

(PCT 出願人の手引 附属書 SISA (SG) が更新されました)

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 会合

国際機関会合

第 32 回 PCT 国際機関会合は、2025 年 10 月 29 日から 31 日までオンライン会合の形式で開催されます。本会合の作業文書は、WIPO ウェブサイトに掲載されています。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=88990

日本語の出版物

2025 年 7 月 1 日から発効した以下の出版物の全文が、日本語版 PCT 関連資料ページにて利用可能になりました。

– 特許協力条約に基づく実施細則

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

https://www.wipo.int/documents/d/pct-system/docs-ja-texts-ai.pdf

– 国際調査及び予備審査ガイドライン
https://webcms.wipo.int/documents/d/pct-system/docs-ja-texts-ispe.pdf

ロシア語の出版物

2025 年 7 月 1 日から発効した以下の出版物の全文が、ロシア語版 PCT 関連資料ページにて利用可能になりました。

– 特許協力条約に基づく実施細則
https://www.wipo.int/documents/d/pct-system/docs-ru-texts-ai.pdf

– PCT 受理官庁ガイドライン
https://www.wipo.int/documents/d/pct-system/docs-ru-texts-ro.pdf

– 国際調査及び予備審査ガイドライン
https://webcms.wipo.int/documents/d/pct-system/docs-ru-texts-ispe.pdf

PCT 及び ePCT に関する巡回セミナーが米国で開催

WIPO は、PCT 及び ePCT に関する 1 日セミナーを 4 回、米国特許商標庁 (USPTO) と共催します。各セミナーは、PCT の経験のある特許代理人、弁理士、外国出願の専門家、パラリーガルを対象としており、PCT の最新動向情報や WIPO と USPTO の専門家による PCT 手続に関するベストプラクティスのキーポイントを参加者に紹介します。セミナーの参加は無料で、ハイブリッド形式で実施され、現地参加者には実践的でインタラクティブなセッションが予定されています。

セミナーは、以下の日程で開催されます。

– 2025 年 9 月 12 日 (金曜日)	USPTO Western Regional Outreach Office, San Jose, California
– 2025 年 9 月 16 日 (火曜日)	USPTO Rocky Mountain Regional Outreach Office, Denver, Colorado
– 2025 年 10 月 24 日 (金曜日)	USPTO Southwest Regional Outreach Office, Dallas, Texas
– 2025 年 10 月 28 日 (火曜日)	USPTO Midwest Elijah J. McCoy Regional Outreach Office, Detroit, Michigan

全開催地にて同様のプログラムとワークショップが実施されます。プログラムを含む詳細は、以下のリンク先をご利用下さい。

https://www.wipo.int/web/pct-system/w/news/2025/patent-cooperation-treaty-pct-and-epct-seminar

上級者向け PCT セミナーが WIPO 本部で開催

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

上級者向け PCT セミナーが、2025 年 10 月 13 日と 14 日にジュネーブの WIPO 本部にて開催予定です。例年通り、プログラムは、国際事務局から特許・技術セクターの経験豊富な職員と米国特許商標庁からの講演者により実施されます。本セミナーは、特許管理を行う事務職員、パラリーガルやすでに PCT 制度を理解しているユーザを対象としています。初日はハイブリッド形式で実施され、 2 日目は、現地参加者に法律や手続に関する実践的なワークショップ、ePCT clinic や PCT オペレーションチームへの訪問が予定されています。

オンライン登録に関する詳細やセミナーの詳細な情報を提供するリンクは、近く PCT セミナーカレンダーに掲載予定です。

実務アドバイス

代理人が受理官庁としての国際事務局に対し出願人を代理する資格を有する旨を表示すること

Q: 米国の代理人が、カナダ国民且つ居住者であるクライアント（共同出願人なし）を代理して、ePCT を利用して受理官庁としての国際事務局（RO/IB）に PCT 出願することができますか？

A: PCT 規則 83.1 の 2(a) は、PCT 出願について受理官庁としての国際事務局（IB）に対し代理人として業として手続をとる資格を有する者を定めています。具体的には、出願人（又は二人以上の出願人がいる場合、少なくとも一人の出願人）がその居住者若しくは国民である締約国の国内官庁又はその締約国のために行動する国内官庁に対し業として手続をとる資格を有する者に、その権能を付与しています。特定の国内又は広域官庁に対し業として手続をとる資格を有する者に関する決定は、PCT 規則 90.1 に基づき各官庁が行います。この実務アドバイスのケースでは、代理人のクライアントはカナダ国民且つ居住者であることから、代理人として行動するためには、カナダ特許庁に対し業として手続をとる資格を有する必要があります。

ePCT を利用して RO/IB に PCT 出願する場合、ePCT は、代理人が関連官庁に対し業として手続をとる権能を有しているか否かを検証し、ユーザに対しチェックボックス「この代理人は次の受理官庁に対し業として手続をとる権能を有している」に✓印を付し権能を有する旨を確認するよう指示します。

代理人が受理官庁に対し行動する資格を有することを確認することは、出願人の責任となります。従って、方式的欠陥について出願を審査する際、RO/IB は通常、特定の代理人の登録情報に関して国内登録簿を確認したり、ある特許代理人事務所が欧州特許庁に対し業として手続をとる資格を有するものとして登録されているか否かについて、欧州特許庁の登録簿を確認することはありません。但し、RO/IB が、関連する国内又は広域官庁に対する代理人の権能に疑義を抱く例外的な場合には、代理人として登録されている又は業として手続をとる資格を有すると代理人が主張する国内官庁又は広域官庁と可能な限り連携し、代理人に関する情報を確認します。

RO/IB 自身による審査を通して、又は国内官庁若しくは第三者からの異議を受け、PCT 規則 83.1 の 2(a) に基づき、代理人が出願人を代理する権利を有しないと明らかになった場合には、RO/IB は、職権行為で代理人の権限を「通知のためのあて名」に訂正します。

代理人は、受理官庁が代理人の表示が誤りであると指摘していない場合であっても、国内段階において最終的に指定官庁がその表示を疑問視する可能性があることを念頭に置いておく必要があります。従って、出願時に代理人の表示が正しいことを確認することが重要です。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

この実務アドバイスのケースのように、代理人が出願人を代理する権利を有しない場合には、自身を「通知のためのあて名」として表示するか、カナダ特許庁に対し行動する資格を有する代理人を選任するようクライアントに提案するかのいずれかを検討すべきです。「通知のためのあて名」と表示することにより、代理人は PCT 規則に準拠しつつ、継続して通信を管理することが可能となります。

本トピックに関する詳細な説明は、以下の PCT ニュースレターに掲載された「実務アドバイス」をご参照下さい。

- 出願人が PCT 出願を行える出願先と代理人資格者

 PCT ニュースレター2024 年 2 月号

- 受理官庁としての国際事務局に対し業として手続をとる資格 (国際出願が他国の出願人に譲渡される場合)

 PCT ニュースレター2020 年 6 月号

- 特に署名権者ではない者による ePCT を利用した国際出願の提出及び管理

 PCT ニュースレター2017 年 5 月号

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja 2025 年 9 月号 | No. 09/2025

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

上級者向け PCT セミナーが WIPO 本部で開催 – リマインダ

PCT ニュースレター先月号でお知らせした通り、上級者向け PCT セミナーが、2025 年 10 月 13 日と 14 日にジュネーブの WIPO 本部にてハイブリッド形式で開催されます。プログラムは、国際事務局の経験豊富な職員と米国特許商標庁からのゲストスピーカーにより実施されます。本セミナーは、特許管理を行う事務職員、弁理士や PCT 制度をすでに理解しているユーザを対象に、当制度に関する知識を深め、ベストプラクティスのアドバイスを得、当制度の最新動向を把握してもらうことを目的としています。

初日はハイブリッド形式で実施され、国際段階のベストプラクティスや国内段階移行に特化した問題に関するトピックスを取り上げる予定です。2 日目は、現地での参加者に法律や手続に関する実践的なワークショップ、ePCT clinic や PCT オペレーションチームへの訪問などが予定されています。

2 日間の本セミナーの登録は無料です。

https://surveys.wipo.int/s3/PCT-advanced-seminar-Meetings-page

現地参加のための登録締め切りは、2025 年 10 月 6 日業務終了時 (中央ヨーロッパ夏時間) ですが、オンライン参加の登録締め切りは、2025 年 10 月 12 日です。

プログラムは、以下のリンク先からご利用下さい。

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/pct/en/wipo_pct_ge_25/wipo_pct_ge_25_www_650092.pdf

現地又はオンライン参加に関するご質問は、以下のアドレスへ 電子メールをお送り下さい。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

pct.training@wipo.int

PCT 実施細則の改正

PCT 実施細則は、PCT 規則 34、36、63 の改正を実施するために改正され、2026 年 1 月 1 日より発効予定です。上記 PCT 規則の改正は、国際調査機関が国際調査中に参照すべき最小限資料の定義の改訂、国際調査及び予備審査機関が選定される前に充足すべき最小限の要件の変更、並びに選定された機関は、選定期間を通し継続してそれらの要件を充足すべきことを規定するものです。

2026 年 1 月 1 日に発効予定の実施細則第 116 号及び第 521 号の修正された条文は、2025 年 9 月 4 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

https://www.wipo.int/en/web/pct-system/official-notices/index

上記の修正を含む 2026 年 1 月 1 日より発効予定の実施細則の全条文は、PCT ウェブサイト上に掲載される予定です。

https://www.wipo.int/en/web/pct-system/texts/index

WIPO 2025 年 PCT ユーザ満足度調査

近々、PCT 制度全体に関するユーザ満足度を定期的に評価する目的で、WIPO は隔年で実施しているユーザコミュニティへのアンケート調査を開始予定です。国際事務局が提供する PCT サービスに対する PCT ユーザの皆様からのご意見は大変貴重です。ご回答に要する時間は 10 分程度ですので、本調査に是非ご参加いただき、貴重なご意見を提供していただけますようお願い申し上げます。

所定の PCT 手数料減額の対象者

所定の PCT 手数料減額の対象となる資格を有する国民及び/又は居住者の国の一覧表が、2025 年 7 月 1 日より更新されました。

欧州特許庁 (EPO) における所定の手数料の 75%減額の適用

国際出願、補充国際調査請求又は国際予備審査請求が以下に該当する者により行われた場合、国際調査手数料、補充国際調査手数料及び国際予備審査手数料の 75%が減額されます。

1. 欧州特許条約の締約国ではなく、出願日、又は補充国際調査手数料若しくは国際予備審査手数料の納付日において、世界銀行により「低所得経済」若しくは「低中所得経済」に分類されている国の国民及び居住者である自然人。或いは

2. 欧州特許を国内特許として認証することに関する EPO との有効化の合意 (validation agreement) が発効している国の国民及び居住者である自然人若しくは法人 [1]。

[1] 詳細は、EPO 公示 2025 July をご参照下さい (https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2025/07/a54.html)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

ナミビアが、上記カテゴリー1 に該当する国の一覧表に追加され、カーボベルデ及びサモアが該当する国の一覧表から除外されました。詳細一覧表は、以下のリンク先をご参照下さい。

https://link.epo.org/web/low_income_states_en.pdf

スペイン特許商標庁における所定の手数料の 75%減額の適用

出願人、又は複数の出願人がいる場合には各出願人が、自然人若しくは法人であり、欧州特許条約の締約国ではない国のうち、世界銀行により「低所得」、「低中所得」若しくは「高中位所得」の国に分類されている国の国民でありその国に居住している場合、スペイン特許商標庁に支払う調査手数料及び予備審査手数料の 75%が減額されます。

世界銀行により「高所得」の国に分類されたコスタリカは、手数料減額の資格を有する国民及び居住者の国の一覧表から除外されました。

スペイン特許商標庁における国際調査手数料及び予備審査手数料の 75%減額の資格を有する国民及び/又は居住者の国の一覧表は、以下のリンク先にてご利用下さい。

https://www.wipo.int/en/web/pct-system/fees/oepm_fee_reduction

PCT 規則 89 の 2.1(d の 2) に基づく官庁からの通知

2024 年 7 月に開催された PCT 総会において、PCT 規則 89 の 2.1 の改正が採択されました。この改正により、国際事務局 (IB) 以外の官庁は、(出願人に対し) 国際出願又は出願後に提出される中間書類を電子形式のみで提出することを要求したり、紙で提出された中間書類について、2 か月以内に電子形式で再提出することを要求することが可能となりました。2025 年 7 月 1 日に発効した新規則 89 の 2.1(d の 2) は、以下の通り定めています。

「(d) 項の規定に基づいて通知を行った国内官庁又は政府間機関であって国際事務局以外のものは、国際事務局に対し、国際出願が電子形式又は電子的手段によって行われる場合にのみ国際出願を受理することを通知することができる。国際事務局は、当該項に基づいて行う通知を公報に掲載する。」

MX (メキシコ)

PCT 規則 89 の 2.1(d の 2) に従い、メキシコ産業財産機関は、受理官庁としての役割において、2025 年 11 月 18 日より、電子形式又は電子的手段によって提出される国際出願や関連する中間書類のみを受理する旨を国際事務局に通知しました。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (MX) が更新されました)

QA (カタール)

PCT 規則 89 の 2.1(d の 2) に従い、知的財産部 (カタール) は、受理官庁としての役割において、2025 年 10 月 14 日より、電子形式又は電子的手段によって提出される国際出願や関連する中間書類のみを受理する旨を国際事務局に通知しました。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (QA) が更新されました)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

国際出願の電子出願と処理

フィンランド特許登録庁 (PRH) が EPO オンライン出願ソフトウェアを利用して提出される国際出願の受理を終了

受理官庁としてのフィンランド特許登録庁 (PRH) は、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき、2025 年 10 月 1 日より、EPO オンライン出願ソフトウェアを利用して提出される電子形式での国際出願の受理を終了する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。当該官庁は、ePCT 出願と PRH Patent Service を利用して提出される国際出願を受理しています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件や運用を含む通知の修正は、2025 年 9 月 18 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

https://www.wipo.int/en/web/pct-system/official-notices/index

(PCT 出願人の手引 附属書 C (FI) が更新されました)

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

(訳者注: 当サービスに関する一般説明) PCT 出願人は、WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、自ら認証謄本を提供したり又は (受理官庁による) 提供を手配する代わりに、国際事務局 (IB) に対し優先権書類として使用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう請求することができます。当サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はない点にご留意下さい。

国立産業財産局 (DNPI) (ウルグアイ)

国立産業財産局 (DNPI) (ウルグアイ) は、2025 年 9 月 15 日より、DAS の提供庁及び取得庁の双方として運用を開始する旨を IB に通知しました。DAS 提供庁としては、2025 年 9 月 15 日以降、優先権書類としての特許出願の認証謄本を提供しますが、出願人が当サービスに対して優先権書類を提供するよう明示的に要請した場合となります。DAS 取得庁としては、優先権書類の提出期間が 2025 年 9 月 15 日までに満了していない出願を対象に当サービスを通じて当局が取得可能な優先権書類を受領します。

詳細は、該当する DAS に関する通知をご利用下さい。

https://www.wipo.int/en/web/das/participating-offices/search-details?territoryId=180

サウジ知的財産機関 (SAIP)

サウジ知的財産機関 (SAIP) は、2025 年 9 月 1 日より、DAS の取得庁として運用を開始する旨を IB に通知しました。DAS 取得庁としては、2025 年 9 月 1 日以降に提出された国内特許出願を対象に、当サービスを通じて当機関が取得可能な優先権書類を受領します。

詳細は、該当する DAS に関する通知をご利用下さい。

https://www.wipo.int/web/das/participating-offices/search-details?territoryId=149

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

グローバル・イノベーション・インデックス

グローバル・イノベーション・インデックス (GII) 2025 年版が公表されました。

https://www.wipo.int/en/web/global-innovation-index/2025/index

GII は、世界の経済圏をイノベーション力に基づいてランク付けします。約 80 の指標から構成され、イノベーションのインプットとアウトプットに分類される GII は、イノベーションの多面的な側面を捉えることを目的としています。



今回の GII は、スイス、スウェーデン、米国、韓国とシンガポールが GII 2025 年版ランキングの上位を占め、続いて英国、フィンランド、オランダ (王国)、デンマーク、そして初めてトップ 10 入りを果たした中国が続いています。一方、イノベーション投資の伸びが鈍化していることが、イノベーションの見通しを曇らせていると、同報告書は指摘しています。

GII 新版の調査結果の概要は、プレスリリース PR/2025/940 に公表されています。

https://www.wipo.int/pressroom/ja/articles/2025/article_0009.html

PCT アップデート

BG: ブルガリア (通信手段、代理人に関する要件)
JP: 日本国 (手数料)

2025 年 10 月 1 日より、手数料表 I(a) に表示されている、受理官庁としての日本国特許庁に支払う日本円での国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、同様に手数料表項目 4 に記載されている適用される手数料減額の日本円での換算額が変更になります。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (JP) が更新されました)

LU: ルクセンブルグ (代理人に関する要件、国家安全保障規定)
SK: スロバキア (手数料)
TR: トルコ (手数料)

取扱手数料 (日本国特許庁)

2025 年 10 月 1 日より、国際予備審機関 (IPEA) としての日本国特許庁 (JPO) に支払う取扱手数料の日本円での換算額が変更になります。新料金は 36,500 円です。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

(PCT 出願人の手引 附属書 E (JP) が更新されました)

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料 (一部の官庁)

2025 年 10 月 1 日より、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に特定した通貨で支払う換算額が変更になります。

欧州特許庁 (EPO) 日本円

フィリピン知的財産庁 スイスフラン、ユーロ

日本国特許庁 (JPO) スイスフラン、ユーロ

国立産業財産機関 (チリ) スイスフラン、ユーロ

サウジ知的財産機関 (SAIP) ユーロ

新料金は、手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (CL、EP、JP、PH、SA) が更新されました)

例外的な閉庁日

フィリピン知的財産庁

フィリピン知的財産庁は、2025 年 9 月 1 日は、悪天候のため、通常業務を行う目的で利用者に対して開庁しなかった旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

官庁により IB に提供される閉庁日の一覧表は、上記の情報を含めて更新されました。以下のリンク先にて利用可能です。

https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/ClosedDates.xhtml?lang=ja

PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連する書類又は手数料が官庁に到達すべき日が、通常業務を行う目的で利用者に対して開庁していない日 (閉庁日) に当たる場合には、その期間は後続の就業日に満了するよう延長されます。

カナダ知的財産庁: オンラインプラットフォームの休止予定

カナダ知的財産庁は、2025 年 9 月 26 日 (金) 午後 8 時から 9 月 28 日午後 10 時 (東部夏時間) まで、同庁オンラインプラットフォームの定期メンテナンスのため、PCT 電子出願や一般通信を含む e-commerce applications が利用できなくなる旨を国際事務局に通知しました。

期限厳守が必要な書類については、CIPO の通信手続を確認し、代替の書類提出方法をご検討下さい。

https://synergis.ic.gc.ca/t/1384145/3931491/28965/62/

詳細は、当庁ウェブサイト (https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en) をご利用下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

ご質問は、CIPO Client Service Centre までお問い合わせ下さい。

https://synergis.ic.gc.ca/t/1384145/3931491/28966/81/

2025 年 9 月 11 日に公開された国際出願に関する公開誤りの訂正

2025 年 9 月 11 日に公開された全ての国際出願について、技術的なエラーにより、公開された国際出願のフロントページ (PDF 画像) 上に、誤った公開日 (2025 年 9 月 12 日) が表示されていたことをお知らせします。それらの国際出願の PATENTSCOPE の書誌情報タブには既に正しく表示されている通り、正しい国際公開日は 2025 年 9 月 11 日です。国際事務局は、2025 年 10 月 2 日に、影響を受けた全ての国際出願の初回公開分のフロントページの誤りを修正し、再公開する予定です。

SME サポートシリーズ

PCT SME (訳者注: Small and Medium-sized Enterprises 中小企業) サポートシリーズ 第 2 回「中小企業における特許出願費用の管理方法は？」

Q: 私はスタートアップ企業の者で、現在の最先端技術に関する専門知識に基づき、新規性・進歩性があると確信している技術的アイデアを持っています。特許や PCT について聞いたことがありますが、弁理士に相談する前に、特許出願にかかるおおよその費用と、後の手続段階で費用を節減する方法について知りたいです。PCT を利用する場合、私の特許出願は、どの手数料減額を受けられる可能性がありますか？

A: 国際的な特許保護を求める計画をする際、費用は最も重要な考慮事項の一つです。国際的な特許保護の取得と維持は、多額の投資を必要とし、保護を求める国の数により費用がかさみます。実際のところ、発明者は全ての地域で特許保護を取得する必要はなく、競合他社が活動し、特許権の存続期間中に投資回収が見込める市場で、通常は数か国のみで特許保護を取得します。

一方、1 か国で最初の出願日を確保する費用は、わずか 100 スイスフランから最大数千スイスフランまでかかります。最初の出願日は、他の国々においてその最初の出願日 (優先日と呼ばれる) からの特許保護を主張して特許出願を行うための 12 か月の期間を確保します。費用の大半は、特許の審査、特許が付与された後の維持に関わる各特許庁での手数料、特許書類の翻訳費用や現地代理人の手数料など、出願人が特許の保護を他の国々へ拡大することを決定した場合に発生します。

PCT (特許協力条約) ルートは、出願人に優先日から 30 か月の期間、最大 158 か国において特許保護を求めるか否かを決定する機会を提供することで、戦略的な利点をもたらします。これは、PCT を利用しない場合の 12 か月よりも 18 か月長い期間です。国際出願プロセスには、通常、多くの出願人にとって初期段階で数千スイスフランの費用が発生しますが、PCT を利用しない場合と比較して、PCT を利用することで更に 18 か月間、多額の出費を効果的に先延ばしすることができます。その上、PCT には、特定の手数料減額やその他の費用節減方法も存在します。

PCT の基本情報については、SME サポートシリーズ初回記事をご参照下さい。初回記事では、本記事で言及する国際段階と国内/広域段階について説明しています。

国際的な特許保護にかかる費用を理解する

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

国際出願の提出と外国での特許保護の取得には、通常、以下の費用が発生します。

- 官庁手数料 – 特許庁に支払う出願手数料、審査手数料。
 - 国際段階における PCT 手数料 (送付手数料、国際出願手数料、国際調査手数料) は、通常、総費用のわずかな割合だが、国内特許出願 1 件分の費用を上回る。
 - 国内又は広域段階における各特許庁での審査手数料と年間維持手数料 (訳者注: いわゆる、特許年金)。
- 代理人費用: 専門代理人による法的代理費用は、国によって異なる (通常、国際段階では 1 名の代理人、国内又は広域段階では、各国特許庁ごとに複数の現地代理人が担当)。
- 翻訳費用: 特許書類の外国語への翻訳文の提供に必要 (出願書類の長さや言語によって、国ごとに最大数千スイスフラン)。

PCT 手数料減額リスト (国際段階)

国際段階では、出願人の特定の状況に応じて、以下の手数料減額が適用される場合があります。

- 電子出願: ePCT などのツールを利用した電子出願により、国際出願手数料の減額を受けられる (100、200、又は 300 スイスフランの減額)。更に、ePCT は、出願手続を簡素化し、特定のデータを検証するとともに、出願プロセスにおける潜在的なエラーについて警告する。
- 特許庁による中小企業を対象とした手数料減額: 特許庁の多くは、中小企業を対象とした PCT 手数料減額や、出願人がある一定の条件に当てはまる場合に同様の減額を行う。
- 開発途上国/自然人: 後発開発途上国からの全出願人は、国際出願手数料の 90%減額の対象となり、特定の他の開発途上国では、企業 (法人) ではなく発明者 (自然人) に対して同様の 90%減額が適用される。
- 国際調査手数料の減額: 国際調査機関 (ISA) として行動する特定の広域又は国内特許庁は、調査手数料を減額する。例えば、EPO やスペイン特許商標庁は、国際調査を実施する際、開発途上国の出願人を対象に手数料減額を行う (通常 75%)。

より詳しい情報は、詳細な PCT 手数料表 (定期的に更新)、各国特許庁ウェブサイト、PCT 出願人の手引 (手数料・減額・特定の条件に関する詳細を記載) に掲載されています。

上記の減額により、PCT 出願人は、国際段階における費用を削減可能な場合があります。

中小企業の特許取得プロセスにおける費用節減

スタートアップ企業向け費用節減策: PCT 手続は、優先日から最大 30 か月間、大半の支払を先延ばしできることから、効率的な費用管理の欠かせない仕組みです。その上、PCT 制度の利用による費用の繰り延べ等に加えて、特許出願と審査手続をより効率的に進めるには、以下の方法があります。

- 可能であれば、現地特許庁又は地域の Technology and Innovation Support Center (TISC) の支援を得て、予備的な先行技術調査を実施する。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

- 最先の出願日を確保するため、可能であれば仮特許出願であっても、まず国内特許出願をする。
- 国際出願の補正を検討する: 国際調査報告又は国際予備審査報告からのフィードバックにより、国内段階へ移行する前に修正点や戦略的転換の必要性を把握できる（クレーム（請求の範囲）手数料や翻訳費用の節減）。国内又は広域段階にて複数の補正を行う代わりに、国際出願を一度に整えることで、手続にかかる費用と労力を節減可能。
- 利用できる場合には、特許審査ハイウェイ（PPH）、その他のワークシェアリングやファストトラック手続を活用する。

重要なポイント

PCT ルートは、多くの状況における中小企業にとって国際的な特許保護を求める上で、最も柔軟且つ費用対効果の高い手段を提供します。利用可能な大幅な手数料減額と戦略的に特許化のタイミングを選んで実行することで、スタートアップ企業は、広範な特許保護の選択肢を維持しながら費用を管理することができます。効果的な費用の節減には、慎重な計画と利用可能な支援プログラムや手数料減額を活用することが不可欠です。

経験豊富な弁理士との連携は、費用の増加につながるものの、出願の特許権付与の確率を大幅に向上させ、高額となり得る出願書類の再提出や複数の補正を回避できるため、国際的な保護を求める大半の発明者にとって価値ある投資となります。

今後の PCT SME サポートシリーズでもニーズに合わせた有益な知見とアドバイスをお届けする予定です。ご質問はご遠慮なく PCT インフォメーション・サービスまでお問い合わせ下さい。

実務アドバイス

ePCT システムへのログイン用の高度な認証

Q: ePCT システムにログインする際、常に「高度な認証」を使用するよう促されます。高度な認証方法のオプションと、WIPO アカウントを安全に保つためのベストプラクティスを教えて下さい。

A: ePCT システムは、PCT 出願に関連する情報やサービスへの高度なセキュリティを用いたアクセスを提供するために開発されました。ほぼ全ての機能において、ユーザは、ユーザ名とパスワードだけでなく、二つ目の認証方法（一般的に二要素認証（2FA）と呼ばれる）を利用してログインする必要があります。WIPO アカウントでは、この認証方法を「高度な認証」と呼んでいます。

当然ながら、他の場所では再利用しない強力なパスワードを設定することが依然として重要ですが、高度な認証を導入することで、万一パスワードが漏洩した場合でも、WIPO アカウント経由でアクセス可能なデータへの不正アクセスや損害を防ぐ追加の防御層が存在することを意味します。

WIPO は現在、4 種類の高度な認証方法をサポートしています。ユーザは、これらのうち一つ以上を設定し、ログイン時に使用する認証方法を選択できます。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY



(1) ワンタイムパスワードアプリ方式

「ワンタイムパスワード (OTP) アプリ方式」とは、Google Authenticator や WinAuth など、携帯電話やコンピューターにインストール可能な、様々なアプリケーションで実装されているオープン標準 (IETF RFC 6238) を指します。ePCT アクセス用のアプリケーションを設定する際、WIPO は「共有秘密鍵」を生成し、QR コードをスキャンする又は 32 文字列をコピーするいずれかの方法によりアプリに伝達します。そしてアプリは、30 秒ごとに更新される 6 桁コード (時間ベースワンタイムパスワード: TOTP) を生成し、このコードを二つ目の認証要素として入力します。一部アプリには、ワンタイムパスワードを自動入力するブラウザ拡張機能が含まれています。

ワンタイムパスワードを生成するアプリが、ePCT ログイン用にお使いの携帯電話にインストールされているか、端末にインストールされているかに関わらず、ワンタイムパスワードが表示される前に、アプリがインストールされている端末へのログインプロセスに加えて、別の認証を要求するようにアプリを設定することを強く推奨します。

共有秘密鍵は、原則として複数の異なる認証アプリに設定可能です。このため、例えば、携帯電話が変更された場合でも、ワンタイムパスワードを使用することができます。但し、共有秘密鍵の送信や保存自体がセキュリティリスクをもたらす可能性があります。複数のアプリを使用する場合、一般的には、アプリごとに個別の共有秘密鍵を作成することを推奨します。複数の共有秘密鍵を同時に使用可能にしておけば、いずれかのパスワードでログインできます。万一、ある端末を紛失した又は侵害された場合でも、その共有秘密鍵を無効化すれば、他の端末の共有秘密鍵を安全に使い続けることが可能です。

(2) 電子証明書

電子証明書は、WIPO Customer Certification Authority が発行するファイル形式の電子的な証明書であり、ブラウザにインストールすることで、そのブラウザが、証明書が発行された者により管理されているかを検証することができます。ログインに使用する端末が物理的に安全である限り、電子証明書は十分なセキュリティレベルを提供します。但し、電子証明書の発行には時間を要し、PCT eServices による手動介入も必要となるため、他の高度な認証方法を利用可能なユーザには推奨されません。更に、ユーザの多くは、インストール作業、新しいブラウザや端末への再インストール、証明書の更新 (2 年ごとに必要) が煩雑だと指摘しています。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

煩雑な作業を回避するため、WIPO アカウントユーザが高度な認証方法を使用する際のベストプラクティスは、WIPO 電子証明書ではなく、プッシュ通知、又はワンタイムパスワード用のアプリをインストールするかアプリに携帯電話番号を登録することです。

(3) プッシュ通知

この高度な認証方法は、ログイン時に追加のパスワードが不要なため、高度なセキュリテイと利便性を兼ね備えています。iOS 及び Android システム向けに無料で提供されている専用アプリ ForgeRock Authenticator を携帯電話にインストールする必要があります。また、ePCT を利用する場所では、携帯電話のデータ通信環境が必要となります。ePCT へのログイン時に “push notification” を選択すると、携帯電話に“Authentication request for WIPO” の通知が表示されます。“accept” を押すと、携帯電話からの承諾がシステムに認識され、ログインが自動的に継続されます。

(4) ワンタイムパスワード SMS 方式

SMS 方式では、SMS を受信可能な携帯電話番号を登録することで、ログイン時にその番号へワンタイムパスワードが送信され、入力することで認証されます。

SMS 方式は、提供されている認証方法オプションの中で最もセキュリテイが低く、信頼性も低い可能性があります。端末に他のオプションをインストールできない又は使用できない場合にのみ推奨されます。ネットワーク信号が弱いため又は SMS 配信が常に確実ではないため、パスワードの送信が失敗したり大幅に遅延したりする可能性があります。また、SMS プロトコルもセキュリテイを前提に設計されたものではなく、SMS メッセージが別の携帯電話に転送される可能性もあります (但し、この種の攻撃の標的となるユーザは、同時により活発な攻撃形態の対象となり得ます)。

複数の高度な認証方法の利用

二要素認証を複数設定すること、さらに重要なのは、認証設定を全て同一端末に集中させないことを強く推奨します。これにより、認証方法の一つが一時的に利用不能になっても、代替方法でアカウントにアクセスすることができます。更に、いずれかの認証方法が喪失又は侵害された場合でも、PCT eServices の支援を必要とせずに、代替方法でログインし侵害された認証方法を無効化し、即座に代わる認証方法が設定可能です。認証方法の効果的な組み合わせとしては、プッシュ通知とワンタイムパスワード用アプリをセットにし、一方を携帯電話に、もう一方をコンピューターに設定する方法があります。異なるワンタイムパスワード用アプリを別の端末で使用する方法も同様に有効です。

不審な動作は報告を

高度な認証方法に変更があれば、登録済みの電子メールアドレスへ通知されます。予期せぬ動作を確認した場合には、直ちにログインを試み、パスワードと侵害された可能性のある高度な認証方法を両方とも変更して下さい。変更できたか否かにかかわらず、必ず PCT eServices へご連絡下さい。PCT eServices は、不審な動作を監視し必要に応じて問題の復旧を支援します。

詳細は、ePCT ユーザガイド FAQ をご参照下さい。

https://www.wipo.int/en/web/ipportal-support/epct-user-guide/faq

“Strong Authentication” タブから詳しい説明をご参照下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja

2025 年 10 月号 | No. 10/2025

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

第 32 回 PCT 国際機関会合 (PCT/MIA)

第 32 回 PCT 国際機関会合 (PCT/MIA) が、2025 年 10 月 29 日から 31 日までオンラインで開催されます。本会合では、第三者情報提供制度に基づき提出された文献の分析を国際機関に依頼できるようにする機会を提供すること、書面による開示以外の開示が関連先行技術の定義に含まれたことを受け見解書における引用方法を変更すること、並びに、2028 年 1 月 1 日より、国際事務局と各官庁又は機関との間で国際調査機関及び予備審査機関としての役割に関する取決めモデル案の使用に関する PCT 規則改正案を協議します。 また、本会合では、PCT 最小限資料及び配列表タスクフォースからの報告を検討し、配列表処理の向上について議論し、国際機関による (PCT 処理に関連する特許データの作成や交換用に) XML 又は JSON を用いた WIPO 標準の活用予定に関する情報も共有します。

議題案と作業文書は、以下のリンク先に掲載されています。

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=88990

本会合に先立ち、PCT/MIA 品質サブグループの非公式会合が、2025 年 10 月 27 日と 28 日にオンラインで開催されます。

EPO が 2025 年 10 月 1 日よりカラー及びグレースケール図面を受理開始

欧州特許庁 (EPO) は、2025 年 10 月 1 日より、EPO の電子出願ツールのいずれかを通じて提出される場合、白黒への変換なしのカラー及びグレースケール図面の提出を受理します。これらの図面の受理は、欧州特許出願や電子的に提出される中間書類全てを対象としますが、受理官庁としての EPO が受理する PCT 出願や国際段階において提出されるその他の書類には適用されません。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

2025 年 10 月 1 日以降に電子的になされる PCT 出願について、受理官庁としての EPO は、カラー及びグレースケール図面を非公式に受理、処理し、国際事務局 (IB) へ送付します。IB は、それらの図面を PATENTSCOPE 上で閲覧可能とします。但し、国際公開を含む国際段階での国際出願の正式な処理については、IB は、カラー及びグレースケール図面を白黒に変換します。その結果、それらの図面の細部が失われる可能性があります。

2025 年 10 月 1 日以降に欧州段階に移行するユーロ - PCT 出願については、指定/選択官庁としての EPO は、図面が PATENTSCOPE 上で閲覧可能であり、国際公開にカラー及びグレースケール図面である旨が記載されていることを条件として、それらの図面を受理、処理します。2025 年 10 月 1 日以降に電子的に提出される補正図面が、カラー又はグレースケールを含む場合、その内容は当初提出された図面を超えてはなりません (欧州特許条約第 123 条(2))。

（PCT 出願人の手引、附属書 C(EP) 及び国内編、概要 (EP) が更新されました）

国際調査機関としての欧州特許庁: CNIPA/EPO 試行プログラムが延長

中国国家知識産権局 (CNIPA) と欧州特許庁 (EPO) は、2020 年 12 月 1 日より、中国の国民又は居住者である PCT 出願人が、受理官庁としての CNIPA 又は国際事務局 (IB) に対し英語でなされる国際出願のための管轄国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) として、CNIPA に加えて、EPO を選択可能な試行プログラムを開始しました。

CNIPA と EPO の合意に基づき、本試行プログラムは、毎年最大 3,000 件の国際出願を対象とし、2026 年 12 月 1 日から 2031 年 11 月 30 日まで更に 5 年間延長されることになりました。

国際調査が ISA としての EPO により実施される本試行プログラムに参加する出願人は、IPEA としての役割における EPO に対し国際予備審査請求も行うことができます。

より詳しい情報は、以下のリンク先をご参照下さい。

https://www.epo.org/en/news-events/news/epo-and-cnipa-extend-pct-isa-pilot-until-2031 (英語)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/9/24/art_53_201732.html (中国語)

(PCT 出願人の手引 附属書 C (CN) が更新されました)

国際出願の電子出願と処理

EP 欧州特許庁

欧州特許庁 (EPO) は、2026 年 1 月 1 日より、EPO オンライン出願 (eOLF) の利用を停止し、今後、本出願システムを利用して EPO に提出される国際出願、国際出願に関連するその他の書類や通信を受理しない旨を国際事務局 (IB) に通知しました。当該官庁は、当該日以降、ePCT 出願、(ePCT 出願システムに統合された) EPO オンライン出願 2.0、EPO 緊急アップロードサービス (EPO Contingency Upload Service) を利用した電子形式による国際出願、国際出願に関連するその他の書類や通信を受理します。

(PCT 出願人の手引 附属書 C(EP) が更新されました)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

GB 英国

知的財産庁 (英国) は、2026 年 1 月 1 日より、EPO オンライン出願 (eOLF) を利用した電子形式による国際出願、国際出願に関連するその他の書類や通信を受理しません。2026 年 1 月 1 日以降、当該官庁は、ePCT 出願を利用した電子形式による国際出願、国際出願に関連するその他の書類や通信のみを受理します。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (GB) が更新されました)

SE スウェーデン

スウェーデン知的財産庁 (PRV) は、2025 年 12 月 11 日より、EPO オンライン出願 (eOLF) 経由の国際出願や関連書類の提出を受理しない旨を IB に通知しました。EPO オンライン出願に代わり、PRV は、2025 年 9 月 11 日より、国際出願の関連書類の提出を受理するため Online Filing SE の利用を開始しました。これを受けて、2025 年 12 月 11 日より、当該官庁に対し利用可能な出願手段は、ePCT 出願と Online Filing SE となります。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (SE) が更新されました)

近日配信予定の日本語ウェビナー 「PCT からの国内移行 ～実務と留意点 - 米国、中国、欧州を中心に～」

本ウェビナーでは、ユーザから多く寄せられる米国特許商標庁 (USPTO)、中国国家知識産権局 (CNIPA)、欧州特許庁 (EPO) への国内段階移行に関する疑問に答えるべく、各国の実務に熟知した日本人専門家を講師に迎え、各官庁での移行手続の要点を具体的に解説します。

日本語によるオンラインウェビナーは、2025 年 11 月 20 日 (木) 東京時間午後 2 時～5 時 (中央ヨーロッパ時間午前 6 時～9 時) に開催されます。参加登録は無料です。

PCT アップデート

AU: オーストラリア (電話番号)
BR: ブラジル (手数料表の更新)
BG: ブルガリア (ユーロ建ての手数料支払の受領)
CO: コロンビア (手数料)
IS: アイスランド (手数料)
KR: 韓国 (官庁名、電子メールとインターネットアドレス)

2025 年 10 月 1 日より、韓国知的財産庁 (KIPO) の官庁名、電子メールアドレスの一つとインターネットアドレスが、以下の通り変更されました。

官庁名:	知的財産処 (Ministry of Intellectual Property) (MOIP) (韓国)
電子メール:	ISA/IPEA: isamoip@korea.kr
インターネット:	https://www.moip.go.kr

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

(PCT 出願人の手引 附属書 B (KR) が更新されました)

NO: ノルウェー (官庁の住所)
PT: ポルトガル (手数料)

国際調査に関連する調査手数料 (ユーラシア特許機構、連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦))

2025 年 12 月 1 日より、連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) が実施する国際調査について、ユーロで支払う換算額が変更になります。新料金は、ロシア語で実施される調査は 93 ユーロ、英語で実施される調査は 464 ユーロとなります。

2025 年 12 月 1 日より、ユーラシア特許機構 (EAPO) が実施する国際調査について、ユーロで支払う換算額が変更になります。新料金は、ロシア語で実施される調査は 93 ユーロ、英語で実施される調査は 412 ユーロとなります。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (EA、RU) が更新されました)

毎週の更新情報をご確認下さい。

PCT 出願人の手引アップデート - PCT 出願人の手引の毎週の新着・更新情報

公示コレクション

例外的な閉庁日

フィリピン知的財産庁

フィリピン知的財産庁は、2025 年 9 月 22 日 (月) と 2025 年 9 月 26 日 (金) は、悪天候のため、通常業務を行う目的で利用者に対して開庁しなかった旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

上記の結果、PCT 規則 80.5(i) に従い、国際出願に関連する書類又は手数料が官庁に到達すべきであった日が、前述した日に当たった場合には、その期間は、後続の就業日のそれぞれ 2025 年 9 月 23 日 (火) と 2025 年 9 月 29 日 (月) に満了しました。

閉庁日に関する追加情報は、閉庁日の一覧表をご利用下さい。

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 実施細則の改正

PCT 実施細則の改正は、2025 年 7 月 1 日より施行されました。改正版は、PDF 形式の英語、フランス語、スペイン語、日本語、ロシア語に加えて、中国語でも以下のリンク先にて利用可能になりました。

www.wipo.int/zh/web/pct-system/texts/index

ご希望の言語は、当ページ右上のドロップダウンリストからご選択下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCT Basic Webinar Series (PCT 基礎ウェビナーシリーズ)

PCT ニュースレター2025 年 6 月号にて言及した通り、アイデアの保護に興味があるものの、特許手続に慣れていない方を対象に企画された PCT 基礎ウェビナーシリーズが、本年開始されました。本シリーズは、新規ユーザに特許の基礎から多国間の特許保護に至るまでの PCT プロセスを解説するものです。今後のウェビナーへの参加登録や、配信済みのエピソードの動画とサポート資料は、それぞれ英語版と中国語版で、以下のリンク先から利用可能です。

www.wipo.int/en/web/pct-system/training/pct-basics-webinar-series

www.wipo.int/zh/web/pct-system/training/pct-basics-webinar-series

エピソード 1: It all starts with an invention (すべては発明から始まる) とエピソード 2 : First steps in filing a PCT application (PCT 出願の最初のステップ) は、すでに英語で配信済みですが、他の言語でも配信予定です。

中国語版ウェビナーシリーズのエピソード 2 は、2025 年 10 月 30 日北京時間の午後 4 時～5 時 (中央ヨーロッパ時間の午前 9 時～10 時) に配信予定です。参加登録はこちら。

韓国語版ウェビナーシリーズのエピソード 1 は、2025 年 11 月 6 日ソウル時間の午後 4 時半 (中央ヨーロッパ時間の午前 8 時半) に配信予定です。参加登録はこちら。

日本語版ウェビナーシリーズのエピソード 1& 2 は、2025 年 11 月 13 日東京時間の午後 5 時～6 時 (中央ヨーロッパ時間の午前 9 時～10 時) に配信予定です。参加登録はこちら。

様々な言語で配信される PCT 基礎ウェビナーシリーズに関する最新情報は、以下のリンク先に掲載されています。

https://www.wipo.int/ja/web/pct-system/training/pct-basics-webinar-series

特許協力条約に関する上級者向けセミナー (PCT)

上級者向け PCT セミナーが 2025 年 10 月 13 日に開催されました。プログラムは、国際事務局からの PCT 専門家により実施され、ベストプラクティス、国内移行や PCT 制度の最新動向について解説されました。全ての研修資料は、PCT 研修ページ (https://www.wipo.int/ja/web/pct-system/training/index) にアップロードされており、利用可能です。

標準必須特許に関する WIPO シンポジウム

WIPO は、2025 年 9 月 18 日と 19 日に、標準必須特許 (Standard Essential Patent: SEP) に関するシンポジウムを初開催しました。標準必須特許とは、特定の技術標準の実施に不可欠な発明を保護する特許です。これらの標準は、様々な企業が提供する異なる製品やサービスの安全性、相互運用性、互換性を確保する上で極めて重要です。本イベントでは、世界中から多様なステークホルダーが参加し、標準必須特許とそのライセンスに関する政策、法令と経済的側面についての知見を共有しました。

会合文書は、以下のリンク先に掲載されています。

www.wipo.int/meetings/en/2025/wipo-symposium-on-standard-essential-patents.html

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

Green Technology Book EXPO25 特別版｜パリ協定から 10 年後 地球温暖化対策の推進



今月初め、WIPO はパリ協定の採択 10 周年を記念して、Green Technology Book EXPO25 特別版を刊行しました。アジア太平洋地域のエネルギー技術に焦点を当てた EXPO25 版は、世界のエネルギー転換を推進する新たな次世代ソリューションを特集しています。新報告書では、最先端エネルギー技術に関する主要な知見を明らかにし、イノベーションの事例を紹介するとともに、WIPO GREEN がいかに地球温暖化対策のためにグリーン技術の拡大を促進しているかを紹介しています。

書籍全文は、以下のリンク先に掲載されています。

www.wipo.int/web-publications/green-technology-book-expo-edition/en/index.html

SME サポートシリーズ記事に関する修正 (PCT ニュースレター2025 年 9 月号)

記事「PCT SME サポートシリーズ (第 2 回): 中小企業における特許出願費用の管理方法は？」に関して、(訳者注: PCT 手数料減額リスト (国際段階) の項目にある) ブレットポイント「特許庁による中小企業を対象とした手数料減額」では、括弧書きで「例: 欧州特許庁 (EPO) は、極小規模事業体を対象とし 30%減額を行う」との記載がありました。当項目は、国際段階における手数料減額に言及しているため、この情報は誤りでした。EPO における極小規模事業体を対象とした 30%の減額は、欧州段階に移行した後の国際出願にのみ適用されます。括弧書きの文章は削除され、関連ファイルは修正されました。EPO における極小規模事業体を対象とした手数料減額の詳細は、以下のリンク先をご参照下さい。

www.epo.org/en/service-support/faq/applying-patent/fee-reductions-small-and-micro-entities/which-fees-are-reduced

実務アドバイス

PCT 規則 92 の 2 に基づく氏名又は名義の変更の記録を国際事務局に請求すること

Q: 当社は、ある PCT 出願の指定出願人です。最近、他社を買収し、現在は新しい社名で活動しています。この変更を記録してもらうよう国際事務局 (IB) に請求したいと考えています。ePCT を利用していますが、「氏名 (名称) 変更」と「名義変更」のいずれかを選択する必要があります。どちらを選択し、何を提出すべきでしょうか？

A: その変更が名義変更か氏名の変更となるのかは、適用される国内法令 (通常は、会社が登録されている国の法令) によって決定されます。一般的に、権利の移転や合併の結果、新たな法人が成立し、商業登記簿にその旨が記載された場合には「名義変更」となります。その場合、出願人は「名義変更」を選択します。記録されるよう請求している変更の種類について IB に通知することは、出願人の責任となります。上述のような典型的な事例は存在するものの、IB が、個別案件において、名義変更か氏名 (名称) 変更かに関する出願人の判断の相談に対応することはできません。疑義がある場合には、弁護士な

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

どの現地専門家にご相談下さい。新しい社名を伴う名義変更の場合には、「名義変更」の選択に氏名（名称）の変更も含まれるため、別途請求を行う必要はありません。

ePCT や対応する電子出願システムでは、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更を記録するための「アクション」が存在しますが、出願人は正しい選択肢（訳者注: 名義変更か氏名（名称）変更か）を選択する必要があります。IB は、その他の要件が全て満たされている限り、選択された選択肢を記録し、その変更は、記録の変更通知書（様式 PCT/IB/306）に反映されます。誤った表示は、国際段階での出願処理に影響を及ぼすことはありませんが、出願人は、国内段階において変更の正当性を説明する必要が生じる場合があり、指定官庁（DO）から、国際段階で記録された変更に関連する証拠の提出を求められる可能性がある点にご留意下さい。そのため、記録変更の請求段階で正しい選択肢を選択したのかどうかを確認することが重要です。

出願人又は記録上の代理人が、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更を請求する場合の手続は単純で、出願人又は記録上の代理人の署名を有する変更届があれば十分です。IB は、変更に関する追加の確認をしたり、証拠の提出を求めることはありませんが、前述した通り、指定官庁（DO）がこれらを要求することがあります。 新たな代理人が選任された場合には、（すでに記録されている代理人（旧代理人）ではなく）出願人自身が署名した委任状が必要となる点にご留意下さい（PCT 規則 90.1(a) 及び 90.4)。

但し、変更を請求している者が、記録上の出願人ではなく新出願人である場合には、IB は請求された変更を裏付ける証拠を要求します。典型的には、記録上の出願人（旧出願人）の署名も付された譲渡証書、商業登記簿謄本、或いは、例えば法人出願人が破産した場合など、管財人からの書類などが該当します。ご注意いただきたいのは、提出した書類は全て PATENTSCOPE の書類タブで一般に閲覧可能となる点です。従って、機密情報は全て黒塗りすることをお勧めします。

新出願人が新たな代理人によって代理される場合、且つ当該代理人が変更を請求する者である場合には、出願人と代理人の変更が記録されるためには、新たな代理人は、追加的に新出願人からの委任状を提出しなければなりません。

変更を請求できる期間は優先日から 30 か月であり、該当するのは IB における受理日であり、受理官庁（RO）での受理日ではない点にご留意下さい。従って、IB は、ジュネーブ時間の 30 か月の末日の午後 11 時 59 分までに変更届を受理する必要があります。特に期間が迫っている場合には、出願人は変更届を RO ではなく ePCT のアクションを通じて直接、IB に送付することが推奨されます。

IB が 30 か月の期間内に変更届を受理した場合には、上述した通り、記録の変更通知書（様式 PCT/IB/306）を発行します。通知書には受理日は記載されませんが、その通知書自体が IB が期間内に変更届を受理したことの証拠となります。IB は変更を全指定官庁に通知します。実際、変更内容は PATENTSCOPE の書誌情報タブに反映され、当システムを利用する官庁は、その変更内容を ePCT にて閲覧することができます。なお、IB は、変更の記録のための特別手数料は徴収していません。

期間が経過した後に IB が変更届を受理した場合には、その変更は国際段階では記録できないため、各指定官庁の国内手続に従い（通常は、各官庁への手数料支払が発生）、別途請求する必要がある旨を出願人に通知します。

PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録の請求に関する詳細は、PCT 出願人の手引、国際段階 11.018～11.022 項と以下の PCT ニュースレターに掲載された実務アドバイスをご参照下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

2024 年 4 月号	「代理人変更後の ePCT におけるアクセス権の管理」
2022 年 7-8 月号	「ePCT から出願にアクセスすることなく、複数の国際出願について変更の請求を電子的に提出すること」
2016 年 12 月号	「出願人の変更がある場合の譲渡書類の提出」
2002 年 6 月号 (英語版)	(Documents to be submitted when requesting the recording of a change of applicant or agent)

訳者注: 2024 年 4 月以降の「PCT 規則 92bis に基づく変更申請後のアクセス権の管理」について、国際事務局による作成資料が WIPO 日本事務所トップページの ePCT 関連資料の欄に掲載されています。こちらからご利用下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja 2025 年 11 月号 | No. 11/2025

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

国際機関会合

第 32 回 PCT 国際機関会合 (「会合」) が、2025 年 10 月 29 日から 31 日までジュネーブにてオンラインで開催されました。議長による要約と作業文書は、以下の WIPO ウェブサイトに掲載されています。

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=88990

本会合にて協議されたトピックは、以下の通りです。

- 2025 年 10 月 27 日と 28 日にオンライン形式で開催された品質サブグループ会合の結果について。参加した国際機関は、品質管理システム (QMS: Quality Management System) に関する各機関の報告書を確認し、2 つの国際機関の間のレビューや小グループ形式の協議において実務を共有することが、品質管理における実務の継続的な向上に有益であると評価しました。本サブグループは、国際調査及び予備審査 (ISPE: International Search and Preliminary Examination) ガイドラインで選択肢が認められている実務事項について、各機関の情報を分かりやすく表示できるインタラクティブツールのプロトタイプを一般に利用可能とするよう勧告しました。詳細は、議長による要約 (文書 PCT/MIA/32/10 のアネックス II) をご参照下さい。
- データ形式に関する標準 (文書 PCT/MIA/32/7) について。参加した国際機関は、WIPO 標準 ST.36 と ST.96 を用いた XML ベース文書の開発に関する計画を共有し、国際事務局は、データ交換を円滑にするため、出願本体など特定の分野において異なる形式をサポートする可能性を認めたものの、全ての文書について二つの標準を併用した処理をサポートするだけのリソースはないことを強調しました。
- 2027 年末以降における国際調査機関及び予備審査機関の選定期間を延長する手続 (文書 PCT/MIA/32/8)、及び国際事務局と各官庁又は機関との間で、国際調査機関及び予備審査機関

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

としての役割に関する取決めに、簡素化された形式を使用するために必要となる PCT 規則改正について (文書 PCT/MIA/32/3)。

- 欧州特許庁と米国特許商標庁が主導する PCT 最小限資料タスクフォースに関するステータスレポートについて (文書 PCT/MIA/32/5)。本会合では、PCT 最小限資料に関する新たな常設タスクフォースの提案された任務を承認しました。同タスクフォースは、2026 年に、最小限資料に含まれる非特許文献の項目リストの包括的な見直しから着手する予定です。
- 配列表について (文書 PCT/MIA/32/6 及び PCT/MIA/32/9)。配列表タスクフォースを主導する欧州特許庁は、2025 年 11 月の WIPO 標準委員会で検討される予定の WIPO 標準 ST.26 の改定案の最新情報を提供しました。また、国際事務局は、WIPO Sequence Validator の次期バージョンを 2025 年第 4 四半期に、WIPO Sequence を 2026 年第 1 四半期にリリースする計画を本会合にて報告しました。
- 第三者 (情報提供制度) により提出された意見の分析を行えるようにするための提案 (文書 PCT/MIA/32/2)、並びに
- 2026 年 1 月 1 日より、国際調査及び予備審査の目的において、関連する先行技術に書面による開示以外の開示を含めることに伴う、PCT 規則の更なる改正案 (文書 PCT/MIA/32/4)。

最小限資料の部分を構成する特許・実用新案に関する文献

国際特許協力同盟 (PCT 同盟) 総会の第 55 回 (第 24 回通常) 会合で採択された PCT 規則 34.1(e) の改正 (2026 年 1 月 1 日発効) は、PCT 規則 34.1(d) に従い通知された特許・実用新案文献の利用可能性について国際事務局 (IB) が確認することを求めています。

IB は、これまでに、34 の特許庁から通知を受け、それらの文献の利用可能性を確認しました。これを受けて、2026 年 1 月 1 日より、1920 年 1 月 1 日以降に公開された、以下に挙げる特許庁の特許・実用新案文献が、最小限資料の部分を構成することになります。

AT オーストリア	DK デンマーク	IL イスラエル	SE スウェーデン
AU オーストラリア	EA ユーラシア特許機構	IN インド	SG シンガポール
BR ブラジル	EG エジプト	IS アイスランド	SK スロバキア
CA カナダ	EP 欧州特許機構	JP 日本国	SA サウジアラビア
CH スイス	ES スペイン	KR 韓国	TR トルコ
CL チリ	FI フィンランド	NO ノルウェー	UA ウクライナ
CN 中国	GB 英国	PH フィリピン	US アメリカ合衆国
CZ チェキア	HU ハンガリー	PL ポーランド	
DE ドイツ	IB WIPO 国際事務局	RU ロシア連邦	

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCT 実施細則の要件に従い、利用可能とされた特許・実用新案文献に関する詳細は、2025 年 10 月 23 日及び 10 月 30 日の公示 (PCT 公報) に掲載されています。

ブラジルがブダペスト条約に加入

ブラジル連邦共和国政府は、2025 年 10 月 20 日に、特許手続上の微生物寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の加入書を寄託しました。当条約の全締約国は、寄託機関の所在地にかかわらず、特許手続の一環として寄託された微生物を認める義務があります。ブダペスト条約は、ブラジル連邦共和国の加入について 2026 年 1 月 20 日に発効予定です。

www.wipo.int/wipolex/en/treaties/notifications/details/treaty_budapest_375

世界知的財産指標 2025



年次発行の世界知的財産指標報告書が公表されました。各国、広域の知的財産庁や WIPO 国際事務局から提供される 2024 年の出願、登録や有効特許に関する統計を使用し、特許、実用新案、商標、意匠、微生物、植物品種保護、地理的表示などを取り上げています。

本報告書によると、世界全体の特許出願活動では、2024 年に 370 万件の出願を記録し、2023 年に比べ 4.9%の増加となり、5 年連続の伸びを示しました。中国、インド、韓国、日本の居住者による特許出願の大幅な伸びが、2024 年の世界全体の出願件数増加の主な推進力となりました。

インタラクティブチャートを参考にされ、報告書のハイライトをご確認下さい。詳細な調査結果については、完全版をダウンロードしていただけます。関連するデータセットも全て利用可能ですので、ご自由にご使用下さい。

プレスリリース完全版は、以下のリンク先からご一読下さい。

www.wipo.int/pressroom/ja/articles/2025/article_0012.html

PCT ユーザ満足度調査 2025 の開始

WIPO は、PCT、マドリッド、またハーグ制度について、隔年でオンラインのアンケート調査を実施しています。WIPO に代わり、外部の調査会社 BERENT がアンケート調査を実施します。アンケート調査への協力依頼の案内は、ユーザ情報や制度の利用傾向を基に抽出された一部のユーザに対してのみ送られます。

ご意見は大変貴重です。アンケート調査票を受け取られた方は、是非ご回答いただけますようお願い申し上げます。調査結果は、PCT ユーザへのサービスの品質向上のための貴重な資料として役立てられます。アンケート調査票を受け取られていない方で、アンケート調査への参加を希望される方は、お気軽にお問い合わせ下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

ePCT 新バージョンがリリース予定 – eNotification サービスと ePCT を利用した全公開言語による IB 様式の生成

ePCT バージョン 4.16 は 2025 年 12 月上旬にリリース予定で、主に 2 つの新機能が含まれています。様式や書類の利用可能性に関して出願人へ通知する機能である eNotification と、全公開言語による IB 様式の機械翻訳版を生成する機能です。

新しい eNotification 機能により、国際事務局 (IB) は、当サービスの利用を希望する参加庁又は機関に代わって、ePCT でアクセス可能な発行済みの様式への通知リンクを出願人に提供できるようになり、出願人との迅速且つ安全な通信が可能となります。

また、IB 様式の機械翻訳版を生成する新機能により、官庁や出願人は、10 公開言語のいずれかで IB 様式の機械翻訳を表示できるようになります。なお、この機能は 2025 年 7 月 1 日に発効した PCT 規則 92 の改正に伴う実施ではありませんが、この機能強化により、異なる公開言語で業務を行う官庁や出願人にとって利便性が一層向上することになります。

ePCT の詳しい最新情報は、以下のリンク先に掲載されています。

www.wipo.int/en/web/ipportal-support/epct-office-user-guide/faq

2025 年 11 月 11 日は審査官の功績を称える日



知財の分野で審査官は、世界中の特許、商標、意匠、地理的表示の品質を確保する上で重要な役割を担い、イノベーション、技術開発、そして起業活動の発展を支えています。2025 年 11 月 11 日、WIPO は、初の審査官の功績を称える日を祝いました。詳しくは、動画 (6 言語で提供) とハサン・クライブ事務局次長による審査官の記念日に向けた動画メッセージをご視聴下さい。ウェブサイトでは、審査官向けの有用な資料、ソーシャルメディアキット (6 言語で提供)、また審査官の印象的なストーリーを紹介するチェンジメーカーズ・ギャラリーが掲載されています。

また、審査の舞台裏を紹介する動画コンテストの受賞作品とファイナリスト作品も視聴できます。

受賞作品おめでとうございます！

第 1 位: The Guardian of Innovation, Mexico

第 2 位: Our Jianghu “Martial Arts World”, China

第 3 位: Shaping Brands, The Examiner’s Pride, Uganda

第 4 位: A Day in the Life of an IP Examiner, Kazakhstan

第 5 位: The Silent Guardians: The Hidden Force Driving Innovation, Saudi Arabia

審査官の功績を称える日に関する情報は、次のリンク先に掲載されています。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

www.wipo.int/en/web/examiners

国際出願の電子形式による出願と処理

EPO オンライン出願 (eOLF) の廃止

以下の受理官庁は、電子出願ソフトウェアである EPO オンライン出願 (eOLF) を停止予定であり、今後は ePCT 出願経由の電子形式による国際出願、その他の中間書類や通信の受理を開始します。

2 文字コードと国名・機関名		eOLF の使用停止日
AT オーストリア	オーストリア特許庁	2025 年 10 月 31 日
DK デンマーク	デンマーク特許商標庁	2025 年 12 月 31 日
IB	WIPO 国際事務局	2026 年 1 月 1 日
IS アイスランド	アイスランド知的財産庁 (ISIPO)	2024 年 1 月 1 日

(PCT 出願人の手引 附属書 C (AT、DK、IB、IS) が更新されました)

LS レソト (ePCT 出願を受理開始)

受理官庁としての登録長官庁 (レソト) は、2026 年 1 月 5 日より、PCT 規則 89 の 2.1(d) 及び 89 の 2.2 に基づき、電子形式による国際出願の受理及び処理を開始する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。当該官庁は、ePCT 出願を利用して電子形式で提出される国際出願を受理します。適用される手数料表の項目 4 に表示された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件や運用を含む通知は、2025 年 11 月 20 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されています。

www.wipo.int/en/web/pct-system/official-notices/index

(PCT 出願人の手引 附属書 C (LS) が更新されました)

国際事務局の年末の閉庁日と公開スケジュール

年末期間中の国際事務局の閉庁日は、以下の通りです。

2025 年 12 月 25 日 (木)

2025 年 12 月 31 日 (水) 及び

2026 年 1 月 1 日 (木)

重要なお知らせ

PCT eServices と PCT オペレーションサービスは、上述した閉庁日は休業します。2025 年 12 月 26 日(金)、29 日(月)、30 日(火) は、平常通り午前 9 時から午後 6 時まで (中央ヨーロッパ時間) 業務を行います。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCT 公開は、2025 年 12 月 25 日(木) と 2026 年 1 月 1 日(木) に代わり、それぞれ 2025 年 12 月 26 日(金) と 2026 年 1 月 2 日(金) に行われる予定です。なお、出願の国際公開に関して考慮されるべき変更に係わる書類が到達すべき期限に変更はありません (それぞれ 2025 年 12 月 9 日(火) と 12 月 16 日(火) の午前零時 (中央ヨーロッパ時間) となります) 。

PCT インフォメーションサービスは、2025 年 12 月 24 日(水) から 2026 年 1 月 1 日(木) まで休業します。業務再開は 2026 年 1 月 2 日 (金) です。なお、年末休暇期間中であっても当サービスに電話されますと (電話番号: (+41-22) 338 83 38)、緊急用の電話番号を提供する録音メッセージが流れます。

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

(訳者注: 当サービスに関する一般説明)
PCT 出願人は、WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS) を利用することで、自ら認証謄本を提供したり又は (受理官庁による) 提供を手配する代わりに、国際事務局 (IB) に対し優先権書類として使用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう請求することができます。当サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はない点にご留意下さい。

サウジ知的財産機関が DAS 取得庁としての運用を開始

サウジ知的財産機関 (SAIP) は、2025 年 9 月 1 日より、WIPO DAS 取得庁として運用を開始した旨を IB に通知しました。取得庁である SAIP に対し当サービスから認証謄本を取得するよう請求するには、出願人は、願書の (訳者注: 第 VI 欄) 優先権主張欄にある優先権書類の提出の関連するボックスに記載するか、SAIP に書簡を送付して下さい。該当する DAS に関する通知は、以下のリンク先をご利用下さい。

www.wipo.int/en/web/das/participating-offices/search-details?territoryId=149

国立知的財産局 (パラグアイ) が DAS 取得庁としての運用を開始

国立知的財産局 (DINAPI) (パラグアイ) は、2025 年 12 月 10 日より、WIPO DAS 取得庁として運用を開始する旨を IB に通知しました。該当する DAS に関する通知は、以下のリンク先をご利用下さい。

www.wipo.int/en/web/das/participating-offices/search-details?territoryId=144

DAS 参加庁の詳細は、DAS に関する通知に掲載されています。

PCT アップデート

国際出願手数料及び取扱手数料の新しい換算額 (多くの官庁)

2026 年 1 月 1 日から、PCT 手数料表に記載されている、国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、手数料表の項目 4 に表示されている電子出願の減額 (該当する場合) 及び取扱手数料の換算額が変更になります。

PCT 出願人の手引 の以下の附属書において、これらの変更が反映されます (訳者注: これらの変更は、日本語版にはまだ反映されていません)。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

－ 附属書 C (受理官庁): AM、AP、AT、AU、AZ、BA、BG、BH、BW、BY、BZ、CA、CL、CN、CR、CV、CY、CZ、DE、DJ、DK、DO、EA、EC、EE、EG、EP、ES、FI、FR、GB、GE、GH、GR、HN、HR、HU、IB、IE、IL、IN、IQ、IS、IT、JM、JO、JP、KE、KG、KH、KZ、LR、LT、LU、LV、MD、MT、MW、MX、NI、NL、NO、NZ、OM、PA、PE、PG、PH、PT、QA、RO、RS、RU、SA、SC、SE、SG、SI、SK、SV、SY、TJ、TM、TT、UA、UG、US、UY、UZ、WS、ZA、ZM、ZW。

－ 附属書 D (国際調査機関): 全ての官庁

－ 附属書 SISA (国際調査機関 (補充調査)): 全ての官庁、及び

－ 附属書 E (国際予備審査機関): AT、AU、CA、CL、CN、EA、EG、EP、ES、FI、IL、IN、JP、KR、PH、RU、SA、SE、SG、UA、US、XN、XV。

CA: カナダ (調査手数料の変更)
CR: コスタリカ (問い合わせ先の変更)
FI: フィンランド特許登録庁 (ISA 及び IPEA の取決め、手数料の変更)
GE: ジョージア (受理官庁としての要件、国内移行要件)
HN: ホンジュラス (問い合わせ先の変更)
KZ: カザフスタン (国際調査機関/国際予備審査機関としての EAPO の指定)
QA: カタール (国際調査機関/国際予備審査機関としての SAIP の指定)
ME: モンテネグロ (問い合わせ先の変更)
RO: ルーマニア (受理官庁手数料の変更)
RS: セルビア (受理官庁及び指定官庁手数料の変更)
SK: スロバキア (国内移行、手数料の変更)
ZW: ジンバブエ (問い合わせ先の変更)

毎週の更新情報をご確認下さい。

PCT 出願人の手引アップデート - PCT 出願人の手引の毎週の新着・更新情報

公示コレクション

PCT 関連資料の最新/更新情報

欧州資格試験 (European Qualifying Examination) 用資料

欧州弁理士志望者向けの欧州資格試験 (EQE: European Qualifying Examination) 又は特許管理者向けの欧州特許管理者資格 (EPAC: European Patent Administration Certification) の受験者の試験対策資料準備を支援する目的で、国際事務局は EQE 及び EPAC 試験委員会との合意に基づき、PCT 出願人の手引特別版を用意しました。特別版には、2025 年 10 月 31 日付の各附属書や「国際段階」と「国内段階」の概要が、英語と仏語の両言語で収録されています。PDF ファイルは、検索可能な統合されたアプリケーションへ変更されており、EQE 用に利用可能です。インタラクティブ版はこちらからご利用下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCT Basic Webinar Series (PCT 基礎ウェビナーシリーズ) の中国語、日本語、韓国語による動画

エピソード 1: It all starts with an invention (すべては発明から始まる) とエピソード 2 : First steps in filing a PCT application (PCT 出願の最初のステップ) の中国語、日本語、韓国語による動画が視聴可能です。

PCT 国際機関品質報告書 2024

国際調査機関及び国際予備審査機関は、PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの 21.31 及び 21.32 項に従い、国際機関としての業務について実施された品質管理システム (QMS: Quality Management System) に関する年次報告書の提出が求められています。当報告書 2024 はこちらからご利用下さい。

地雷対策技術に関する新刊行物



WIPO の地雷対策技術に関する SPARK 報告書が、最近公表されました。2002 年から 2024 年までの特許データに基づき、本報告書は地雷対策技術における世界的な特許動向の概要を提供し、探知、除去、個人用保護具に焦点を当てています。分析からは、リモートセンシング技術への移行傾向が進んでおり、自律型システムや人工知能 (AI) に基づく意思決定への関心が高まっていることを明らかにしています。こうした進展は、危険な状況への人的曝露を最小限に抑えることで、地雷対策の安全性と効率性を高めるという業界全体の目標を支えるものです。全文はこちらからご一読下さい。

実務アドバイス

指定 (及び選択) 官庁に対する国内段階移行用の国際出願の送達

Q. 各国際出願について、指定官庁に国際出願が送達されたことを出願人に知らせる通知である、様式 PCT/IB/308 を受領します。この通知に対応する必要はないものと承知していますが、なぜこの通知が届くのかを理解したいので教えて下さい。

A: 様式 PCT/IB/308 は、国際事務局 (IB) が指定官庁に国際出願の写しを送付したことを出願人に通知するものです。出願人は通常、通知を 2 通受領しますが (訳者注:「国際出願の送達に関する出願人への最初の通知 (第 22 条(1) に基づく 30 か月の期限を適用していない指定官庁に対する送達)」と「国際出願の送達に関する出願人への二回目及び追加的な通知 (第 22 条(1) に基づく 30 か月の期限を適用している指定官庁に対する送達)」)、重要なのは、出願人が優先日から 28 か月が経過した後速やかに受領する「二回目及び追加的な通知」です (最初の通知は、19 か月が経過した後速やかに送付されますが、ルクセンブルクとタンザニア連合共和国*のみが対象となります)。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

国内段階に移行するには、PCT 第 22 条(1) は、出願人が翻訳文を提出し国内手数料を支払うことに加え、「第 20 条に規定する送達が既にされている場合を除き」、国際出願の写しを提出することを規定しています。

PCT 第 20 条(1)(a) は、指定官庁が国際出願の写しを受領する要件を免除する場合を除き、規則の定める通り、IB が、公開された国際出願を各指定官庁に送達することを規定しています。PCT 制度の初期には、自国が指定された場合に、各国際出願の写しを受領する要件を免除した指定国が増加しました。

2004 年に、全締約国をデフォルトで指定する制度の導入と、締約国数の増加を踏まえ、PCT 規則 93 の 2 が発効しました。同規則は、国際公開の日から、指定官庁は、関係する官庁の請求によってのみ、且つ当該官庁が特定する時に、IB に保有されている国際出願又は一件書類のその他の書類の写しを受領することを規定しています。この請求は、個別に特定された書類又は特定された一若しくは複数の書類の分類に関するものとして行うことができます (PCT 規則 93 の 2.1(a))。

PCT 規則 93 の 2.1(b) は更に、送達は、IB と指定官庁又は選択官庁との間で合意した時は、実施細則で定めるところにより、IB が電子図書館において、当該官庁が書類を電子形式で入手可能な状態にする時に行われたものとみなすことを規定しています。実務上、指定官庁は、出願人が関係する官庁に国内段階移行する時から、官庁向け ePCT やその他の電子書類交換システムなど様々な電子手段により、国際出願や関連書類の写しを取得することができます。

上述した様式 PCT/IB/308 では、指定官庁が 2 つに分類されて記載されています。

2. Notice is hereby given that the following designated Office(s), for which the time limit under Article 22(1), as in force from 1 April 2002, **does apply**, has/have requested that the communication of the international application, as provided for in Article 20, be effected under Rule 93*bis*.1. The International Bureau has effected that communication on the date indicated below:
08 December 2022 (08.12.2022)

EP

In accordance with Rule 47.1(c-*bis*)(i), those Offices will accept the present notice as conclusive evidence that the communication of the international application has duly taken place on the date of mailing indicated above and no copy of the international application is required to be furnished by the applicant to the designated Office(s).

3. The following designated Offices, for which the time limit under Article 22(1), as in force from 1 April 2002, **does apply**, have not requested, as at the time of mailing of the present notice, that the communication of the international application be effected under Rule 93*bis*.1 :

AE, AG, AL, AM, AO, AP, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DJ, DK, DM, DO, DZ, EA, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IQ, IR, IS, IT, JM, JO, JP, KE, KG, KH, KN, KP, KR, KW, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OA, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SA, SC, SD, SE, SG, SK, SL, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, UA, UG, US, UZ, VC, VN, WS, ZA, ZM, ZW

In accordance with Rule 47.1(c-*bis*)(ii), those Offices accept the present notice as conclusive evidence that the Contracting State for which that Office acts as a designated Office does not require the furnishing, under Article 22, by the applicant of a copy of the international application.

様式の項目 2 は、PCT 第 20 条及び PCT 規則 93 の 2.1 に基づく送達を請求している官庁向けで、現在、各国際出願について欧州特許庁が該当します。当該官庁は、当様式の郵送日 (すなわち、IB が、関連する電子システムにおいて当該出願を入手可能な状態とした日) に、IB が国際出願を送達したことの決定的証拠として当様式を受領します。従って、出願人は、当該官庁に対し写しを提供する必要はありません (PCT 規則 47.1(c の 2)(i) 及び PCT 規則 93 の 2)。

指定官庁の大半は、項目 3 に列挙されています。これらの指定官庁が、優先日から 28 か月が経過する前に IB に対し国際出願の送達を請求しなかった時は、PCT 規則 47.1(e) に基づき、当該官庁は、出願人による国内段階移行用の国際出願の写しの提出を要求しない旨を IB に通知したものとみなされます (PCT 規則 47.1(c の 2)(ii))。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

上記で説明した区別は法的に必要とされますが、出願人にとっては通常、実務的な重要性はありません。出願が公開されている場合には、出願人は、指定官庁に国際出願の写しを提出する必要はありませんのでご安心下さい。

なお、出願人が早期に国内段階移行する場合（国際公開前）には、IB は、出願人又は指定官庁の請求に応じて、速やかに国際出願を送達します（PCT 第 23 条(2) 及び PCT 規則 47.4）。

*これらの 2 か国では、優先日から 19 か月以内に国際予備審査の請求が行われない限り、国内段階への移行に依然として 20 か月の期間が適用されます。なお、これらの 2 か国は、広域特許制度の加盟国であり、優先日から 31 か月で広域段階に移行できる点にご留意下さい。

特集: PCT と 2025 年ノーベル賞

今年の科学技術分野のノーベル賞受賞者は、知的財産（IP）が人々の生活の向上に果たす役割を強く再認識させてくれる存在です。2025 年 10 月時点で、今年のノーベル賞受賞者によって約 200 件の PCT 出願が行われています。

2025 年ノーベル化学賞

北川進氏、Richard Robson 氏、Omar M. Yaghi 氏は、新たな分子構造体である金属有機構造体（MOFs: Metal-Organic Frameworks）の開発により、2025 年ノーベル化学賞を受賞しました。Richard Robson 氏が関与した注目すべき PCT 出願の一つは、PCT/AU2017/050727「金属有機構造体を用いた麻酔薬の捕捉・貯蔵方法」です。北川進氏は 1997 年以降、40 件以上の PCT 出願を行っており、うち 4 件は改良型 MOF 構造に関するものです。Omar M. Yaghi 氏は 1999 年以降、WIPO の PCT システムを積極的に活用しているユーザです。72 件の特許出願が、PCT ルートを経て複数国で特許保護を取得しました。彼の最も初期の PCT 出願は 2002 年に遡ります - PCT/US2002/013763（「異構造金属有機構造体、その形成方法、及び気体貯蔵への応用を目的とした細孔サイズと機能性の体系的設計」）。最新の出願（PCT/US2024/050115 - 「大気中の水分を回収するための共有結合性有機構造体」）は 2024 年に提出され、今年 4 月に公開されました。

2025 年ノーベル物理学賞

2025 年のノーベル物理学賞は、John Clarke 氏、Michel H. Devoret 氏と John M. Martinis 氏へ「電気回路における巨視的な量子力学的トンネル効果とエネルギー量子化の発見」に対して授与されました。Michel H. Devoret 氏による PCT 出願は約 20 件（出願人は主にイェール大学）、John M. Martinis 氏による PCT 出願は 16 件で、2017 年から 2023 年にかけては主に Google が出願人となっています。出願の一例として、PCT/US2019/012441 - 「超伝導回路によるハードウェア効率の高い耐障害性操作」があります。

2025 年のノーベル生理学・医学賞

2025 年のノーベル生理学・医学賞は、Mary E. Brunkow 氏、Frederick J. Ramsdell 氏と坂口志文氏の 3 人に「末梢免疫寛容に関する発見」に対して共同で授与されました。当然のことながら、ノーベル生理学・医学賞受賞者も PCT を多用しています。Mary E. Brunkow 氏による 1999 年以降の PCT 出願は 7 件見つかりました。このうち、Mary E. Brunkow 氏と Frederick J. Ramsdell 氏が共同出願した PCT

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

出願が 2 件あります。Frederick J. Ramsdell 氏 (PCT 出願 7 件) と坂口志文氏 (PCT 出願 25 件) も 1997 年以降、複数国での特許取得のために PCT 制度を継続的に利用しています。一例として、PCT/US2002/015897 - 「FOXP3 タンパク質を用いた霊長類の免疫機能調節方法」、PCT/US1999/018407 - 「マウスのスカーフィー表現型を引き起こす遺伝子とそのヒト直行遺伝子の同定」、並びに PCT/US2006/018540 - 「T 細胞を共刺激するために PHHLA 2 を使用する方法」があります。

*注記: 全ての特許データは、発明者名及び該当する場合は化学化合物による検索を用いて PATENTSCOPE から取得したものであり、2025 年 10 月時点の情報です。

参考資料

Popular information. NobelPrize.org. Nobel Prize Outreach 2025. https://www.nobelprize.org/prizes/chemistry/2025/popular-information

Advanced information. NobelPrize.org. Nobel Prize Outreach 2025. https://www.nobelprize.org/prizes/physics/2025/advanced-information

Advanced information. NobelPrize.org. Nobel Prize Outreach 2025. https://www.nobelprize.org/prizes/medicine/2025/advanced-information

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja 2025 年 12 月号 | No. 12/2025

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

PCT に関する法規の改正 – 2026 年 1 月 1 日発効

PCT 規則改正

2026 年 1 月 1 日に発効する PCT 規則改正は、以下の通りです。

- PCT 規則 33 及び 64 の改正について。国際調査と国際予備審査の目的で使用される関連先行技術の定義を拡張し、書面による開示以外の開示を含めるための改正。当改正は、2024 年 7 月 9 日から 17 日まで開催された第 56 回 PCT 同盟総会 (PCT 総会) にて採択されました。
- PCT 規則 34、36 及び 63 の改正について。国際調査機関が国際調査を行う際に参照する最小限資料の定義の改正、また、国内官庁又は政府間機関が、国際調査機関や国際予備審査機関として選定される前と選定されている間に継続して充足すべき最小限の要件の変更に関する改正。当改正は、2023 年 7 月 6 日から 14 日まで開催された第 55 回 PCT 総会にて採択されました。

PCT 規則改正を説明するパワーポイント資料は、以下のリンク先にてアクセス可能です。

https://www.wipo.int/ja/web/pct-system/texts/rule_changes_archive

2026 年 1 月 1 日に発効する PCT 規則改正の全条文は、PCT に関する法規 ウェブページにてアラビア語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語とスペイン語の PDF 形式で利用可能です。

英語とイタリア語以外の言語は、ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから選択できます。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCT 実施細則の改正

2026 年 1 月 1 日より、PCT 実施細則は、第 116 号、第 521 号と新しい附属書 H を追加し、改正されました。これらの変更は、改正された PCT 規則 34.1 で定義される PCT 最小限資料に関する新たな定義に関連し、特に附属書 H は、最小限資料に特許・実用新案の文献と非特許文献を含めるための技術的要件、利用する際の要件と手続を規定しています。詳細は、2024 年 6 月 19 日付回章 C. PCT 1672 をご参照下さい。

改正版は、PCT Legal Texts ウェブページにて、英語、フランス語、日本語、スペイン語とロシア語の PDF 形式で利用可能です。中国語版は、只今準備中でまもなく公表予定です。英語とフランス語の条文は、HTML 形式でも利用可能です。

PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの改訂

2026 年 1 月 1 日に発効する PCT 規則改正を実施する目的で、PCT 国際調査及び予備審査 (ISPE) ガイドラインも改訂されました。詳細は、12 月 16 日付回章 C. PCT1696 でご参照いただけます。

ガイドライン改訂版の全文は、PCT Legal Texts ウェブページにて、英語、フランス語とスペイン語の PDF 形式で利用可能です。

ePCT 最新情報

ePCT システムの新バージョン (version 4.16) が、2025 年 12 月 8 日にリリースされました。最新バージョンでは、IB 様式の生成、10 公開言語によるアクションや eNotifications (オンライン通知配信システム) などの新機能を提供しています。ePCT version 4.16 の出願人向け、官庁向けの新機能に関する詳細は、それぞれ以下のリンク先をご参照下さい。

www.wipo.int/en/web/ipportal-support/epct-user-guide/faq

www.wipo.int/ipportal-support/epct-office-user-guide/faq

出願人向け ePCT 最新機能

新たな一般機能

- 10 公開言語による IB 様式の生成とアクション: 出願人は「書類」セクションを選択 >「その他」>「翻訳を生成: 」で希望言語を選択し、「翻訳」をクリックすると、新しいウィンドウで PDF 様式を生成。機械翻訳は、WIPO による PCT 様式スタイルシートの 10 公開言語への翻訳に基づく。文書は、国際出願には保存されずにオンザフライで PDF 形式で生成。
- eNotifications - 新たなオンライン通知配信システムにより、出願人は、各官庁に代わって ePCT 経由で公式通知を受領可能。

具体的な改善点 (主な 5 つの機能)

1. ユーザが希望する通知方法を選択可能

2. ePCT アクション「第 II 章 国際予備審査請求の提出」に通知方法を表示

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

3. アクセス権の請求が有効な eOwner を持つ国際出願へ拡張

4. ePCT アクション「PCT 規則 92 の 2 の変更届」の機能向上

5. 関係機関によるファイル変換エラーから保護するための変換前ファイル機能

ePCT 出願では、イタリア語での Docx 形式による新規国際出願を受理可能

官庁向け ePCT 最新機能

新たな一般機能

- 10 公開言語による IB 様式の生成とアクション機能
- eNotifications - オンライン通知配信システム

RO (受理官庁) 機能: 官庁用新様式 PCT/RO/114、PCT/RO/142、PCT/RO/149 と様式 PCT/RO/117、PCT/RO/141 の更新版が利用可能。ePCT 新バージョンでは、機能向上のため、オフィスアクション「優先権書類を IB へ送付」に新たな必須項目を追加し、オフィスアクション「指定の取下げ」の書類添付要件を変更。

ISA (国際調査機関) と IPEA (国際予備審査機関) 向け機能

- 様式 ISA/206 (追加して納付すべき手数料の納付命令書) のドラフト処理の向上
- 引用文献検索における特殊文字を含む出願番号の処理を改善し、ISR/WOSA と様式 ISA/206 の検索精度を向上
- ePCT アクション「第 II 章 国際予備審査請求の提出」に選択された通知方法を表示

従来通り、官庁の皆様からのご意見・ご要望は PCT 国際協力部 (pcticd@wipo.int) へお寄せ下さい。現行の ePCT システムに関するご質問は、“Contact Us” リンクから PCT eServices ヘルプデスクへお送り下さい。

2026 年 PCT 作業部会会合

特許協力条約 (PCT) 作業部会の第 18 回 (再開) と第 19 回会合は、2026 年 2 月 2 日から 6 日までハイブリッド形式で開催されます。PCT 技術協力委員会の会合も同じ週に開催が予定され、ISA/IPEA 選定期間の延長について協議されます。議題案は、以下のリンク先から入手可能です。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=89833

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=89830

WIPO の振込先口座として使用されていたクレディ・スイス銀行口座の 2025 年 12 月 15 日付閉鎖について - 振込先口座情報更新のお願い

2025 年 7 月 1 日付で、WIPO の銀行口座は、Credit Suisse (クレディ・スイス) から UBS Switzerland に正式に移行しました。この移行により、WIPO 口座の銀行名、IBAN、SWIFT コードが変更となりました。移行手続完了のため、旧 Credit Suisse 口座は、2025 年 12 月 15 日を以て完全に閉鎖されます。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

対応方法: 今後の全てのお支払手続において、WIPO の振込先口座として以下の UBS Switzerland 口座情報をご利用くださいますようお願いいたします。

スイスフラン (CHF)

- 口座名義: WIPO
- 銀行: UBS Switzerland AG, Zurich, Switzerland
- IBAN: CH77 0024 0240 FP10 1035 6
- Swift コード: UBSWCHZH80A

米国ドル (USD)

- 口座名義: WIPO
- 銀行: UBS Switzerland AG, Zurich, Switzerland
- IBAN: CH24 0024 0240 FP10 2324 1
- Swift コード: UBSWCHZH80A

ユーロ (EUR)

- 口座名義: WIPO
- 銀行: UBS Switzerland AG, Zurich, Switzerland
- IBAN: CH67 0024 0240 FP10 2324 3
- Swift コード: UBSWCHZH80A

お支払いの遅延発生や支払拒否を避けるため、以下のご対応をお願いいたします。

- WIPO の最新の振込先口座として、移行後の UBS Switzerland 口座情報をご登録下さい。
- 今後の全てのお振込手続において、移行後の UBS Switzerland の銀行名、IBAN、SWIFT コードをお使い下さい。

国際事務局の 2026 年閉庁日

ジュネーブにある WIPO 本部では、以下の 8 日が公休日として指定されています。

全ての土曜日、日曜日、及び

2026 年 1 月 1 日

2026 年 4 月 3 日、6 日

2026 年 5 月 14 日、25 日

2026 年 7 月 31 日

2026 年 12 月 25 日、31 日

上述日は 国際事務局 (IB) (受理官庁としての役割も含む) に限った閉庁日であり、国内官庁又はその他の政府間機関には該当しない点にご留意下さい。IB の閉庁日に関する詳しい情報は、以下のリンク先からご確認下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/ClosedDates.xhtml?lang=ja

WIPO 手数料移転サービス (WIPO Fee Transfer Service)

2020 年 7 月 1 日から、受理官庁、国際調査機関、補充調査に指定された機関や国際予備審査機関は、“participating Office” (参加庁) として WIPO 手数料移転サービスに参加できるようになりました。当サービスでは PCT 手数料は、ある官庁 (“collecting Office” (徴収官庁)) から他の官庁 (“beneficiary Office” (受益官庁)) に対し国際事務局 (IB) を介して取り引きされます。詳細は、文書 PCT/WG/12/20 をご参照下さい。

https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=436911

IB は、当サービスに関する 2026 年実施期日表の最新情報を掲載しました。当期日表には、2026 年の実施期日が設定され、参加徴収官庁が IB に対し行う手数料移転情報の作成期日や送付期日、移転の対象となる手数料リストや、当リストに記載されたどの手数料と移転額が IB に対して又は IB により設定され、移転されるのかがまとめられています。2025 年 12 月 4 日付公示 (PCT 公報) をご参照下さい。

https://www.wipo.int/en/web/pct-system/official-notices/index

国際出願の電子形式による出願と処理

AT オーストリア (APO (Austrian Patent Office) のウェブベースのオンライン出願と ePCT 出願を受理)

受理官庁としてのオーストリア特許庁 (APO) は、2025 年 11 月 14 日より、APO のウェブベースのオンライン出願を利用した電子形式による国際出願の受理を開始しました。これにより、当該官庁は、ePCT 出願と APO のウェブベースのオンライン出願を利用した電子形式による国際出願を受理します。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (AT) が更新されました)

AZ アゼルバイジャン (ePCT 出願と PANAH システムによる出願を受理)

受理官庁としてのアゼルバイジャン共和国知的財産局は、2024 年 1 月 1 日より、PANAH システムを利用した電子形式による国際出願の受理を開始しています。これにより、当該官庁は、ePCT 出願と PANAH システムを利用した電子形式による国際出願を受理します。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (AZ) が更新されました)

EP 欧州特許庁 (大容量の配列表のみを含むデータキャリアを受領)

受理官庁、国際調査機関、補充調査に指定された機関や国際予備審査機関としての欧州特許庁 (EPO) は、EPO オンライン出願 2.0 と EPO Contingency Upload Service を利用する際に最大アップロードサイズ制限を超える場合に限り、データキャリア又は物理媒体で提出される配列表を許容します。EPO オンライン出願は、2026 年 1 月 1 日より廃止されることから、今後、データキャリアによる出願書類一式の提出はできなくなります。

EPO は、大容量の配列表の提出について、次の物理媒体を受領します: CD-R (ISO 9660 規格に準拠したもの)、DVD-R ディスク、DVD+R ディスクと USB フラッシュドライブ。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

(PCT 出願人の手引 附属書 D (EP)、SISA (EP)、国内編 概要 (EP) が更新されました)

LT リトアニア (EPO オンライン出願 (eOLF) の廃止)

リトアニア共和国国家特許局は、2024 年 3 月 27 日より、電子出願ソフトウェアである EPO オンライン出願 (OLF) を廃止しました。当局は、ePCT 出願を利用した電子形式による国際出願、その他の書類や通信を受理します。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (LT) が更新されました)

PCT アップデート

AL: アルバニア (国際公開後の仮保護)
AO: アンゴラ (ウェブサイトアドレスの変更)
AZ: アゼルバイジャン (ファクシミリによる書類提出の廃止)
BZ: ベリーズ (所在地の変更、国内手数料の変更)
DZ: アルジェリア (電話番号の変更、国内手数料)
FI: フィンランド (国内手数料の変更)
KG: キルギス (官庁名、電子メール、ウェブサイト、ファクシミリ番号の変更、国内段階移行の要件)

キルギス共和国内閣国家知的財産イノベーション局 (Kyrgyzpatent) は、以下の通り、官庁名を変更した旨を IB に通知しました。

官庁名: キルギス共和国科学高等教育イノベーション省
(Ministry of Science, Higher Education and Innovation of the Kyrgyz Republic)

(PCT 出願人の手引 附属書 B (KG) が更新されました)

MC: モナコ (官庁名の変更)

経済拡大部知的財産課 (モナコ) は、以下の通り、官庁名を変更した旨を IB に通知しました。

官庁名: モナコ産業財産庁 (MCIPO)
Monaco Industrial Property Office (MCIPO)

(PCT 出願人の手引 附属書 B (MC) が更新されました)

MX: メキシコ (国内段階移行の特別な要件)
SV: エルサルバドル (国内出願手数料)
TM: トルクメニスタン (電子メールの変更)
TT: トリニダード・トバゴ (官庁名の変更)

司法長官法務省知的財産庁 (トリニダード・トバゴ) は、以下の通り、官庁名を変更した旨を IB に通知しました。

官庁名: 国土法務省知的財産庁 (トリニダード・トバゴ)
Intellectual Property Office, Ministry of Land and Legal Affairs (Trinidad and

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

Tobago)

(PCT 出願人の手引 附属書 B (TT) が更新されました)

取扱手数料 (RO/FI 手数料の変更)

フィンランド特許登録庁 (PRH) は、2026 年 1 月 1 日より、以下の通り、受理官庁としての当該官庁に支払う手数料のユーロ (EUR) での新料金を IB に通知しました。

送付手数料: 140 ユーロ

優先権回復請求手数料: 550 ユーロ

(PCT 出願人の手引 附属書 C (FI) が更新されました)

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料 (カナダ知的財産庁)

カナダ知的財産庁が実施する国際調査の手数料について、スイスフラン (CHF)、ユーロ (EURO) と米国ドル (USD) での新換算額が設定されました。2026 年 1 月 1 日より適用される、新換算額は、1,360 スイスフラン、1,460 ユーロ、1,705 米国ドルとなります。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (CA) が更新されました)

新しい ISA 及び IPEA の取決め

カナダ知的財産庁 (CIPO)

カナダ政府と世界知的所有権機関 (WIPO) 国際事務局 (IB) との間で締結された取決めの改訂版が、2026 年 1 月 1 日付で発効します。当取決めは、特許協力条約の国際調査機関及び国際予備審査機関であるカナダ特許庁長官の役割に関するもので、以下のリンク先に掲載されています。

https://www.wipo.int/documents/d/pct-system/docs-en-agreements-ag-ca-2026.pdf

フィンランド特許登録庁 (PRH)

フィンランド特許登録庁と WIPO 国際事務局 (IB)との間で締結された取決めの改訂版が、2026 年 1 月 1 日付で発効します。当取決めは、特許協力条約の国際調査機関及び国際予備審査機関であるフィンランド特許登録庁の役割に関するもので、以下のリンク先に掲載されています。

https://www.wipo.int/documents/d/pct-system/docs-en-agreements-ag-fi-2026.pdf

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 様式がロシア語で入手可能

受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関に関連する様式 (2022 年 7 月 1 日より発効済み) が、英語、フランス語、ドイツ語とスペイン語に加えて、ロシア語でも入手可能となりました。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

www.wipo.int/ru/web/pct-system/forms/ro/index

www.wipo.int/ru/web/pct-system/forms/isa/index

www.wipo.int/ru/web/pct-system/forms/ipea/index

各ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから、ご希望の言語を選択できます。

ロシア語版を提供して下さった連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) に感謝申し上げます。

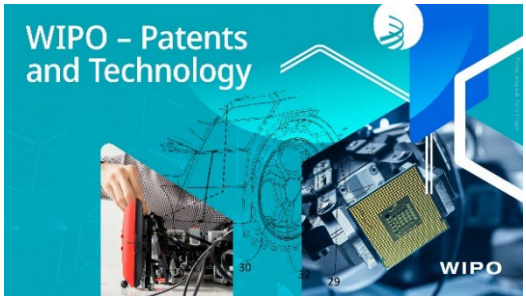
PCT の最新及び今後の動向に関する情報を提供する PCT ハイライト最新版

2026 年 1 月 1 日付で発効する PCT 規則改正や PCT 会合に関する情報が、PCT ハイライトウェブページにて更新されました。本ページでは、PCT 上級者向けに、過去 1 年間の PCT に関する最新の変更点、主要な資料や今後の動向について、要点を簡潔にまとめた概要を提供しています。PCT ハイライトは、毎月更新されます (訳者注: 是非日本語版を配信登録されご利用下さい)。

PCT ウェビナーの新しい録画動画

- 日本語ウェビナー「PCT からの国内移行 ～実務と留意点 - 米国、中国、欧州を中心に～」(2025 年 11 月 20 日 (木) に開催済み) には多くの方にご登録・ご参加いただき有難うございました。動画はこちらからアクセス可能です。
- Carl Oppedahl 講演による PCT レクチャーシリーズ (英語) (2025 年 11 月 25 日から 12 月 23 日まで) 全 15 回の動画は、こちらからアクセス可能です。
- PCT Basic Webinar Series (PCT 基礎ウェビナーシリーズ) エピソード 2 : First steps in filing a PCT application (PCT 出願の最初のステップ) 韓国語版のウェビナー資料と録画動画 (2025 年 12 月 10 日に配信済み) は、こちらからアクセス可能です。本ページの右上からその他の言語を選択可能です (訳者注: 日本語版ではエピソード 1 と 2 の録画動画が利用可能です)。

公式 LinkedIn ページ「WIPO – Patents and Technology」のご案内



特許・技術に関する WIPO の公式 LinkedIn ページを開設しました。特許や PCT に関する最新情報、専門家によるアドバイス、サクセスストーリーや学習機会等の情報を発信していきます。WIPO – Patents and Technology ページをフォローしていただくと、最新情報をお届けいたします。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

実務アドバイス

期間の末日が就業日でない日に当たる場合の期間の延長について

Q: 年末休暇期間が近づき、当事務所は、各特許庁へ文書を送付し手数料を支払う必要があります。どの程度「翌就業日ルール」(“next business day rule”) を利用できるのかを教えて下さい。

A: PCT 規則 80.5 は、PCT の期間が就業日でない日又は公休日に満了する場合の状況について規定しています。文書又は手数料が国内官庁又は政府間機関に到達すべき期間の満了日が就業日でない日に当たる場合、その期間は当該官庁が業務を行う後続の日に満了するとしています (いわゆる「翌就業日ルール」)。工業所有権の保護に関するパリ条約 (パリ条約) により定められた優先期間については、PCT 規則 2.4(b) は、PCT 規則 80.5 が優先期間に準用することを規定しています。

優先期間については、パリ条約第 4 条(C)(3) に同様の「翌就業日ルール」が規定されており、「期間の末日が公休日、又は保護を求める国において出願の受理業務を行わない日である場合」、当該期間は、後続の最初の就業日まで延長されることを定めています。但し、パリ条約は PCT より古い条約であるため、例えば受理官庁や指定官庁の区別といった PCT 特有の問題を考慮することはできません。国際事務局 (IB) が把握している限り、受理官庁の閉庁日 (指定官庁の閉庁日ではない) が国際出願の優先期間の満了を決定するものである点について、これまで指定官庁から異論が出たことはありません。すなわち、優先期間の末日が受理官庁の閉庁日に当たる場合、当該期間は、当該受理官庁の後続の最初の就業日に満了することになります。 PCT に関しては、PCT 規則 2.4(b) により、この点はさらに明確化され、議論の余地はなくなりました。

また、留意すべき重要な点は、いかなる期間の満了日は、必要な文書が提出され又は必要な手数料が支払われるべき地における日付とすることです (PCT 規則 80.4(b))。すなわち、受理官庁としての IB (RO/IB) に文書を提出する必要がある場合、その文書は、ジュネーブ時間 (中央ヨーロッパ時間) の午前零時までに IB に到達すべきことを意味します。

ePCT システムはジュネーブ現地時間を表示しており、各官庁が IB に閉庁日を通知していれば、入力内容を検証する際に、通常はそれらの官庁の閉庁日を考慮に入れます。但し、IB は、各官庁が年間を通じた閉庁日を通知することに依拠しており、これにより ePCT が検証に使用する参照データにこれらの日付を含めることが可能となります。IB は、全官庁に対し閉庁日について定期的に確認していますが、必ずしも全ての閉庁日が ePCT のデータに含まれているとは限りません。

IB に通知された各官庁の閉庁日は、ePCT の官庁プロファイルページに掲載されています。

https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/OfficeProfile.xhtml

また、各官庁の閉庁日は、以下のリンク先でも確認可能です。

https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/ClosedDates.xhtml

PCT 規則 80.5(ii) から (iv) は、本規則が適用される特定の状況を列挙しています。特に (iii) 項は、国内官庁が二以上の地に所在する場合、その所在地のうち少なくとも一において法定の休日に当たり、且つ、その国内官庁に適用される国内又は広域法令が、国内出願について、この場合にはその期間は後続の日に満了すると規定している場合に適用されることを明確にしています。例として欧州特許庁 (EPO) を挙げると、欧州特許条約規則 134 条(1) は、期間が、少なくとも一の EPO 出願受付窓口の閉庁日に満

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

了する場合、当該期間は、全ての出願受付窓口が書類を受領するために開庁しており、且つ、普通郵便物が配達される、後続の最初の就業日まで延長されると規定しています。例えば、EPO のミュンヘン出願受付窓口は、2026 年 1 月 6 日 は公現祭のため閉庁しますが、ハーグとベルリン出願受付窓口は開庁しています。従って、当該日に満了する期間は、全ての出願受付窓口が開庁する 2026 年 1 月 7 日まで延長されることになります。(詳細は、EPO 公報 (OJ EPO 2025, A40: www.epo.org/en/legal/official-journal/2025/06/a40) 参照)。

IB 以外の各官庁における就業日の終了時について、文書を提出し手数料を支払う期間がいつ満了するのかを各官庁に確認することは、出願人の責任となります。PCT 規則 80.7(a) は、当該期間は関係官庁の業務終了時に満了すると規定しています。但し、国内官庁は、当該規則(b) 項に従い、PCT に基づく文書の提出又は手数料の支払の期間を該当する日の午前 12 時まで延長することにより、PCT 規則 80.7(a) の規定に従わないことが可能です。

PCT ニュースレター2025 年 2 月号の実務アドバイス (各官庁による PCT 期間延長の可能性について) もご参照下さい。PCT は、特定の状況下において期間が遵守されなかったことによる遅滞を許容する一定の救済措置を規定しています。詳細は、PCT ニュースレターの実務アドバイス 2025 年 5 月号、2020 年 5 月号、 2020 年 3 月号と 2021 年 5 月号 (IB がある受理官庁での閉庁日の通知を受けていなかった場合に (出願人が) ePCT 出願を利用して国際出願を行う時に直面する問題) をご参照下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY